

弁護士 山中理司 様

令和2年8月17日付け法務省司司第382号において開示決定をした下記行政文書について、写しを送付します。

記

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案に関する法律案審議録

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

電話 03-3580-4111（内線：2364）

<資料目録>  
<弁護士報酬等の敗訴者負担制度>  
(平16・1・15)

- 1 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案
  - ① 改め文+理由
  - ② 新旧
- 2 説明資料
  - ① 訴訟代理人の報酬に係る費用の性質
  - ② 制度の概要
  - ③ 費用の負担額の図解
- 3 用例メモ
- 4 黒本コピー等
  - ① 民事訴訟費用等に関する法律
  - ② 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律  
(民事訴訟費用等に関する法律の改正部分の新旧・改め文)

## 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律

民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雜則（第二十九条・第三十条）」を「第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用（第二十八  
第五章 雜則（第二十九条・第三十条）

条の三）

に改める。

」

第四条第一項中「価額」の次に「及び別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎と  
されている訴訟の目的の価額」を加える。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

### 第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用

第二十八条の三 当事者双方が訴訟代理人（弁護士（第二条第十号上欄に規定する弁護士を除く。）、司法  
書士（司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第二項各号のいずれにも該当する司法書士に  
限る。）又は弁理士（弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第六条に規定する訴訟に関して訴訟代理人

となる弁理士又は同法第六条の二第一項の規定により同法第二条第五項に規定する特定侵害訴訟に関する  
訴訟代理人となる弁理士に限る。）に限る。以下この条において同じ。）を選任している訴訟において、  
第三項の定めるところにより当事者双方の共同の申立てがあるときは、第二条各号に掲げるもののほか、  
その訴訟の当該審級における当該当事者の訴訟代理人の報酬に係る費用は、訴訟費用とし、その額は、訴  
訟代理人の数にかかわらず、訴訟の目的の価額に応じて別表第三の定めるところにより算出して得た額と  
する。

2 前項の訴訟において民事訴訟法第四十七条第一項「（その例による場合を含む。）」の規定により当該  
訴訟に参加した第三者があり、かつ、当該第三者も訴訟代理人を選任している場合において、次項の定め  
るところにより当事者の双方又は一方及び当該第三者の共同の申立てがあるときは、第二条各号に掲げる  
もののほか、その訴訟の当該審級における当該当事者及び当該第三者の訴訟代理人の報酬に係る費用は、  
訴訟費用とし、その額は、前項と同様とする。

3 前二項の申立ては、当該審級における口頭弁論の終結の時（上告審にあつては、上告状又は上告理由書  
の提出の時。次項において同じ。）までに、請求及び当事者を特定して、書面でしなければならない。

4 当事者は、第一項又は第二項の申立てをした場合であつても、当該審級における口頭弁論の終結の時までは、共同して、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、その取下げについては、前項の規定を準用する。

5 訴訟代理人は、第一項若しくは第二項の申立て又は前項の取下げについては、特別の委任を受けなければならない。

6 第一項又は第二項の場合において、その訴訟の当該審級において請求又は請求の原因の変更があつた場合には、その訴訟の当該審級における当該当事者の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める訴訟の目的の価額に応じて別表第三の定めるところにより算出して得た額とする。ただし、訴訟の目的の価額の減額のみがあつた場合には、その費用の額は、一律にその減額後の訴訟の目的の価額に応じて別表第三の定めるところにより算出して得た額とする。

一 その変更後にその変更後の請求について更に第一 その変更後の訴訟の目的の価額

項又は第二項の申立てがあつた場合

二 前号に規定する申立てがない場合

その変更前の訴訟の目的の価額

7 第一項又は第二項の申立てをする旨又はしない旨の合意は、訴訟の係属後で訴訟代理人が選任されてい  
る時にされたものに限り、その効力を生ずる。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第二十八条の三関係）

項	上		下	
	欄	欄	欄	欄
一	訴訟の目的の価額が百万円までの部分		その価額十万円までごとに	一万円
二	訴訟の目的の価額が百万円を超えて五百万円までの部分		その価額二十万円までごとに	五千円
三	訴訟の目的の価額が五百万円を超えて千万円までの部分		その価額五十万円までごとに	一万円
四	訴訟の目的の価額が千万円を超えて十億円までの部分		その価額百万円までごとに	三千円

（施行期日）

1 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則

(経過措置)

2 この法律の施行前に訴えの提起があつた事件については、この法律による改正後の民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 理 由

司法制度改革の一環として、当事者双方の共同の申立てがある場合に弁護士等の訴訟代理人の報酬について敗訴者の負担とする制度の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
目次	目次	目次
第一章～第三章 (略)	第一章～第三章 (同上)	第一章～第三章 (同上)
<u>第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用 (第二十八条の三)</u>	<u>第四章 雜則 (二十九条・第三十条)</u>	<u>第四章 雜則 (二十九条・第三十条)</u>
<u>第五章 雜則 (二十九条・第三十条)</u>	附則	附則
附則		
(訴訟の目的の価額等)	(訴訟の目的の価額等)	(訴訟の目的の価額等)
第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額及び別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。	第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。	第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。
2～7 (略)	2～7 (同上)	2～7 (同上)
<u>第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用</u>		
(新設)		
<u>第二十八条の三 当事者双方が訴訟代理人（弁護士）（第二条第十号上）</u>		
(新設)		

- 欄に規定する弁護士を除く。）、司法書士（司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第二項各号のいずれにも該当する司法書士に限る。）又は弁理士（弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第六条に規定する訴訟に関する訴訟代理人となる弁理士又は同法第六条の二第一項の規定により同法第二条第五項に規定する特定侵害訴訟に関する訴訟代理人となる弁理士に限る。）に限る。以下この条において同じ。）を選任している訴訟において、第三項の定めるところにより当事者双方の共同の申立てがあるときは、第二条各号に掲げるもののほか、その訴訟の当該審級における当該当事者の訴訟代理人の報酬に係る費用は、訴訟費用とし、その額は、訴訟代理人の数にかかわらず、訴訟の目的の価額に応じて別表第二の定めるところにより算出して得た額とする。
- 2 前項の訴訟において民事訴訟法第四十七条第一項の規定「（その例による場合を含む。）」により当該訴訟に参加した第三者があり、かつ、当該第三者も訴訟代理人を選任している場合において、次項の定めるところにより当事者の双方又は一方及び当該第三者の共同の申立てがあるときは、第二条各号に掲げるもののほか、その訴訟の当該審級における当該当事者及び当該第三者の訴訟代理人の報酬に係る費用は、訴訟費用とし、その額は、前項と同様とする。
- 3 前二項の申立ては、当該審級における口頭弁論の終結の時（上告

審にあつては、上告状又は上告理由書の提出の時。次項において同じ。）までに、請求及び当事者を特定して、書面でしなければならない。

4|当事者は、第一項又は第二項の申立てをした場合であつても、当該審級における口頭弁論の終結の時までは、共同して、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、その取下げについては、前項の規定を準用する。

5|訴訟代理人は、第一項若しくは第二項の申立て又は前項の取下げについては、特別の委任を受けなければならない。

6|第一項又は第二項の場合において、その訴訟の当該審級において請求又は請求の原因の変更があつた場合には、その訴訟の当該審級における当該当事者の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める訴訟の目的の価額に応じて別表第三の定めるところにより算出して得た額とする。ただし、訴訟の目的の価額の減額のみがあつた場合には、その費用の額は、一律にその減額後の訴訟の目的の価額に応じて別表第三の定めるところにより算出して得た額とする。

一 その変更後にその変更後の請求の変更後の訴訟の目的の価額  
求について更に第一項又は第二

項の申立てがあつた場合

二 前号に規定する申立てがない その変更前の訴訟の目的の価額  
場合

7 第一項又は第二項の申立てをする旨又はしない旨の合意は、訴訟の係属後で訴訟代理人が選任されている時にされたものに限り、その効力を生ずる。

第五章 雜則

第二十九条、第三十条 (略)

第四章 雜則

第二十九条、第三十条 (同上)

別表第一、第二 (略)

別表第三 (第二十八条の三関係)

(新設)

別表第一、第二 (同上)

項	上欄		下欄	
	一 訴訟の目的の価額が百万円ま での部分	その価額十万円まで」とに 一万円	二 訴訟の目的の価額が百万円を 超え五百万円までの部分	その価額二十万円まで」とに に五千円
三 訴訟の目的の価額が五百万元	その価額五十万円まで」とと			

	を超え千万円までの部分	に一円
四 訴訟の目的の価額が千万円を 超え十億円までの部分	その価額百万円まで」とに 三千円	

## 訴訟代理人の報酬に係る費用の性質について

### 1 制度趣旨

訴訟代理人の報酬に係る費用は、訴訟代理人を選任した場合に通常必要となると思われる必要最低限度の額として訴訟費用とされるものであり、このような位置づけをすることにより、訴えによらずに訴訟費用償還手続きの中で費用を簡易に回収できる点にメリットがある。

### 2 一定額を法律で定める理由

訴訟代理人への報酬の額は依頼者と訴訟代理人との契約により定まるものであり、その額は千差万別であると考えられる。訴訟代理人の選任が訴訟を遂行する上で必要になっており、訴訟代理人の報酬についてはその一部を訴訟に必要な費用と認めて相手方から回収できるようにするという本制度の趣旨からは、訴訟代理人の報酬に係る費用の額を定めるに当たって、実際に訴訟代理人に支払った又は支払うべき費用の額を斟酌するという考え方もあり得る。しかし、実際に訴訟代理人に支払った又は支払うべき費用を斟酌して敗訴者の負担となる額を定めることは、訴訟費用が訴訟に一般的に必要となる最低限度の額を訴訟費用としていることとの整合性を保つことができず、当事者間の費用負担の公平という訴訟費用の負担原理に反する結果になりかねない。そこで、訴訟代理人に訴訟委任をした場合に、一般的に最低限必要になると思われる額を法律で定め、これを訴訟費用とする制度が合理的である。

なお、訴訟代理人の報酬に係る費用の額を法律で定めるに当たっては、一般に、訴訟代理人の報酬が訴訟の目的の価額に比例して高額化する傾向があることを考慮して、訴額に応じて順次加算するいわゆるスライド制が合理的であると考えられるが、訴訟費用となる訴訟代理人の報酬に係る費用の額が無限定に訴訟の目的の価額に比例して高額化することは、当事者間の費用負担の公平という観点からは問題を生じると考えられるので、一定額までは訴訟の目的の価額に比例して増額させ、一定額に達した後は訴訟の目的の価額にかかわらずその額とするのが合理的であると考えられる。

### 3 実際に訴訟代理人に支払又は支払うべき額との関係

この法律で定める額が実際に訴訟代理人に支払い又は支払うべき額に満たない場合でも、訴訟費用としてその差額を回収することはできない。

逆に、実際に訴訟代理人に支払い又は支払うべき額が法律で定める額に満たないことがあったとしても、訴訟費用とされるのは法律で定める額であり、実際に訴訟代理人に支払い又は支払うべき額ではない。このような場合に、法律で定める額と実際に訴訟代理人に支払い又は支払うべき額との差額を考慮することとすると、簡易な手続で訴訟に必要となつた費用の回収を図るという訴訟費用償還手続の趣旨を没却する結果となり、妥当でないと考えられる。

## 訴訟代理人の報酬に係る費用の敗訴者負担制度（概要）

### 1 制度の概要

#### ① 趣旨

訴訟係属後、当事者双方による共同の申立てがあったときは、訴訟代理人の報酬に係る費用を訴訟費用とする。

この制度により、訴訟代理人の報酬を別訴で請求しなくとも、訴訟費用償還手続を通じて回収できる点で、簡易・迅速な費用の回収が可能となる。また、当事者双方による共同の申立て（合意）を要件とすることにより、提訴萎縮的効果を避けつつ、当事者間の不公平を回避することが可能となる。このような面において、本制度は裁判所へのアクセスの拡充につながるものである。

#### ② 制度の対象

ア 訴訟における訴訟代理人への報酬に限る（法第28条の3第1項）

イ 訴訟代理人の範囲（法第28条の3第1項）

当事者が任意に選任した弁護士、司法書士及び弁理士に限る。指定代理人、支配人等の法令により裁判上の行為をすることができる代理人、裁判所の許可による代理人、裁判所の付添命令に従って当事者が選任した代理人及び裁判所の選任命令により選任された代理人を含まない。

ウ 補助参加人の訴訟代理人

補助参加人の訴訟代理人への報酬は対象外とする。

補助参加の場合は訴額を観念できない場合が想定されるため、負担額を設定することが困難であり、民事訴訟法第66条の規定を適用するのになじまない。

#### ③ 要件

ア 当事者双方が訴訟代理人を選任していること（法第28条の3第1項）

訴訟代理人を選任していないときは、訴訟代理人への報酬が生じておらず、これを回収させる理由がない。

一方の当事者のみが訴訟代理人を選任している場合にも本制度の適用を認めると、本人訴訟をしている当事者は、共同の申立てをしても相手方の訴訟代理人の報酬に係る費用を負担するリスクを負うのみであるが、このような制度は費用負担の公平という観点から問題がある。

イ 訴訟係属後に当事者双方が書面で共同の申立てをしたこと（法第28条の3第1項）

本制度の利用をどちらの当事者が主張しているかが裁判所に明らかになることによる裁判所の心証形成への影響を排除するため、本制度を利用する旨の合意が成立した後、裁判所に対して当事者双方が共同の申立てをすることを要件としている。

ウ 共同の申立ての際に特定すべき事項（法第28条の3第1項）

請求及び当事者を特定して、訴訟代理人への報酬の一部を訴訟費用とすることを内容とする。

## 工 方式（法第28条の3第3項）

共同の申立ては、当該審級における口頭弁論終結の時までにされることを要する。また、共同の申立ての有無をめぐる紛争を防止するため、書面によることを要することとしている。

## オ 独立当事者参加の場合（法第28条の3第2項）

民事訴訟法第47条第1項の規定により訴訟に参加した第三者がある場合（独立当事者参加の場合）、当事者の一方又は双方と当該第三者による共同の申立てがある場合には、共同の申立てをした者の間で訴訟代理人の報酬に係る費用を訴訟費用とする。

### ④ 共同の申立ての取下げ（法第28条の3第4項）

本制度は敗訴した場合のリスクを増加させる面があるため、いったん共同の申立てをした当事者（独立当事者参加の場合の第三者を含む）が共同で当該申立ての取下げを望む場合には、それを可能にしておく必要がある。取下げの方式等については共同の申立てに準ずる（同項後段）。

### ⑤ 訴訟代理人が共同の申立てをする場合の特別授権（法第28条の3第5項）

訴訟代理人が特別の授権もなく訴訟代理人の報酬に係る費用についての合意をするのは利益相反の面から問題であり、依頼者と訴訟代理人との間の紛争を誘発する可能性があるので、特別授権事項とする。

### ⑥ 共同申立てをする旨の合意の効力（法第28条の3第7項）

訴訟係属後、訴訟代理人が選任されている時にされた合意にのみ効力を認める。約款により本制度を利用することが契約の内容となり、実質的に本制度を利用せざるを得ない状況に置かれることを排除する趣旨である。

### ⑦ 負担額の定め方（法第28条の3第1項、別表第三）

#### ア 基本的な考え方

民訴費用法の一般原則に則して、訴額に応じて法律で（必要最小限の法定額を）定める。

#### イ 負担額の上限

負担額の上限（訴額10億円以上は一律に327万円）を定める。

訴訟費用とされる訴訟代理人の報酬に係る費用の法定額は必要最低限の額としての性質を有するところ、訴訟代理人の報酬は、訴訟の目的の価額が著しく高額である場合には訴訟の目的の価額に比例して増加するとは限らないことから、一定の上限額を設ける必要がある。

#### ウ 当事者が複数の訴訟代理人を選任しても増額はしない

当事者が複数の訴訟代理人に委任している場合に、勝訴者の複数の訴訟代理人への報酬の総額を敗訴者に負担させるのは、負担の公平の観点から問題がある。

#### エ 負担額の合意

負担額の合意は認めない。

訴訟費用とされる訴訟代理人の報酬に係る費用の額は必要最低限の額であり、これより低い額での合意を認める必要性に乏しく、逆にこれよ

り高額の合意を認めるとすると、訴訟費用としての性質を維持しつつ適正な限度額を設定することが極めて困難である。

オ 訴訟代理人の種類と負担額との関係

訴額に応じた必要最小限の額が法定されるので、弁護士か司法書士・弁理士かで異なる基準を定立する必要はない。

カ 実際に訴訟代理人に支払った（支払うべき）額との関係

訴訟代理人に支払った（支払うべき）額とは関係がない。

訴訟費用とされる訴訟代理人の報酬に係る費用の額は必要最低限度の額として法定されるものであり、実際に訴訟代理人に支払った（支払うべき）額がこれより低額であることは稀であると考えられる上、当事者は訴訟の目的の価額に応じて訴訟費用とされる訴訟代理人の報酬に係る費用の額を予測でき、その額を前提として本制度を利用するものと考えられるので、手続を過度に複雑にしてまで、実際に訴訟代理人に支払った（支払うべき）額との調整をする必要性に乏しいと考えられる。

## 2 訴訟手続上の問題

### ① 訴えの変更に関する問題

ア 請求の拡張・減縮の場合

(a) 請求の減縮（判例上は訴えの一部取下げ）の場合は、当事者に予想外の費用負担をさせることはないので、従来の合意の効力を認めても問題はなく、減縮後の請求について改めて合意をする必要はない。この場合の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、減縮後の訴額をもとに算定する（法第28条の3第6項ただし書）。

(b) 請求の拡張の場合は、それによって敗訴した場合の負担額が増加し得るので、拡張部分については改めて合意がされない限り、その部分について訴訟代理人の報酬に係る費用が訴訟費用となることはない（法第28条の3第6項本文、第1号）。従来の合意の効力については、拡張前の請求に関する限度でこれを認める（同項本文、第2号）。

イ 訴えの追加的変更の場合

追加された請求については改めて合意を要する（法第28条の3第6項本文、第1号）。従来の合意の効力については、上記ア(b)と同様。

### ② 上訴に関する問題

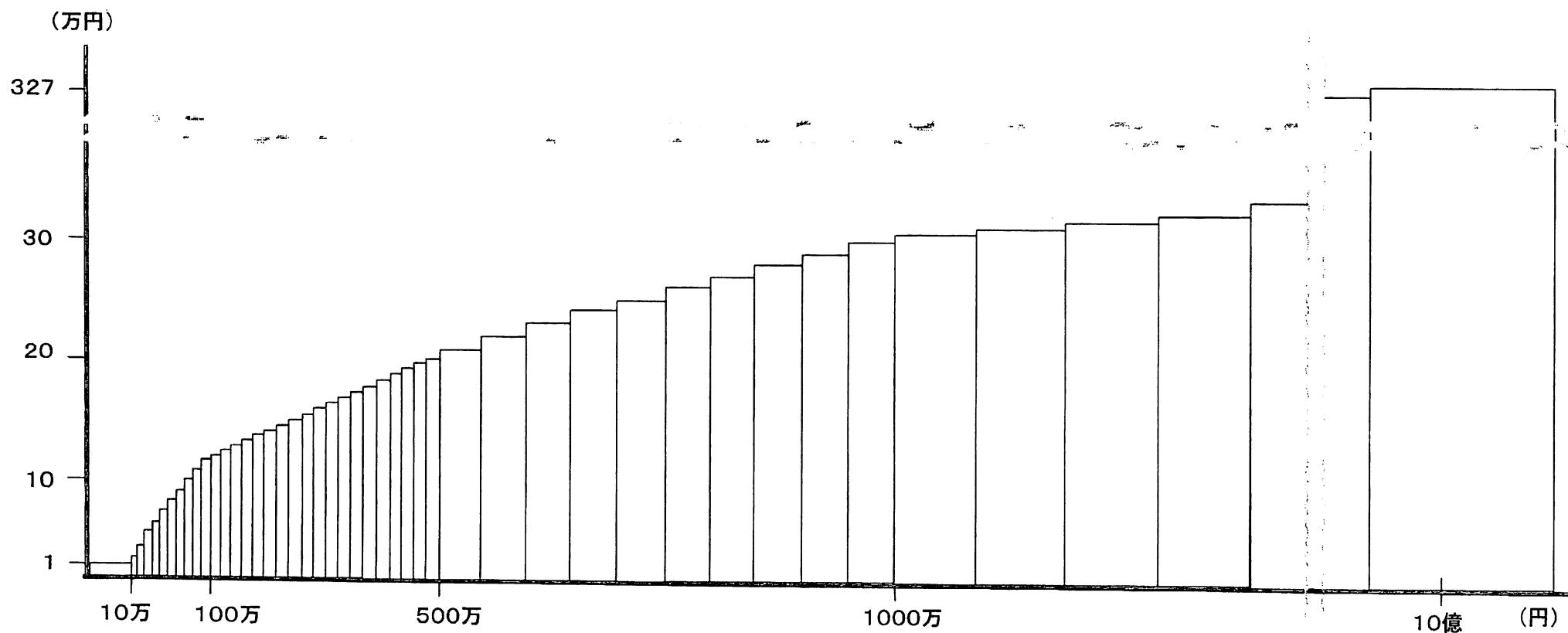
ア 費用の負担関係を簡明にする観点から、審級ごとの合意のみとする。

イ 第一審で合意が成立せず、控訴審又は上告審で初めて合意が成立した場合、第一審（上告審で初めて合意が成立した場合は第一審及び控訴審）の訴訟代理人の報酬に係る報酬についての取扱いについては、上訴審でさかのぼって前の審級における訴訟代理人の報酬に係る費用についての合意をすることは認めない。

ウ 上訴審における共同の申立ての手続は、控訴審の場合には第一審と同様であるが、上告審の場合には上告状又は上告理由書の提出の時までに書面を提出することになる（法第28条の3第3項）。

訴訟の目的の価額	訴訟代理人の報酬に係る費用の額
100万円まで	10万円までごとに 10,000円 (10%)
100万円超500万円まで	20万円までごとに 5,000円 (2.5%)
500万円超1,000万円まで	50万円までごとに 10,000円 (2.0%)
1,000万円超10億円まで	100万円までごとに 3,000円 (0.3%)
10億円超	加算しない

訴額	弁護士報酬	手数料	訴額	弁護士報酬	手数料
10万円	1万円	1,000円	5,000万円	42万円	17万円
50万円	5万円	5,000円	1億円	57万円	32万円
100万円	10万円	1万円	10億円	327万円	302万円
500万円	20万円	3万円	20億円	327万円	502万円
1,000万円	30万円	5万円	50億円	327万円	1102万円



## 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律（仮称）用例メモ（16.01.15）

### ＜第4条関係＞

#### に係る費用

- 独立行政法人水資源機構法（平成十四年十二月十八日法律第百八十二号）  
(特定施設に係る国の交付金等)

第二十一条 国は、特定施設の新築又は改築に要する費用（特定施設の新築又は改築に関する事業が廃止されたときは、その廃止に伴い追加的に必要となる費用を含む。）のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を機構に交付するものとする。

2～4 （略）

- 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）  
(納付義務)

第十一条 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。

- 一 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な次章に定める給付その他の給付に相当する金額
  - 二 証拠調べ又は調停事件以外の民事事件若しくは行政事件における事実の調査その他の行為を裁判所外でする場合に必要な裁判官及び裁判所書記官の旅費及び宿泊料で、証人の例により算定したものに相当する金額
- 2 前項の費用を納めるべき当事者等は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、申立てによつてする行為に係る費用についてはその申立人とし、職権でする行為に係る費用については裁判所が定める者とする。

#### （裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例）

第十三条の二 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一条第二項及び前二条の規定の適用については、これらの規定中「裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」とする。

- 一 督促手続
- 二 訴訟費用又は和解の費用の負担の額を定める手続
- 三 民事執行法第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める手続

### ＜第28条の3第1項関係＞

#### 当事者双方

- 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年十二月十七日法律第百五十八号）

#### （調停委員会が定める調停条項）

第十七条 特定調停においては、調停委員会は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができる。

2～5 (略)

6 第四項の告知が当事者双方にされたときは、特定調停において当事者間に合意が成立したものとみなす。

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

(独立当事者参加)

第四十七条 訴訟の結果によって権利が害されることを主張する第三者又は訴訟の目的の全部若しくは一部が自己の権利であることを主張する第三者は、その訴訟の当事者の双方又は一方を相手方として、当事者としてその訴訟に参加することができる。

2 前項の規定による参加の申出は、書面でしなければならない。

3 前項の書面は、当事者双方に送達しなければならない。

4 (略)

(訴訟費用額の確定手続)

第七十一条 訴訟費用の負担の額は、その負担の裁判が執行力を生じた後に、申立てにより、第一審裁判所の裁判所書記官が定める。

2 前項の場合において、当事者双方が訴訟費用を負担するときは、最高裁判所規則で定める場合を除き、各当事者の負担すべき費用は、その対当額について相殺があったものとみなす。

**訴訟代理人を選任**

○弁理士法（平成十二年四月二十六日法律第四十九号）

第四十一条 前条に規定するもののほか、特許業務法人は、第五条から第六条の二までの規定により弁理士が処理することができる事務を当該特許業務法人の社員又は使用人である弁理士（第六条の二に規定する事務に関しては、特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士に限る。以下「社員等」という。）に行わせる事務の委託を受けることができる。この場合において、当該特許業務法人は、委託者に、当該特許業務法人の社員等のうちからその補佐人又は訴訟代理人を選任させなければならない。

**いずれにも該当する司法書士**

○司法書士法（昭和二十五年五月二十二日法律第百九十七号）

(業務)

第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行ふことを業とする。

一～五 (略)

六 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起、再審及び強制執行に関する事項については、代理することができない。

- イ 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定による手続（口に規定する手続及び訴えの提起前における証拠保全手続を除く。）であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
  - ロ 民事訴訟法第二百七十五条の規定による和解の手続又は同法第七編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
  - ハ 民事訴訟法第二編第三章第七節の規定による訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
- 二 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の規定による手続であつて、調停を求める事項の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
- 七 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であつて紛争の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。
- 2 前項第六号及び第七号に規定する業務（以下「簡裁訴訟代理関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する司法書士に限り、行うことができる。
- 一 簡裁訴訟代理関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。
  - 二 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が簡裁訴訟代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。
  - 三 司法書士会の会員であること。
- 3～8 （略）

#### 訴訟代理人となる

- 弁理士法（平成十二年四月二十六日法律第四十九号）  
(特定侵害訴訟代理業務試験)

第十五条の二 特定侵害訴訟代理業務試験は、特定侵害訴訟に関する訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力に関する研修であつて経済産業省令で定めるものを修了した弁理士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するため、論文式による筆記の方法により行う。

- 2 第十二条から第十五条までの規定は、特定侵害訴訟代理業務試験について準用する。

- 民事執行法（昭和五十四年三月三十日法律第四号）  
(代理人)

**第十三条 民事訴訟法第五十四条第一項の規定により訴訟代理人となることができる者以外の者は、執行裁判所でする手続については、訴え又は執行抗告に係る手続を除き、執行裁判所の許可を受けて代理人となることができる。**

2 執行裁判所は、いつでも前項の許可を取り消すことができる。

に限る。) に限る。

○資産の流動化に関する法律（平成十年六月十五日法律第百五号）  
(社員提案権)

**第五十六条 第二種特定目的会社の特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員又は六月前から引き続き発行済みの優先出資（議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。）の総口数の百分の一以上に当たる優先出資若しくは三百口以上の優先出資を有する優先出資社員は、取締役に対し、社員総会の会日から八週間前に、書面をもって一定の事項（有議決権事項（当該優先出資社員が議決権を有する事項に限る。）に限る。）を当該社員総会の会議の目的とすべきことを請求することができる。**

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年七月二十五日法律第百二十三号）  
(障害者職業生活相談員)

**第七十九条 事業主は、厚生労働省令で定める数以上の障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者（厚生労働省令で定める者に限る。）に限る。以下この項及び第八十一条において同じ。）である労働者（重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者を含む。以下この項及び第八十一条において同じ。）を雇用する事業所においては、その雇用する労働者であつて、厚生労働大臣が行う講習（以下この条において「資格認定講習」という。）を修了したものその他厚生労働省令で定める資格を有するもののうちから、厚生労働省令で定めるところにより、障害者職業生活相談員を選任し、その者に当該事業所に雇用されている障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導を行わせなければならない。**

項の定めるところにより

別表の定めるところにより

○阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年二月二十日法律第十一号）  
(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)

**第十六条 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが阪神・淡路大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった居住者が、当該居住の用に供することができなくなった日後に租**

税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等（同項に規定する居住用家屋の新築又は同項に規定する居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得にあっては、同日以後初めてするものに限る。以下この条において「住宅の再取得等」という。）をし、かつ、当該住宅の再取得等をした同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）を平成十一年一月一日から平成十六年十二月三十一日までの間に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年（次項において「居住年」という。）以後六年間の各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又は当該住宅の再取得等をした同法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年にあっては、これらの日。以下この項及び次項において同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下第三項までにおいて「特例適用年」という。）において当該住宅の再取得等に係る同条第一項に規定する住宅借入金等（以下この条において「再建住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、その者の選択により、当該特例適用年における同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、同法第四十一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として、同条及び同法第四十一条の二の規定を適用することができる。

一～三（略）

2、3（略）

4 第一項に規定する居住者が、二以上の住宅の再取得等をし、これらの住宅の再取得等をした同項の居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同一の年中に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、同項に規定する選択は、これらの住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額のすべてについてしなければならないものとする。

5、6（略）

#### ○政党助成法（平成六年二月四日法律第五号）

（政党交付金の交付時期等）

第十一条 各政党に対して交付すべき政党交付金は、総務省令で定めるところにより、四月にその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額の四分の一に相当する額を、七月にその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額からその年において既に当該政党に対して交付した政党交付金の額を控除した残額の三分の一に相当する額を、十月にそ

の年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額からその年において既に当該政党に対して交付した政党交付金の額を控除した残額の二分の一に相当する額を、十二月にその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額からその年において既に当該政党に対して交付した政党交付金の額を控除した残額を、それぞれ交付する。

- 2 政党は、前項の規定により政党交付金の交付を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣に対し、請求書を提出しなければならない。この場合において、政党は、法人格付与法第四条第一項の規定による法人である政党である旨を証する登記簿の謄本又は抄本を添付しなければならない。
- 3 前項の請求書を同項の定めるところにより提出しない政党に対しては、その年分の政党交付金は、交付しない。ただし、その年の十二月の交付時期までに当該請求書の提出があった場合には、当該請求書に係る政党交付金については、総務省令で定めるところにより、交付する。

○文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）  
(伝統的建造物群保存地区)

第八十三条の二 この章において「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第一項又は第二項の定めるところにより市町村が定める地区をいう。

○道路交通法施行令（昭和三十五年十月十一日政令第二百七十号）

第二十六条の七 法第七十五条の二第一項の政令で定める基準は、次の表一の上欄に掲げる違反行為が行われた場合において、自動車の使用者がその違反行為の区分ごとに同表の中欄に掲げる指示を受けた後一年以内における当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数（当該違反行為及び当該指示を受けた時から当該違反行為が行われた時までの間における当該自動車についての当該違反行為と同一の区分のその他の違反行為（その行為の都度、同表の下欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限る。）のそれれについて別表第一の定めるところにより付した基礎点数の合計をいう。以下この条において同じ。）が、当該自動車の使用者の次の表二の上欄に掲げる前歴の回数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める点数以上の点数に該当することとなつたときは、当該自動車の次の表三の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間を超えない範囲内の期間、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることとする。

表一～三 （略）

・・・は・・・とし、・・・額は、・・・表の・・・額とする。

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年一月二十一日政令第十六号）

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

**共同の申立て**

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（裁判所等が定める和解条項）

第二百六十五条 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができる。

2～5 （略）

○特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年十二月十七日法律第百五十八号）

（調停委員会が定める調停条項）

第十七条 特定調停においては、調停委員会は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができる。

2～6 （略）

**当該審級**

○刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号）

第五十一条 検察官、被告人又は弁護人は、公判調書の記載の正確性につき異議を申し立てができる。異議の申立があつたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

2 前項の異議の申立は、遅くとも当該審級における最終の公判期日後十四日以内にこれをしなければならない。但し、判決を宣告する公判期日の調書については、整理ができた日から十四日以内にこれをすることができる。

**訴訟費用とする**

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（証拠保全の費用）

第二百四十二条 証拠保全に関する費用は、訴訟費用の一部とする。

(訴え提起前の和解)

第二百七十五条 民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることができる。

2 前項の和解が調わない場合において、和解の期日に出頭した当事者双方の申立てがあるときは、裁判所は、直ちに訴訟の弁論を命ずる。この場合においては、和解の申立てをした者は、その申立てをした時に、訴えを提起したものとみなし、和解の費用は、訴訟費用の一部とする。

3、4 (略)

<第28条の3第2項関係>

(その例による場合を含む。)

○債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年六月十二日法律第百四号）

(破産法 等の適用除外)

第十一条 債権譲渡登記がされている譲渡に係る債権及び前条第一項に規定する質権の設定の登記がされている質権については、破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十条後段（同法第百二十条ノ二及び第百二十二条又は他の法律において準用する場合を含む。）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百四十八条第一項（同条第二項及び同法第二百四十九条第六項において準用する場合を含む。）並びに第二百四十八条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第百六十一条第一項（同条第二項及び同法第百六十二条第五項において準用する場合を含む。）、第百六十一条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第三百三十四条第一項（同条第二項及び同法第三百三十五条第五項において準用する場合を含む。）並びに第三百三十四条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）並びに外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 前項に規定する質権によって担保される債権については、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第六十四条（その例による場合を含む。）並びに民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百五十条（他の法律において準用する場合を含む。）及び第百六十四条第一項の規定は、適用しない。

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年四月六日法律第四十号）  
(申立ての手数料)

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

- 2 民事訴訟法第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十七条第三項の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたときは、当該申立てをした者は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。
- 3 一の判決に対して上告の提起及び上告受理の申立てをする場合において、その主張する利益が共通であるときは、その限度において、その一方について納めた手数料は、他の方についても納めたものとみなす。一の決定又は命令に対して民事訴訟法第三百三十六条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による抗告の提起及び同法第三百三十七条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による抗告の許可の申立てをする場合も、同様とする。

（説明者の旅費の請求等）

第十九条 民事訴訟法第二百十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二条の三十二第二項の規定による説明者、民事訴訟法第百八十七条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。

○執行官法（昭和四十一年七月一日法律第百十一号）

（手数料を受ける場合）

第八条 執行官は、次の各号に掲げる事務ごとに、その手数料を受けるものとする。

一 文書の送達

一の二 民事訴訟法第百三十二条の四第一項第四号の处分による物の形状、占有関係その他の現況の調査

二 差押え又は仮差押えの執行

三 民事執行法第百二十五条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による手続に係る事務

四～九 （略）

十 民事執行法第百二十七条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による決定による動産の取上げ

十一 差押え又は仮差押えの執行をした動産その他執行官の保管している物を執行処分の取消しとして債務者その他これを受け取る権利を有する者に引き渡すこと。

十二 民事執行法第六条第二項 又は第九十六条第二項（これらを準用し、

- 又はその例による場合を含む。)の規定による援助
- 十三～十六 (略)
- 十七 民事執行法第五十五条第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）、第六十八条の二第一項、第七十七条第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）又は第百八十七条第一項（同法第五十五条第一項第二号 又は第三号 に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずる場合に限る。）（これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による決定により不動産に対する占有を解いて保管し、又は保管のため申立人にその占有を取得させること。
- 十七の二 民事執行法第六十四条の二第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。)の内覧の実施
- 十八～二十二 (略)
- 2 執行官は、前項各号の事務の実施に着手する前であつても、次の各号に掲げる場合においては、当該事務に係る手数料を受ける。
- 一 送達又は前項第一号の二の現況の調査を行うべき場所に臨んだ場合において、執行官の責めに帰することができない事由によつて送達又は同号の現況の調査を実施することができなかつたとき。
  - 二 前項第二号から第四号まで、第六号から第十五号まで及び第十七号から第二十一号までに掲げる事務について、最高裁判所の規則で定める当該事務の実施に必要な準備行為をした後において、民事執行法第三十九条第一項若しくは第百八十三条第一項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。)に規定する事由又は申立ての取下げその他当事者に存する事由により、その実施を取りやめたとき。

#### 当事者の双方又は一方

○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年七月十一日法律 第百十二号）

（当事者に対する助言及び指導）

第四条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争を除く。）に関し、当該個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該個別労働関係紛争の当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（独立当事者参加）

第四十七条 訴訟の結果によって権利が害されることを主張する第三者又は訴訟の目的の全部若しくは一部が自己の権利であることを主張する第三者

は、その訴訟の当事者の双方又は一方を相手方として、当事者としてその訴訟に参加することができる。

**第二百四十四条** 裁判所は、当事者の双方又は一方が口頭弁論の期日に出頭せず、又は弁論をしないで退廷をした場合において、審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況を考慮して相当と認めるときは、終局判決をすることができる。ただし、当事者の一方が口頭弁論の期日に出頭せず、又は弁論をしないで退廷をした場合には、出頭した相手方の申出があるときに限る。

### <第28条の3第3項関係>

#### 口頭弁論終結

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）  
(定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴え)

**第一百十七条** 口頭弁論終結前に生じた損害につき定期金による賠償を命じた確定判決について、口頭弁論終結後に、後遺障害の程度、賃金水準その他損害額の算定の基礎となった事情に著しい変更が生じた場合には、その判決の変更を求める訴えを提起することができる。ただし、その訴えの提起の日以後に支払期限が到来する定期金に係る部分に限る。

2 前項の訴えは、第一審裁判所の管轄に専属する。

#### 口頭弁論の終結の時まで

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）  
(同時審判の申出がある共同訴訟)

**第四十一条** 共同被告の一方に対する訴訟の目的である権利と共同被告の他方に対する訴訟の目的である権利とが法律上併存し得ない関係にある場合において、原告の申出があったときは、弁論及び裁判は、分離しないでしなければならない。

2 前項の申出は、控訴審の口頭弁論の終結の時までにしなければならない。

#### の提出の時

○仲裁法（平成十五年八月一日法律第百三十八号）  
(自己の仲裁権限の有無についての判断)

**第二十三条** 仲裁廷は、仲裁合意の存否又は効力に関する主張についての判断その他自己の仲裁権限（仲裁手続における審理及び仲裁判断を行う権限をいう。以下この条において同じ。）の有無についての判断を示すことができる。

2 仲裁手続において、仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の主張は、その原因となる事由が仲裁手続の進行中に生じた場合にあってはその後速やかに、その他の場合にあっては本案についての最初の主張書面の提出の時（口頭審理において口頭で最初に本案についての主張をする時を含む。）までに、

しなければならない。ただし、仲裁権限を有しない旨の主張の遅延について正当な理由があると仲裁廷が認めるときは、この限りでない。

3～5 (略)

○証券取引法（昭和二十三年四月十三日法律第二十五号）

第二十七条の二十二の四 前条第一項又は第二項の規定による公表又は通知（以下この条において「公表等」という。）をしなければならない重要事実についての公表等をせず、又は虚偽の公表等をした会社は、公開買付けに応じて上場株券等の売付け等をした者に対し、公表等がされず又は公表等が虚偽であることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該公開買付けに応じて当該上場株券等の売付け等をした者が、当該会社に重要事実が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知っていたとき。
- 二 当該会社が、当該会社に重要事実が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知らず、かつ、当該公開買付け当時（前条第一項の規定による公表にあつては当該公開買付届出書の提出の時、同条第二項の規定による公表又は通知にあつては当該公開買付届出書を提出した日以後当該公開買付期間の末日までの間をいう。次項において同じ。）において相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したとき。

2 (略)

(・・・。次項において同じ)

○人事訴訟法（平成十五年七月十六日法律第百九号）

（判決確定後の人事に関する訴えの提起の禁止）

第二十五条 人事訴訟の判決（訴えを不適法として却下した判決を除く。次項において同じ。）が確定した後は、原告は、当該人事訴訟において請求又は請求の原因を変更することにより主張することができた事実に基づいて同一の身分関係についての人事に関する訴えを提起することができない。

2 人事訴訟の判決が確定した後は、被告は、当該人事訴訟において反訴を提起することにより主張することができた事実に基づいて同一の身分関係についての人事に関する訴えを提起することができない。

○会社更生法（平成十四年十二月十三日法律第百五十四号）

（支障部分の閲覧等の制限）

第十五条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）を行うことにより、更生会社（開始前会社及び開始前会

社又は更生会社であった株式会社を含む。以下この条において同じ。) の事業の維持更生に著しい支障を生ずるおそれ又は更生会社の財産に著しい損害を与えるおそれがある部分(以下この条において「支障部分」という。)があることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該文書等を提出した保全管理人、管財人又は調査委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者及び更生会社(管財人又は保全管理人が選任されている場合にあっては、管財人又は保全管理人。次項において同じ。)に限ることができる。

- 一 第三十二条第一項ただし書、第四十六条第二項前段又は第七十二条第二項(第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の許可を得るために裁判所に提出された文書等
  - 二 第八十四条第二項の規定による報告又は第一百二十五条第二項に規定する調査若しくは意見陳述に係る文書等
- 2 前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、利害関係人(同項の申立てをした者及び更生会社を除く。次項において同じ。)は、支障部分の閲覧等の請求をすることができない。
- 3～5 (略)

○消費者契約法(平成十二年五月十二日法律第六十一号)

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

一～四 (略)

- 五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき(当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。)に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項
- 2 前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。
- 一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合
  - 二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

<第28条の3第4項関係>

～又は～の〇〇・・・当該〇〇

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年七月十六日法律第百十号）

（保護観察所の長による申立て）

第五十四条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があると認めることができなくなった場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、この法律による医療の終了の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。

2 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために当該決定による入院によらない医療を行う期間を延長してこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、当該期間が満了する日までに、地方裁判所に対し、当該期間の延長の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。

3 (略)

○人事訴訟法（平成十五年七月十六日法律第百九号）

（履行の勧告）

第三十八条 第三十二条第一項又は第二項（同条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による裁判で定められた義務については、当該裁判をした家庭裁判所（上訴裁判所が当該裁判をした場合にあっては、第一審裁判所である家庭裁判所）は、権利者の申出があるときは、その義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができる。

2～4 (略)

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年四月六日法律第四十号）

（申立ての手数料）

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

2 民事訴訟法第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九

十七条第三項の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたときは、当該申立てをした者は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

3 (略)

共同して・・・することができる。

○会社更生法（平成十四年十二月十三日法律第百五十四号）

（代理委員）

第一百二十二条 更生債権者等又は株主等は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

○マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年六月十九日法律第七十八号）

第五条 マンション建替組合（以下「組合」という。）は、マンション建替事業を施行することができる。

2 マンションの区分所有者又はその同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該マンションについてマンション建替事業を施行することができる。

○構造改革特別区域法（平成十四年十二月十八日法律第百八十九号）

（構造改革特別区域計画の認定）

第四条 地方公共団体は、単独で又は共同して、構造改革特別区域基本方針に即して、当該地方公共団体の区域について、内閣府令で定めるところにより、構造改革特別区域として、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における当該区域の活性化を図るための計画（以下「構造改革特別区域計画」という。）を作成し、平成十九年三月三十一日までに内閣総理大臣の認定を申請することができる。

○犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律（平成十二年五月十九日法律第七十五号）

（民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解）

第四条 刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者の間における民事上の争い（当該被告事件に係る被害についての争いを含む場合に限る。）について合意が成立した場合には、当該被告事件の係属する第一審裁判所又は控訴裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

2 前項の合意が被告人の被害者等に対する金銭の支払を内容とする場合において、被告人以外の者が被害者等に対し当該債務について保証する旨又は連帯して責任を負う旨を約したときは、その者も、同項の申立てとともに

に、被告人及び被害者等と共同してその旨の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

- 3 前二項の規定による申立ては、弁論の終結までに、公判期日に出頭し、当該申立てに係る合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実を記載した書面を提出してしなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による申立てに係る合意を公判調書に記載したときは、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

申立てを取り下げることができる。

○会社更生法（平成十四年十二月十三日法律第百五十四号）

（更生手続開始の申立ての取下げの制限）

第二十三条 更生手続開始の申立てをした者は、更生手続開始の決定前に限り、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、次条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、第二十八条第一項の規定による保全処分、第二十九条第三項の規定による許可、第三十条第二項に規定する保全管理命令又は第三十五条第二項に規定する監督命令があった後は、裁判所の許可を得なければならない。

○民事再生法（平成十一年十二月二十二日法律第二百二十五号）

（再生手続開始の申立ての取下げの制限）

第三十二条 再生手続開始の申立てをした者は、再生手続開始の決定前に限り、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、第二十六条第一項の規定による中止の命令、包括的禁止命令、第三十条第一項の規定による保全処分、前条第一項の規定による中止の命令、第五十四条第一項若しくは第七十九条第一項の規定による処分又は第百九十七条第一項の規定による中止の命令がされた後は、裁判所の許可を得なければならない。

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（裁判所等が定める和解条項）

第二百六十五条 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができる。

- 2 前項の申立ては、書面でしなければならない。この場合においては、その書面に同項の和解条項に服する旨を記載しなければならない。
- 3 第一項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によってする。
- 4 当事者は、前項の告知前に限り、第一項の申立てを取り下げることができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。

5 第三項の告知が当事者双方にされたときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

○国税通則法（昭和三十七年四月二日法律第六十六号）

（不服申立ての取下げ）

第百十条 不服申立人は、不服申立てについての決定又は裁決があるまでは、いつでも、書面により当該不服申立てを取り下げることができる。

2 第七十五条第五項（異議決定を経ない審査請求）の規定による審査請求がされたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる不服申立ては、取り下げられたものとみなす。

- 一 異議審理庁において当該審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合 当該審査請求
- 二 異議審理庁において当該審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の一部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合 その部分についての審査請求
- 三 その他の場合 その決定を経ないで当該審査請求がされた異議申立て

その取下げ

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（被保佐人、被補助人及び法定代理人の訴訟行為の特則）

第三十二条 被保佐人、被補助人（訴訟行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。次項及び第四十条第四項において同じ。）又は後見人その他の法定代理人が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人の同意その他の授權を要しない。

2 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる訴訟行為をするには、特別の授權がなければならない。

- 一 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は第四十八条（第五十条第三項及び第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による脱退
- 二 控訴、上告又は第三百十八条第一項の申立ての取下げ
- 三 第三百六十条（第三百六十七条第二項及び第三百七十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意

（訴訟代理権の範囲）

第五十五条 訴訟代理人は、委任を受けた事件について、反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する訴訟行為をし、かつ、弁済を受領することができる。

2 訴訟代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならぬ。

一 反訴の提起

二 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は第四十八条（第五十条第三項及び第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による脱退

三 控訴、上告若しくは第三百八十九条第一項の申立て又はこれらの取下げ

四 第三百六十条（第三百六十七条第二項及び第三百七十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意

五 代理人の選任

3 訴訟代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない訴訟代理人については、この限りでない。

4 前三項の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。

○特許法（昭和三十四年四月十三日法律第百二十一号）

（代理権の範囲）

第九条 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張若しくはその取下げ、出願公開の請求、拒絶査定不服審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の選任をすることができない。

については、・・・の規定を準用する

○人事訴訟法（平成十五年七月十六日法律第百九号）

（利害関係人の訴訟参加）

第十五条 検察官を被告とする人事訴訟において、訴訟の結果により相続権を害される第三者（以下「利害関係人」という。）を当該人事訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、裁判所は、被告を補助させるため、決定で、その利害関係人を当該人事訴訟に参加させることができる。

2 裁判所は、前項の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者及び利害関係人の意見を聴かなければならない。

3 民事訴訟法第四十三条第一項の申出又は第一項の決定により検察官を被告とする人事訴訟に参加した利害関係人については、同法第四十五条第二項の規定は、適用しない。

4 前項の利害関係人については、民事訴訟法第四十条第一項から第三項まで（同項については、訴訟手続の中止に関する部分に限る。）の規定を準用する。

5 裁判所は、第一項の決定を取り消すことができる。

第十六条 檢察官を当事者とする人事訴訟において、民事訴訟法第六十一条から第六十六条までの規定によれば検察官が負担すべき訴訟費用は、国庫の負担とする。

2 利害関係人が民事訴訟法第四十三条第一項の申出又は前条第一項の決定により検察官を被告とする人事訴訟に参加した場合における訴訟費用の負担については、同法第六十一条から第六十六条までの規定を準用する。

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（証明処分）

第一百五十一条 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 当事者本人又はその法定代理人に対し、口頭弁論の期日に出頭することを命ずること。
- 二 口頭弁論の期日において、当事者のため事務を処理し、又は補助する者で裁判所が相当と認めるものに陳述をさせること。
- 三 訴訟書類又は訴訟において引用した文書その他の物件で当事者の所持するものを提出させること。
- 四 当事者又は第三者の提出した文書その他の物件を裁判所に留め置くこと。
- 五 検証をし、又は鑑定を命ずること。
- 六 調査を嘱託すること。

2 前項に規定する検証、鑑定及び調査の嘱託については、証拠調べに関する規定を準用する。

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年四月六日法律第四十号）

（訴訟上の救助により納付を猶予された費用の取立て）

第十六条 民事訴訟法第八十三条第三項又は第八十四条の規定による費用の支払を命ずる裁判は、強制執行に関しては、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 民事訴訟法第八十五条前段の規定による費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

（準用）

第十七条 民事訴訟法以外の法令において準用する同法の規定により救助を受け納付を猶予された費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

<第28条の3第5項関係>

特別の委任を受けなければならない

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（訴訟代理権の範囲）

第五十五条（略）

2 訴訟代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならぬ。

一 反訴の提起

二 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は第四十八条（第五十条第三項及び第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による脱退

三 控訴、上告若しくは第三百十八条第一項の申立て又はこれらの取下げ

四 第三百六十条（第三百六十七条第二項及び第三百七十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意

五 代理人の選任

3、4（略）

○公害紛争処理法（昭和四十五年六月一日法律第百八号）

（代理人）

第二十三条の二

1～3（略）

4 代理人は、次の各号に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならぬ。

一 申請の取下げ

二 調停案の受諾

三 代理人の選任

四 第四十二条の七第一項の規定による代表当事者の選定

○税理士法（昭和二十六年六月十五日法律第二百三十七号）

（特別の委任を要する事項）

第三十一条 税理士は、税務代理をする場合において、次の行為をするときは、特別の委任を受けなければならぬ。

一 不服申立ての取下げ

二 代理人の選任

＜第28条の3第6項関係＞

次に掲げる区分に応じ

○道路交通法（昭和三十五年六月二十五日法律第百五号）

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一～二 (略)

三 第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者（政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月（海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しないもの（第一百八条の二第一項第十一号及び第十二号において「特定失効者」という。）のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める講習を内閣府令で定めるところにより受けたもの その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

イ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の者 第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習

口 イに掲げる者以外の者 第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習  
又は国家公安委員会規則で定める基準に適合する同条第二項の規定による講習

四 (略)

2～3 (略)

○酒税法（昭和二十八年二月二十八日法律第六号）

（課税標準及び税率）

第二十二条 酒税の課税標準は、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の数量とし、その税率は、次に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、次に定める金額とする。

一～十 (略)

2～4 (略)

変更を伴

○建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年四月四日法律第六十九号）  
(共用部分の変更)

第十七条 共用部分の変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。）は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議で決する。ただし、この区分所有者の定数は、規約でその過半数まで減ずることができる。

2 (略)

○自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年六月一日法律第百四十五号）

（保管場所の確保を証する書面の提出等）

第四条 道路運送車両法第四条に規定する処分、同法第十二条に規定する処

分（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。以下同じ。）又は同法第十三条に規定する処分（使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。以下同じ。）を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面で政令で定めるものを提出しなければならない。

2 (略)

#### 一律に

○農業災害補償法（昭和二十二年十二月十五日法律第百八十五号）

附 則（昭和二四年六月八日法律第二〇一号）

1～3 (略)

4 第百六条の規定により主務大臣が定める農作物共済及び蚕繭共済の共済金額の基準額は、同条の規定にかかわらず、当分の間、最高額と最低額に代えて一律にその額を定めることができる。

5、6 (略)

#### 申立てがあった

#### 申立てがない

会社更生法（平成十四年十二月十三日法律第百五十四号）

（関係人集会の招集）

第一百四条 裁判所は、次の各号に掲げる者のいずれかの申立てがあった場合には、関係人集会を招集しなければならない。これらの申立てがない場合であっても、裁判所は、相当と認めるときは、関係人集会を招集することができる。

- 一 管財人
- 二 第百十七条第二項に規定する更生債権者委員会
- 三 第百十七条第六項に規定する更生担保権者委員会
- 四 第百十七条第七項に規定する株主等委員会
- 五 届出があった更生債権等の全部について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる更生債権等を有する更生債権者等
- 六 更生会社の第十七条第二項第二号に規定する総株主の議決権の十分の一以上を有する株主

○民事再生法（平成十一年十二月二十二日法律第二百二十五号）

（債権者集会の招集）

第一百四条 裁判所は、再生債務者等若しくは第一百八条第二項に規定する債権者委員会の申立て又は知っている再生債権者の総債権について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる債権を有する再生債権者の申立てがあったときは、債権者集会を招集しなければならない。これらの申立てがない場合であっても、裁判所は、相当と認めるときは、債権者集会を招集

することができる。

＜第28条の3第7項関係＞

申立てをしない旨の合意

- 仲裁法（平成十五年八月一日法律第百三十八号）  
(裁判所により実施する証拠調べ)

第三十五条 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法の規定による調査の嘱託、証人尋問、鑑定、書証（当事者が文書を提出してするものを除く。）及び検証（当事者が検証の目的を提示してするものを除く。）であって仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求める申立てをすることができる。ただし、当事者間にこれらの全部又は一部についてその実施を求める申立てをしない旨の合意がある場合は、この限りでない。

訴訟の係属

- 民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）  
(選定当事者)

第三十条 共同の利益を有する多数の者で前条の規定に該当しないものは、その中から、全員のために原告又は被告となるべき一人又は数人を選定することができる。

2 訴訟の係属の後、前項の規定により原告又は被告となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に訴訟から脱退する。

3～5 (略)

時にされたもの

- 特許法（昭和三十四年四月十三日法律第百二十一号）  
(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面）に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。

一～五 (略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面）に記載された発明（当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項

(同法第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第一百四条(第六十五条第五項(第百八十四条の十第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第一百二十六条第五項(第十七条の二第五項及び第一百三十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

### 3、4 (略)

#### ○実用新案法(昭和三十四年四月十三日法律第百二十三号)

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張)

第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。

### 一～五 (略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願に係る考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された考案(当該先の出願が前項若しくは同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は同法第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された考案を除く。)

についての第三条、第三条の二本文、前条第一項から第三項まで、第十一  
条第一項において準用する同法第三十条第一項から第三項まで、第十七条、  
第二十六条において準用する同法第六十九条第二項第二号、同法第七十九  
条、同法第八十一条及び同法第八十二条第一項並びに同法第三十九条第三  
項及び第四項並びに第七十二条、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）  
第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法（昭和  
三十四年法律第百二十七号）第二十九条並びに第三十三条の二第三項及び  
第三十三条の三第三項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含  
む。）の規定の適用については、当該実用新案登録出願は、当該先の出願  
の時にされたものとみなす。

3、4 （略）

に限り、その効力を生ずる

○証券取引法（昭和二十三年四月十三日法律第二十五号）

第二十七条の十一

1～4 （略）

5 公開買付けの撤回等は、第二項の規定により公告をした場合に限り、そ  
の効力を生ずる。この場合において、その効力を生ずる時期は、当該公告  
を行つた時（同項ただし書の規定により公表及び公告を行つたときにあつ  
ては、当該公表を行つた時）とする。

○民法（民法第四編第五編）（明治三十一年六月二十一日法律第九号）

第千四十三条 相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を  
受けたときに限り、その効力を生ずる。

＜別表第三関係＞

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年一月二十一日政令  
第十六号）

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定め  
ることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事  
務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に  
係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）  
は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務  
とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事  
務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一～二十五 （略）		
二十六 建設業法 第二十五条第二項	1 建設業法第二十五条第二項の規定に基	あつせんを求める事項の価額 (価額を算定することができ)

項の規定に基づく建設工事の請負契約に関する紛争に係るあつせん、調停及び仲裁に関する事務	づくあつせん	ないときは、五百万円とみなす。) <u>に応じて、次に定めるところにより算出して得た金額</u> （あつせんを求める事項の価額が増加するときは、増加後の価額に応じて算出して得た額から増加前の価額に応じて算出して得た額を控除した金額）
		<p>イ あつせんを求める事項の価額が百万円まで一万円</p> <p>ロ あつせんを求める事項の価額が百万円を超え五百万円までの部分 その価額一万円までごとに二十円</p> <p>ハ あつせんを求める事項の価額が五百万円を超え二千五百万円までの部分 その価額一万円までごとに十五円</p>
	2 建設業法第二十五条第二項の規定に基づく調停	ニ あつせんを求める事項の価額が二千五百万円を超える部分 その価額一万円までごとに十円
		<p><u>調停を求める事項の価額</u>（価額を算定することができないときは、五百万円とみなす。) <u>に応じて、次に定めるところにより算出して得た金額</u>（調停を求める事項の価額が増加するときは、増加後の価額に応じて算出して得た額から増加前の価額に応じて算出して得た額を控除した金額）</p> <p>イ 調停を求める事項の価額が百万円まで二万円</p>

	<p>□ 調停を求める事項の価額が百万円を超える五百円までの部分 その価額一万円までごとに 四十円</p> <p>ハ 調停を求める事項の価額が五百万円を超える一億円までの部分 その価額一万円までごとに 二十五円</p> <p>二 調停を求める事項の価額が一億円を超える部分 その価額一万円までごとに 十五円</p>
3 建設業法第二十五条第二項の規定に基づく仲裁	<p>仲裁を求める事項の価額（価額を算定することができないときは、五百万円とみなす。）に応じて、次に定めるところにより算出して得た金額（仲裁を求める事項の価額が増加するときは、増加後の価額に応じて算出して得た額から増加前の価額に応じて算出して得た額を控除した金額）</p> <p>イ 仲裁を求める事項の価額が百万円まで 五万円</p> <p>□ 仲裁を求める事項の価額が百万円を超える五百円までの部分 その価額一万円までごとに 百円</p> <p>ハ 仲裁を求める事項の価額が五百万円を超える一億円までの部分 その価額一万円までごとに 六十円</p> <p>二 仲裁を求める事項の価額が一億円を超える部分 その価額一万円までごと</p>

○公害紛争処理法施行令（昭和四十五年八月三十一日政令第二百五十三号）  
 (手数料)

第十八条 法第四十五条の手数料の額は、別表の上欄の申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。ただし、原因裁定があつた事件につき当該原因裁定がされた後三月以内に当該事件の申請人又は参加人からされた責任裁定の申請又は責任裁定の手続への参加の申立てについては、同表により算出した額から前の原因裁定の申請又は原因裁定の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

- 2 別表において手数料の額の算出の基礎とされている調停、仲裁又は責任裁定を求める事項の価額は、申請又は参加の申立てにより主張する利益によつて算定する。この場合において、価額を算定することができないときは、その価額は、五百万円とする。
- 3 第一項の手数料は、公害等調整委員会規則で定めるところにより、手数料の額に相当する額の収入印紙をもつて納めなければならない。
- 4 公害等調整委員会規則の規定により調停又は責任裁定を求める事項の価額を増加するときは、公害等調整委員会規則で定めるところにより、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と増加前の申請又は参加の申立てについて納められた手数料の額との差額に相当する額の収入印紙をもつて納めなければならない。

別表 (第十八条関係)

項目	上覧	下欄
一	調停の申請	<p>調停を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 調停を求める事項の価額が百万円まで 千円</li> <li>(二) 調停を求める事項の価額が百万円を超え一千 万円までの部分 その価額一万円までごとに 七円</li> <li>(三) 調停を求める事項の価額が一千万円を超える 億円までの部分 その価額一万円までごとに 六円</li> <li>(四) 調停を求める事項の価額が一億円を超える部分 その価額一万円までごとに 五円</li> </ul>
二	仲裁の申請	仲裁を求める事項の価額に応じて、次に定めるところに

		<u>より算出して得た額</u> (一) 仲裁を求める事項の価額が百万円まで 二千円 (二) 仲裁を求める事項の価額が百万円を超え一千万円までの部分 その価額一万円までごとに 二十円 (三) 仲裁を求める事項の価額が一千万円を超え一億円までの部分 その価額一万円までごとに 十五円 (四) 仲裁を求める事項の価額が一億円を超える部分 その価額一万円までごとに 十円
三	責任裁定の申請	責任裁定を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 (一) 責任裁定を求める事項の価額が百万円まで 一千四百円 (二) 責任裁定を求める事項の価額が百万円を超え一千万円までの部分 その価額一万円までごとに 十三円 (三) 責任裁定を求める事項の価額が一千万円を超え一億円までの部分 その価額一万円までごとに 十円 (四) 責任裁定を求める事項の価額が一億円を超える部分 その価額一万円までごとに 七円
四～六 (略)		

### ＜附則関係＞

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（再審に関する経過措置）

第二十二条 新法の施行前に再審の訴えの提起又は再審の申立てがあった事件については、新法第三百四十五条から第三百四十八条までの規定（これらの規定を新法において準用する場合を含む。）にかかわらず、なお従前の例による。

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年四月六日法律第四十号）

附 則（昭和五七年八月二四日法律第八二号）

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、  
なお従前の例による。



いう。以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 次条の規定による手数料  
二 第十一条第一項の費用  
三 執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）の規定による手数料及び費用

その手数料の額（第九条第三項又は第五項の規定により還付される額があるときは、その額を控除した額）

その費用の額  
その手数料及び費用の額

証人に支給する旅費、日当及び宿泊料の例により算定した額

する期日に出頭した場合（当事者等が出頭命令又は呼出しが受けない期日に出頭した場合を除く。）におけるそれらの額を超えることができない。  
合における旅費、日当及び宿泊料（代理人が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料）

六 訴状その他の中立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の書記料

用紙一枚につき最高裁判所が定める額

## 七 前号の書類の提出の費用

提出一回につき第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める額（外国に居住する当事者が外国から提出した書類については、当該外国からの郵便料金に相当する額）

八 官庁その他の公の団体又は公証人から第六号の書類の交付を受けるために要する費用の額に相当する額（当該官庁等に支払うべき手数料の額に付一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額の範囲内において最高裁判所が定めた額を加えた額）

- 五 代理人（法定代理人及び別代理人を除く。以下この号において同じ。）が前号に規定したが如きに付し、当事者等が出頭した場合

## 九 第六号の訳文の翻訳料

用紙一枚につき最高裁判所が定める額

- 十 文書又は物（裁判所が取り調べたものに限る。）を裁判所に送付した費用

通常の方法により送付した場合における実費の額

- 十一 民事訴訟等に関する法令の規定により裁判所が選任を命じた場合において当事者等が選任した弁護士又は裁判所が選任した弁護士に支払つた報酬及び費用

裁判所が相当と認める額

その登録免許税の額

- 十二 裁判所が嘱託する登記又は登録につき納める登録免許税

裁判所その他の官庁又は公証人の税

- 十三 強制執行の申立て若しくは配当要求のための債務名義の正本の交付、執行文の付与又は民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十九条の規定により送達すべき書類の交付を受けるために要する費用

裁判所その他の官庁又は公証人に支払うべき手数料の額に第七号の例により算定した費用の額を加えた額

- 十四 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十七条送達に要する料金の額

ノ一の規定により公証人がする書類の送達のために要する費用

- 十五 第十三号の交付若しくは付与を受け、又は前号の送達を申し立てるために裁判所以外の官庁又は公証人に提出すべき書類の書記料（その書類が官庁等の作成に係るものについては、その交付を受けるために要する費用）及びその提出の費用

十六 裁判所が支払うものを除き、強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行（その例による競売を含む。）に関する法令の定めるところにより裁判所が選任した管理人又は管財人が受ける報酬及び費用

当該法令の規定により裁判所が定める額

- 十七 差押債権者が民事執行法第五十六条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の許可を得て支払つた地代又は借賃の額

十八 第二十八条の二第一項の費用は、同条第二項の規定により算定した額

費用

十九 民法（明治二十九年法律 第七号）の例により算定した費用  
第八十九号 第三百八十一條 の額

又は第三百八十五条（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の規定による通

費用

(昭五十四年・平八月) 一〇・平一四月 一〇〇・一部改正

第一章 裁判所

(申立ての手数料)

**第三条** 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければ

ならない。

3 一の訴えにより財産権上の請求でない請求とその原因である事実から生ずる財産権上の請求とをあわせてするときは、多額であ

2 民事訴訟法第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十七条第三項の規定により和解又は支払督促の申立ての特二種との是記せん。かつてこの二種は、当該申立てと

4 第一項の規定は、別表第一の一〇の項の手数料の額の算出の基礎とされてゐる価額について準用する。

いて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならぬ。

3 一の判決に對して上告の提起及び上告受理の申立てをする場合において、その主張する利益が共通であるときは、その限度において

**第四条** 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定に

より算定する。

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的

の価額は、九十五万円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

3  
一の訴えにより財産権上の請求でない請求とその原因である事実から生ずる財産権上の請求とをあわせてするときは、多額である訴訟の目的の価額による。

4 第一項の規定は、別表第一の一〇の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

5 民事訴訟法第九条第一項の規定は、別表第一の一三の項の手数料の額の算出の基礎とされている額について準用する。

6 第一項及び第三項の規定は、別表第一の一四の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

いて、その一方について納めた手数料は、他の一方についても納めたものとみなす。一の決定又は命令に対し民事訴訟法第三百三十六条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による抗告の提起及び同法第三百三十七条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による抗告の許可の中立てをする場合も、同様とする。

7 前項の価額は、これを算定することができないか又は極めて困難であるときは、九十五万円とみなす。

(昭五七法八二・平八法一一〇・一部改正)

(手数料を納めたものとみなす場合)

第五条 民事訴訟法第三百五十五条第二項（第三百六十七条第二項において準用する場合を含む。）、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十九条（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第二百五十八号）第十八条第二項（第十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は家事審判法（昭和二十二年法律第二百五十二条）第二十六条第二項の訴えの提起の手数料については、前の訴えの提起又は調停の申立てについて納めた手数料の額に相当する額は、納めたものとみなす。

2 前項の規定は、民事調停法第十四条（第十五条において準用する場合を含む。）の規定により調停事件が終了し、又は同法第八条第二項の規定により調停に代わる決定が効力を失つた場合において、調停の申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求についてする借地借家法（平成三年法律第九十号）第十七条第一項、第二項若しくは第五項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申立ての手数料について準用する。

(平三法九〇・平八法一一〇・平一一法一五八・一部改正)

(手数料未納の申立て)

第六条 手数料を納めなければならない申立てでその納付がないものは、不適法な申立てとする。

(裁判所書記官が保管する記録の閲覧、謄写等の手数料)

第七条 別表第二の上欄に掲げる事項の手数料は、同表の下欄に掲げる額とする。

(納付の方法)

第八条 手数料は、訴状その他の申立ての趣意を記載した調書に収入印紙をはつて納めなければならない。

(過納手数料の還付等)

第九条 手数料が過大に納められた場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

2 前項の規定にかかるらず、支払督促の申立ての手数料又は別表第二の上欄に掲げる事項の手数料が過大に納められた場合の還付は、申立てにより、裁判所書記官が行う。

3 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、納められた手数料の額（第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）から納めるべき手数料の額（同条の規定により納めたものとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九条第一項に規定する合算が行われた場合における数個の請求の一に係

る手数料にあつては、各請求の価額に応じて案分して得た額)の二分の一の額(その額が三千円に満たないときは、三千円)を控除した金額の金銭を還付しなければならない。

一 訴え若しくは控訴の提起又は民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項の規定若しくはこれらの規定の例による参加の申出

二 民事調停法による調停の申立て

却下の裁判の確定又は最初にすべき調停の期日の終了前における取下げ

三 借地借家法第四十一条の事件の申立て、同条の事件における参加の申出(申立人として参加する場合に限る)又はその申立て若しくは申出についての裁判に対する抗告(次号に掲げるものを除く)の提起

却下の裁判の確定又は最初にすべき審問の期日の終了前における取下げ

四 上告の提起若しくは上告受理の申立て又は前号の申立て若しくは申出についての裁判に対する借地借家法第四十二条第一項において準用する非訟事件手続法(明治三十一年

原裁判所(抗告の許可の申立てにあつては、その申立てを受けた裁判所。以下この号において同じ)における却下の裁判の確定又は原裁判所が上告裁判所若しくは抗告裁判所に事件を送付

法律第十四号)第二十五条にする前における取下げ

において準用する民事訴訟法第三百三十条若しくは第三百三

十六条第一項の規定による抗告の提起若しくは第三百三十

七条第二項の規定による抗告の許可の申立て

#### 4

前項の規定は、数個の請求の一部について同項各号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する請求についても納められたものであるときは、その限度においては、適用しない。同項第四号に掲げる申立てについて同号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する他の同号に掲げる申立てについても納められたものであるときも、その限度において、同様とする。

5 支払督促の申立てについて、却下の処分の確定又は支払督促の送達前における取下げがあつた場合には、裁判所書記官は、申立てにより、第三項の規定に準じて算出した金額の金銭を還付しなければならない。ただし、前項前段に規定する場合には、その限度においては、この限りでない。

6 第一項から第三項まで及び前項の申立てでは、一の手数料に係る申立ての申立人が二人以上ある場合においては、当該各申立人が同一の裁判所に上告することができる。

7 第一項から第三項まで及び第五項の申立てでは、その申立てをすることができる事由が生じた日から五年以内にしなければならぬ

い。

8 第二項又は第五項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。

9 第一項若しくは第三項の申立て又は前項の規定による異議の申立てについてされた決定に対しては、即時抗告をすることができ

る。

10 第一項から第三項まで及び第五項の申立て並びにその申立てについての裁判又は裁判所書記官の処分並びに第八項の規定による異議の申立てについての裁判に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第一編の規定を準用する。ただし、同法第十五条及び第三十二条の規定は、この限りでない。

(昭五五法六一・平三法九〇・平八法一一〇・一部改正)

(再使用証明)

第十一条 前条第一項から第三項まで及び第五項の申立てにおいて、

第八条の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をすることができる旨の裁判所書記官の証明をして還付すべき金額に相当する収入印紙を交付することができる。

2 前項の証明の付された収入印紙の交付を受けた者が、同項の証明に係る期間内に、当該収入印紙を提出してその額に相当する金

額の金銭の還付を受けたい旨の申立てをしたときは、同項の裁判所は、決定で、当該収入印紙の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

3 前条第九項及び第十項の規定は、前項の決定について準用する。

(平八法一一〇・一部改正)

## 第二節 手数料以外の費用

(納付義務)

第十一條 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。

一 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な次章に定める給付その他の給付に相当する金額

二 証拠調べ又は調停事件以外の民事事件若しくは行政事件における事実の調査その他の行為を裁判所外である場合に必要な裁判官及び裁判所書記官の旅費及び宿泊料で、証人の例により算定したものに相当する金額

2 前項の費用を納めるべき当事者等は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、申立てによつてする行為に係る費用についてはその申立人とし、職権でする行為に係る費用については裁判所が定める者とする。

(予納義務)

第十二条 前条第一項の費用を要する行為については、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、裁判

所は、当事者等にその費用の概算額を予納させなければならぬ。

2 裁判所は、前項の規定により予納を命じた場合においてその予

納がないときは、当該費用を要する行為を行なわなうことができる。

#### （郵便切手等による予納）

**第十三条** 裁判所は、郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるための費用に限り、金銭に代えて郵便切手又は最高裁判所が定めるこれに類する証票（以下「郵便切手等」という。）で予納させることができる。

（平一四法一〇〇・一部改正）

#### （裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例）

**第十三条の二** 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一条第二項及び前二条の規定の適用については、これらの規定中「裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」とする。

##### 一 督促手続

二 訴訟費用又は和解の費用の負担の額を定める手続

三 民事執行法第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める手続

（平八法一一〇・追加）

#### 第三節 費用の取立て

##### （裁判により費用の負担を命ぜられた者からの取立て等）

**第十四条** 第十一条第一項の費用で予納がないものは、裁判、裁判上の和解若しくは調停によりこれを負担することとされた者又は民事訴訟等に関する法令の規定により費用を負担すべき者から取り立てることができる。

##### （予納がない場合の費用の取立て）

**第十五条** 前条の費用の取立てについては、第十一条第二項の規定により費用を納めるべき者に対する場合にはあつては記録の存する裁判所の決定により、その他の者に対する場合にはあつては第一審の裁判所の決定により、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い強制執行をすることができる。この決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 第九条第九項及び第十項の規定は、前項の決定について準用する。

（昭五四法五・平八法一一〇・一部改正）

##### （訴訟上の救助により納付を猶予された費用の取立て）

**第十六条** 民事訴訟法第八十三条第三項又は第八十四条の規定による費用の支払を命ずる裁判は、強制執行に関しては、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 民事訴訟法第八十五条前段の規定による費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

（平八法一一〇・一部改正）

##### （準用）

**第十七条** 民事訴訟法以外の法令において準用する同法の規定により救助を受け納付を猶予された費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

### 第三章 証人等に対する給付

#### (証人の旅費の請求等)

**第十八条** 証人、鑑定人及び通訳人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。ただし、正当な理由がなく、宣誓又は証言、鑑定若しくは通訳を拒んだ者は、この限りでない。

2 鑑定人及び通訳人は、鑑定料又は通訳料を請求し、及び鑑定又は通訳に必要な費用の支払又は償還を受けることができる。

3 証人、鑑定人及び通訳人は、あらかじめ旅費、日当、宿泊料又は前項の費用の支払を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず、又は宣誓、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、その支払を受けた金額を返納しなければならない。

(平八法二一〇・一部改正)

#### (説明者の旅費の請求等)

**第十九条** 民事訴訟法第二百八十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）第四十二条の三十二第二項の規定による説明者、民事訴訟法第八十七条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。

(昭四七法五二・平元法九一・平八法二一〇・一部改正)

### 第十編 民事（民事訴訟費用等に関する法律）

#### (調査の嘱託をした場合の報酬の支給等)

**第二十条** 民事訴訟等に関する法令の規定により調査を嘱託し、報告を求め、又は鑑定を嘱託したときは、請求により、報酬及び必要な費用を支給する。民事訴訟等に関する法令の規定により保管人、管理人若しくは評価人を任命し、又は換価その他の行為を命じたときも、他の法令に別段の定めがある場合を除き、同様とする。

2 第十八条第三項の規定は、前項の費用について準用する。

(昭五四法五・一部改正)

#### (旅費の種類及び額)

**第二十一条** 旅費は、鉄道賃、船賃、路賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所が相当と認める等級の運賃）、急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キ

ロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金）並びに

裁判所が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金（座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。）によつて、路程賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所が定める額によつて、航空賃は現に支払った旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

（昭五十四法一〇・昭六三法一〇八・一部改正）

#### （日当の支給基準及び額）

第二十二条 日当は、出頭又は取調べ及びそれらのための旅行（以

下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給する。

2 日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所が定める。

#### （宿泊料の支給基準及び額）

第二十三条 宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給する。

2 宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所が定める。

#### （本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額）

第二十四条 本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参考して、裁判所が相当と認めるところによ

る。

#### （旅費等の計算）

第二十五条 旅費（航空賃を除く。）並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

#### （鑑定料の額等）

第二十六条 第十八条第二項又は第二十条第一項の規定により支給すべき鑑定料、通訳料、報酬及び費用の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

#### （請求の期限）

第二十七条 この章に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料その他の給付は、判決によつて事件が完結する場合においてはその判決があるまでに、判決によらないで事件が完結する場合においてはその完結の日から二月を経過した日までに請求しないときは、支給しない。ただし、やむを得ない事由によりその期限内に請求することができなかつたときは、その事由が消滅した日から二週間に以内に請求した場合に限り、支給する。

#### （裁判官の権限）

第二十八条 受命裁判官、受託裁判官又はその他の裁判官が証人尋問その他の手続を行なう場合には、この章の規定による給付に関し裁判所が定めるべき事項は、当該裁判官が定める。ただし、当該裁判官が自ら定めることが相当でないと認めるときは、この限

(第三債務者の供託の費用の請求等)  
りでない。

**第二十八条の二 民事執行法第百五十六条第二項又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律**（昭和三十二年法律第九十四号）第三十六条の六第一項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により供託した第三債務者は、供託する

ために要する旅費、日当及び宿泊料（供託所に出頭しないで供託することができるときは、供託に要する書類及び供託金の提出の費用並びに供託書正本の交付を受けるために要する費用）、供託に要する書類の書記料（その書類が官庁その他の公の団体の作成に係るものについては、その交付を受けるために要する費用）並びに供託の事情の届出の書類の書記料及び提出の費用を請求することができる。

2 前項の費用の額は、第二条第四号から第八号までの例により算定する。

3 第一項の費用は、第二十七条の規定にかかわらず、供託の事情の届出をする時までに請求しないときは、支給しない。

4 第一項の費用は、供託金から支給する。

（昭五四法五・追加、昭五五法五〇・一部改正）

#### 第四章 雜則

（郵便切手等の管理）

**第二十九条 第十三条の規定により予納させた郵便切手等の管理に関する事務は、最高裁判所が指定する裁判所書記官が取り扱う。**

2 前項の裁判所書記官の責任については、物品管理法（昭和三十

一年法律第百十三号）に規定する物品管理職員の責任の例による。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の郵便切手等の管理について必要な事項は、最高裁判所が定める。

（平一四法一〇〇・一部改正）

**第三十条** この法律に定めるもののほか、民事訴訟等における証人等に対する裁判所の給付の実施その他のこの法律の施行に関する必要な事項は、最高裁判所が定める。

#### 附 則

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

（昭和四六年法律第四二号で昭和四六年七月一日から施行。ただし、第二章第一節の規定（第九条第一項の適用に関する部分を除く。）は、同年一〇月一日から施行）

附 則 （昭和四七年六月三日法律第五二号） 抄

（施行期日等）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和四七年政令第三三五号で昭和四七年七月一日から施行）

附 則 （昭和五〇年一二月二七日法律第九四号） 抄

（施行期日等）

1 この法律は、海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（効力を生ずる日—昭和五一年九月一日）

第十編 民事（民事訴訟費用等に関する法律）

三七〇八（一三七〇）

附 則（昭和五〇年一二月二七日法律第九五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、責任条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（効力を生ずる日）昭和五一年九月一日

附 則（昭和五四年三月三〇日法律第五号）

（施行期日）

1 この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この法律は、民事執行法（昭和五十五年十月一日）から施行する。

（経過措置）

3 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

4 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受けた費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

5 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十八条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四条に掲げる費用について、なお従前の例による。

附 則（昭和五四年三月三一日法律第一〇号）

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年五月一七日法律第五〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附 則（昭和五五年五月一七日法律第五一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十六年一月一日から施行する。

附 則（昭和五五年五月二六日法律第六一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。

（経過措置）

3 民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和五十四年法律第五号）附則第二項の規定により同法第四十八条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律（以下「旧法」という。）の規定によるものとされた旧法別表第一の上欄に掲げる申立てに係る手数料の額は、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の三倍の額とする。

附 則（昭和五七年八月二十四日法律第八二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**附 則** (平成元年一二月二二日法律第九一号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二年政令第二八三号で平成三年一月一日から施行)

**附 則** (平成三年一〇月四日法律第九〇号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成四年政令第二五号で平成四年八月一日から施行)

**附 則** (平成四年六月五日法律第七二号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成四年政令第二四二号で平成四年一〇月一日から施行)

**附 則** (平成八年六月二一日法律第九五号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成八年六月二六日法律第一〇八号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成八年政令第二三三一号で平成八年九月一日から施行)

○民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

**法律** (平成八法律一一〇) 抄

第十編 民事 (民事訴訟費用等に関する法律)

2 前条の規定の施行前に告知があつた費用の取立てに係る裁判の効力については、なお従前の例による。

(最高裁判所規則への委任)

**第五十六条** この法律に定めるもののほか、この法律の施行の際現に裁判所に係属し、又は執行官が取り扱っている事件の処理に必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

**附 則** (平成八年六月二六日法律第一一〇号)  
この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一〇年一月一日)

**附 則** (平成一〇年六月一五日法律第一〇七号) 抄

第十編 民事（民事訴訟費用等に関する法律）

二七一一

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年十一月一日から施行する。

附 則（平成一〇年一〇月一六日法律第一二八号）抄

の項ニ  
附 則（平成一二年一月二九日法律第一一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附 則（平成一二年一二月一七日法律第一五八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附 則（平成一二年一二月二二日法律第二二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一二年政令第八五号で平成一二年四月一日から施行）  
（民法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 この法律の施行前に和議開始の申立てがあつた場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合には、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いについて

は、この法律の附則の規定による改正後のこれらの規定にかわらず、なお従前の例による。

一から十二まで 略

十三 民事訴訟費用等に関する法律別表第一の十二の項及び十七

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律において政令で定める日から施行する。

附 則（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する  
(平成十四年法律第九十九号)

（施行の日＝平成一五年四月一日）

第一条 この法律は、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一四年一二月一三日法律第一五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一四年一二月一三日法律第一五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一四年一二月一三日法律第一五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一五年四月一日）

別表第一（第三条、第四条関係）（昭五〇法九四・昭五〇法九五・昭五四法五・昭五五法五一・昭五五法六一・平元法九一・平三法九〇・平四法七二・平八法九五  
・平八法一〇八・平八法一一〇・平一〇法一〇七・平一〇法一二八・平一一法一五八・平一一法一二五・平一二法一二九・平一三法三一・平一四法一五五・一部改  
正）

項	上欄	下欄
一 訴え（反訴を除く。）の提起		訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額
二 控訴の提起（四の項に掲げるものを除く。）	（一）訴訟の目的の価額が三十万円までの部分 その価額五万円までごとに 五百円 （二）訴訟の目的の価額が三十万円を超える部分 その価額五万円までごとに 四百円 （三）訴訟の目的の価額が百万円を超える部分 その価額十万円までごとに 七百円 （四）訴訟の目的の価額が三百万円を超える部分 その価額二十万円までごとに 千円 （五）訴訟の目的の価額が千万円を超える部分 その価額二十五万円までごとに 千円 （六）訴訟の目的の価額が一億円を超える部分 その価額百万円までごとに 三千円 （七）訴訟の目的の価額が十億円を超える部分 その価額五百万円までごとに 一万円	（一）訴訟の目的の価額が三十万円までの部分 その価額五万円までごとに 五百円 （二）訴訟の目的の価額が三十万円を超える部分 その価額十万円までごとに 七百円 （三）訴訟の目的の価額が一百万円を超える部分 その価額二十万円までごとに 千円 （四）訴訟の目的の価額が一千万円を超える部分 その価額二十五万円までごとに 千円 （五）訴訟の目的の価額が一億円を超える部分 その価額一百万円までごとに 三千円 （六）訴訟の目的の価額が十億円を超える部分 その価額五百万円までごとに 一万円
三 上告の提起又は上告受理の申立て（四の項に掲げるものを除く。）	一の項により算出して得た額の一・五倍の額	一の項により算出して得た額の一・五倍の額

四 請求について判断をしなかつた判決に対する控訴の提起又は上告の提起若しくは上告受理の申立て	二の項又は三の項により算出して得た額の二分の一の額
五 請求の変更	変更後の請求につき一の項（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項）により算出して得た額から変更前の請求に係る手数料の額を控除した額
六 反訴の提起	<p>一の項（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項）により算出して得た額。ただし、本訴とその目的を同じくする反訴については、この額から本訴に係る訴訟の目的の価額について一の項（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項）により算出して得た額を控除した額</p> <p>二の項（請求について判断した判決に係る控訴審又は上告審における参加にあつては二の項又は三の項、第一審において請求について判断し、第二審において請求について判断しなかつた判決に係る上告審における参加にあつては二の項）により算出して得た額</p>

支払督促の申立て		一〇	請求の目的の価額に応じ、一の項により算出して得た額の二分の一の額
一一	一二	一一	三三千円
	<p>イ 不動産の強制競売又は担保権の実行としての競売の申立て、債権の差押命令の申立てその他裁判所による強制執行又は競売の申立て（一の二の項イに掲げる申立て及び民事執行法第二百五十三条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による差押命令の申立てを除く。）</p> <p>ロ 強制管理の方法による仮差押えの執行の申立て</p> <p>イ 民事執行法第二百七十二条第一項又は第二百七十二条第一項の強制執行の申立て</p> <p>ロ 民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による保全命令の申立て</p> <p>ハ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第二百三十九号）の規定による執行停止の申立て</p> <p>ニ 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十三条第一項の規定による仮処分命令の申請その他の登記又は登録に係る法令の規定による仮登記又は仮登録の仮処分命令の申請</p>		
一二	<p>破産の申立て（債権者がするものに限る）、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、整理開始の申立て、特別清算開始の申立て、外国倒産処理手続の承認の申立て、責任制限手続開始の申立て、責任制限手続拡張の申立て又は企業担保権の実行の申立て</p>	一千五百円	一万円

一三 借地借家法第四十一条の事件の申立て又は同条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）

借地借家法第十七條第二項の規定による裁判を求めるときは、借地権の目的である土地の価額の十分の三に相当する額を、その他の裁判を求めるときは借地権の目的である土地の価額を基礎とし、その額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額

(一) 基礎となる額が三十万円までの部分  
その額五万円までごとに 二百円

(二) 基礎となる額が三十万円を超える一百万円までの部分  
その額十万円までごとに 三百五十円

(三) 基礎となる額が百万円を超える三百万円までの部分  
その額十万円までごとに 三百円

(四) 基礎となる額が三百万円を超える千萬円までの部分  
その額二十万円までごとに 四百円

(五) 基礎となる額が千万円を超える一億円までの部分  
その額二十五万円までごとに 四百円

(六) 基礎となる額が一億円を超える十億円までの部分  
その額百万円までごとに 千二百円

(七) 基礎となる額が十億円を超える部分  
その額五百万円までごとに 四千円

一四 民事調停法による調停の申立て

調停を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額

(一) 調停を求める事項の価額が三十万円までの部分  
その価額五万円までごとに 三百円

(二) 調停を求める事項の価額が三十万円を超える一百万円までの

			部分
			その価額五万円までごとに 二百五十円
		(三)	調停を求める事項の価額が百万円を超える三百万円までの部分
		(四)	その価額十万円までごとに 四百円
		調停を求める事項の価額が三百万円を超える千万円までの部分	
		(五)	その価額二十万円までごとに 四百円
		調停を求める事項の価額が千万円を超える一億円までの部分	
		(六)	その価額二十五万円までごとに 四百円
		調停を求める事項の価額が一億円を超える十億円までの部分	
		(七)	その価額百万円までごとに 千二百円
		調停を求める事項の価額が十億円を超える部分	
			その価額五百万円までごとに 四千円
	一五		九百円
一六			六百円
一七	家事審判法第九条第一項乙類に掲げる事項についての審判又は同法第十七条に規定する事件についての調停の申立て		
一八	公示催告手続及ビ仲裁手続ニ関スル法律（明治二十三年法律第二十九号）第七百六十四条の規定による公示催告の申立て、同法第七百九十六条の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条の規定による申立て、家事審判法第九		

条第一項甲類に掲げる事項についての審判の申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く）

一七

三百円

イ 民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て

ロ 執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、民事執行法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、執行文の付与の申立てに関する処分に対する異議の申立て、同法第三十六条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十一条第二項の規定による特別代理人の選任の申立て

て、執行裁判所に対する配当要求、同法第五十五条第一項若しくは第二項の規定による売却のための保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消し若しくは変更の申立て、同法第五十六条第一項の規定による地代等の代払の許可を求める申立て、同法第六十八条の二第一項の規定による買受けの申出をした差押債権者のための保全処分の申立て、同法第七十七条第一項の規定による最高価買受申出人若しくは買受人のための保全処分の申立て、同法第八十三条第一項の規定による不動産の引渡命令の申立て、同法第一百五十五条第一項の規定による船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第一百十七条第一項の規定による強制競売の手続の取消しの申立て、同法第一百八条第一項の規定による船舶の航行の許可を求める申立て、同法第一百二十七条第一項の規定による差押物の引渡命令の申立て、同法第一百七十二条第二項の規定による申立て又は同法第一百八十七条の二第一項若しくは第二項の規定による不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消しの申立て

八 民事保全法の規定による保全異議の申立て、保全取消しの申立て、同法第二十七条第一項の規定による保全執行の停止若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十二条第一項の規定による保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て又は保全執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て

ニ 参加（破産法（大正十一年法律第七十一号）、民事再生法、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項又は一三の項に掲げる参加を除く）の申出又は申立て

ホ 破産法第三百六十六条ノ二第一項の規定による免責の申立て若しくは同法第三百六十七条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第一百四十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十七条第八項の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て又は家事審判法第十五条の六の規定による申立て

ヘ 執行官の執行処分又はその遅延に対する執行異議の申立て

ト 最高裁判所の規則の定めによる申立てのうちイ又はロ

				に掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの
一八	抗告の提起又は民事訴訟法第三百三十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て	(1) 一一の二の項、一五の項 又は一六の項に掲げる申立てについての裁判（抗告裁判所の裁判を含む。）に対するもの	一一の二の項、一五の項 又は一六の項に掲げる申立てについての裁判（抗告裁判所の裁判を含む。）に対するもの	それぞれの申立ての手数料の額の一・五倍の額
一九	民事訴訟法第三百四十九条第一項の規定による再審の申立て	(2) 一三の項に掲げる申立て 又は申出についての裁判 (不適法として却下したもの)を除き、抗告裁判所の裁判を含む。)に対するもの	一一の二の項に掲げる申立て 又は申出についての裁判 (不適法として却下したもの)を除き、抗告裁判所の裁判を含む。)に対するもの	一一の項により算出して得た額の一・五倍の額
		(3) 民事保全法の規定による保全抗告 (4) (1)から(3)まで以外のもの	一一の二の項に掲げる申立て 又は申出についての裁判 (不適法として却下したもの)を除き、抗告裁判所の裁判を含む。)に対するもの	一一の二の項に掲げる申立て 又は申出についての裁判 (不適法として却下したもの)を除き、抗告裁判所の裁判を含む。)に対するもの
		九百円	六百円	九百円

この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。

別表第一（第七条関係）（昭五〇法九四・昭五四法五・昭五五法六一・平八法一一〇・一部改正）

項	上欄	下欄
一	記録の閲覧、謄写又は複製（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）	一件につき百五十円
二	記録の正本、謄本又は抄本の交付	用紙一枚につき百五十円
三	事件に関する事項の証明書の交付	一件につき百五十円（記録の写しについて原本の記載と相違ない旨の証明に係るものについては、原本十枚までごとに百五十円）
四	執行文の付与	一通につき三百円

加える。

〔次の法律は、この巻の編集時現在未施行〕

○民事訴訟法等の一部を改正する法律（抄）

（平成十五年七月十六日  
法律 第百八十八号）

附 則（平成一五年七月一六日法律第一〇八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第十条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「鑑定」の下に「若しくは専門的な知識経験に基づく意見の陳述」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 民事訴訟法第二百三十二条の四第一項第一号の規定により文書（同法第二百三十一条に規定する物件を含む。）の送付を嘱託したときは、請求により、当該文書の写しの作成に必要な費用を支給する。

第二十六条中「第二十条第一項」の下に「若しくは第二項」を

第十編 民事（民事訴訟費用等に関する法律）

○人事訴訟法  
(抄)

(平成十五年七月十六日)

## ○司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律（抄）

(平成十五年七月二十五日)  
法律第一百二十八号

(施行期日) 附 則 (平成二五年七月一六日法律第一〇九号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### (民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

**第十七条 民事訴訟費用等に関する法律**（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)  
第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「以下同じ」を「第四号及び第五号を除き、以下同じ」に改め、同条第四号を次のように改める。

別表第一の一七の項ホ中「又は家事審判法第十五条の六の規定による申立て」を「家事審判法第十五条の六の規定による申立て又は人事訴訟法（平成十五年法律第二百九号）第三十九条第一項の規定による申立て」に改める。

料て最頭ら人、の定審て以下  
のもしに、親旅め問問同じこ  
旅低た準法權費たの期期の号  
費額とする人者、期日日が及  
とききの以外當にその頭弁論又  
日なは者代表の及出頭する他裁  
當るが表の法び定宿泊所はい  
及一そ二者又上代泊所はい  
び人にう以は宿つち上代泊所はい  
泊いの出れ理料めが

その距離を旅行するときに通常要する交通費の額として最高裁判所が定める額(これらは、最高裁判所が同一の経路であるときは、最高裁判所が定めた通常の経路及び方法の額)。ただし、裁判所が定めた交通費の額が現に適用されることが並びに最も支払つた裁判所が定めた額が現に適用されるときには、最高裁判所が定めた額が現に適用されることを明らかにするが、旅行がとどけられたときに支払つた額が現に適用されるときには、最高裁判所が定めた額が現に適用される。

乗車券、航空機に対する搭乗料金が現に適用されるときは、最高裁判所が定めた額が現に適用される。

(2) 旅行が本邦と外国との間のものと、当該旅行が通常の経路を通じて、現に支払つた額が現に適用されるときは、最高裁判所が定めた額が現に適用される。

旅行が本邦と外國との間のものを含む場合にお問い合わせの額は、方針によるものと、当該旅行が通常の経路を通じて、現に支払つた額が現に適用されるときは、最高裁判所が定めた額が現に適用される。

第二条第五号中「証人に支給する旅費、日当及び宿泊料」を「前号」に、「それらの額」を「旅費、日当及び宿泊料の額」として改め、同条第六号中「書記料」を「作成及び提出の費用」に、「用紙一枚につき」を「事件一件につき、事件の種類、当事者等の数並びに書類の種類及び通数を基準として、通常要する書類の作成及び提出の費用の額として」に改め、同号を削り、同条第八号中「第六号」を「前号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十三号中「第七号の例により算定した費用の」を「交付又は付与一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第十四号を第十三号とし、同条第十五号中「第十三号」を「第十二号」に、「書類の書記料（その書類が官庁等の作成に係るものについては、その交付を受けるために要する費用）及びその提出の費用」を「書類で官庁

等の作成に係るものの交付を受けるために要する費用」に、「第六号から第八号まで」を「第七号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同条第十八号中「同条第二項」を「同項」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十九号中「第七号の例により算定した費用の」を「通知一回につき第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める」に改め、同号を同条第十八号とする。

第四条第二項及び第七項中「九十五万円」を「百六十万円」に改める。

第八条に次のただし書を加える。

ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

第九条第三項中「三千円」を「四千円」に改める。

第二十四条中「(国家公務員等の旅費に関する法律) (昭和二十五年法律第百四十四号) 第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。」及び「(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。)」を削る。

第二十八条の二第一項中「供託するためには、日当及び宿泊料(供託所に出頭しないで供託することができるときは、供託に要する書類及び供託金の提出の費用並びに供託書正本の交付を受けるために要する費用

の交付を受けるために要する費用)並びに供託の事情の届出の書類の書記料及び提出の費用を請求することができます」を「次の各号に掲げる費用を請求することができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 供託するためには、日当及び宿泊料

第二条第四号及び第五号の例により算定した額

二 供託所に出頭しないで供託することができるときは、供託に要する書類及び供託金の提出の費用並びに供託書正本の交付を受けるために要する費用

第二条第四号及び第五号の例により算定した額

三 供託に要する書類及び供託の事情の届出の書類の作成の費用

供託又はその事情の届出一件につき最高裁判所が定める額

四 供託の事情の届出の書類の提出の費用

提出一回につき第二条第十八条号の例により算定した額

五 供託に要する書類で官庁その他の公の団体の作成に係るものに交付を受けるためには、その費用

交付一回につき第二条第七号の例により算定した額

第二十八条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

〔一〕訴訟の目的の価額が三十万

円までの部分

に 三千円

その価額五万円まで」と

に 五百円

〔二〕訴訟の目的の価額が三十万

円を超える部分

に 一万円

〔三〕訴訟の目的の価額が百万円

を超える部分

に 一千円

その価額五万円まで」と

に 四百円

〔四〕訴訟の目的の価額が百万円

を超える部分

に 二千円

その価額十万円まで」と

に 七百円

〔五〕訴訟の目的の価額が三百万

円を超える部分

に 三千円

その価額二十万円まで」と

に 七百円

〔六〕訴訟の目的の価額が三百万

円を超える部分

に 二千円

その価額三十万円まで」と

に 七百円

〔七〕訴訟の目的の価額が一百万円

を超える部分

に 三千円

その価額十万円まで」と

に 七百円

〔八〕訴訟の目的の価額が一千円

を超える部分

に 一千円

その価額二十五万円まで」と

に 一千円

〔九〕訴訟の目的の価額が一億円

を超える部分

に 一万円

その価額二十五万円まで」と

に 一千円

〔一〇〕訴訟の目的の価額が一億円

を超える部分

に 一万円

その価額十億円までの部分

に 一千円

その価額百万円まで」と

に 一千円

別表第一の九の項中「千五百円」を「二千円」に改める。  
 別表第一の一の一の項中「三千円」を「四千円」に改める。  
 別表第一の一の二の項中「千五百円」を「二千円」に改める。

一二 の二 再生手續開始の申立て	一万円
------------------------	-----

(丁) 基礎となる額が三十万円

までの部分

その額五万円までごと

に 二百円

(乙) 基礎となる額が三十万円

を超える部分

その額十万円までごと

に 三百五十円

(丙) 基礎となる額が百万円を

超え三百万円までの部分

その額十万円までごと

に 三百円

(丁) 基礎となる額が三百万円を

超え千万円までの部分

その額二十万円までごと

を

とに 四百円

(五) 基礎となる額が千万円を

超え一億円までの部分

その額二十五万円まで

ごとに 四百円

(六) 基礎となる額が一億円を

超え十億円までの部分

その額百万円までごと

に 千二百円

(七) 基礎となる額が十億円を

超える部分

その額五百万円までご

とに 四千円

(八) 基礎となる額が百万円までの部分  
その額十万円までごとに 四百円

(九) 基礎となる額が百万円を超える五百万円までの部分  
その額二十万円までごとに 四百円

(十) 基礎となる額が五百万円を超える千万円までの部分  
その額五十万円までごとに 八百円

(十一) 基礎となる額が千万円を超える十億円までの部分  
に 改める。

別表第一の一三の項中

D [「日法七五二七」] ⑯

ごとに 四百円

その額百万円までごとに 千二百円  
基礎となる額が十億円を超える五十億円までの部分

その額五百万円までごとに 四千円  
基礎となる額が五十億円を超える部分

その額千万円までごとに 四千円  
〔一〕 調停を求める事項の価額  
が三十万円までの部分  
その価額五万円までご  
とに 三百円

〔二〕 調停を求める事項の価額  
が三十万円を超え百万円ま  
での部分

その価額五万円までご  
とに 二百五十円

〔三〕 調停を求める事項の価額  
が百万円を超える三百万円ま  
での部分

その価額十万円までご  
とに 四百円

〔四〕 調停を求める事項の価額  
が三百万円を超える三千万円ま  
での部分

その価額二十万円までご  
とに 千円

ごとに 四百円  
調停を求める事項の価額  
が一億円を超える十億円までの部分

その価額二十五万円までご  
とに 四百円

〔一〕 調停を求める事項の価額  
が十億円を超える部分

その価額五百萬円までご  
とに 四千円

〔二〕 調停を求める事項の価額  
が百万円を超える五百萬円ま  
での部分

その価額二十万円までご  
とに 五百円

〔三〕 調停を求める事項の価額  
が五百萬円を超える一千萬円ま  
での部分

その価額五十万円までご  
とに 一千円

別表第一の一四の項中

(四) 調停を求める事項の価額が千万円を超えて十億円までの部分

その価額五百円までごとに 千二百円

に改める。

別表第一の一九の項中「九百円」を「千五百円」に改める。

附 則（平成一五年七月二五日法律第二二八号）抄

（施行期日）

(五) 調停を求める事項の価額が十億円を超えて五十億円までの部分

その価額五百円までごとに 四千円

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

(六) 調停を求める事項の価額が五十億円を超える部分

その価額千円までごとに 四千円

二 第三条（民事訴訟費用等に関する法律第四条第二項及び第七項の改正規定を除く。）及び第二章並びに附則第三条から第五条までの規定 平成十六年一月一日

（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額に関する経過措置）

一五	家事審判法第九条第一項甲類に掲げ る事項についての審判の申立て	八百円
----	------------------------------------	-----

別表第一の一五の項の次に次のように加える。

一五	家事審判法第九条第一項乙類に掲げ る事項についての審判又は同法第十 七条に規定する事件についての調停 の申立て	千二百円
----	--	------

別表第一の一六の項中「家事審判法第九条第一項甲類に掲げる事項についての審判の申立て」を削り、「六百円」を「千円」に改める。

別表第一の一七の項中「三百円」を「五百円」に改める。

別表第一の一八の項中「一五の項」の下に「一五の二の項」を加え、「六百円」を「千円」に改める。

2 新費用法第二条第四号及び第五号の規定は、当事者等（当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。）又はその代理人（法定代理人及び特別代理人を除く。）が一部施行日以後に行う期日への出頭及び一部施行日以後に出発する旅行について適用し、一部施行日前に行つた

期日への出頭及び一部施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(過納手数料の還付に関する経過措置)

**第四条** 新費用法第九条第三項の規定は、一部施行日以後にされた同項各号に掲げる申立てに係る手数料の還付について適用し、一部施行日前にされたこれらの申立てに係る手数料の還付については、なお従前の例による。

(第三債務者の供託の費用の請求等に関する経過措置)

**第五条** 新費用法第二十八条の二の規定は、次項に定めるものを除き、一部施行日以後にされた第三債務者の供託について適用し、一部施行日前にされた第三債務者の供託については、なお従前の例による。

2 新費用法第二十八条の二第一項第一号の規定は、一部施行日以後に出発する供託のための旅行について適用し、一部施行日前に出発した供託のための旅行については、なお従前の例による。

○担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律(抄)

(平成十五年八月一日法律第一三四号)抄  
法律第百三十四号

附 則

(平成一五年八月一日法律第一三四号)抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第三十一条** 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第十九号中「第三百八十一條又は」を削る。

別表第一の一の項イ中「又は競売」の下に「若しくは収益執行」を加え、同表の一の二の項イ中「又は第百七十二条第一項の強制執行の申立て」を「、第百七十二条第一項若十三条第一項の強制執行の申立て又は同法第百九十七条第一項若しくは第二項の財産開示手続実施の申立て」に改め、同表の一七の項ロ中「第五十五条第一項若しくは第二項」を「第五十五条第一項」に、「売却のための保全処分若しくは同条第五項」に、「又は同法第百八十七条の二第一項若しくは第二項」を「、同法第百八十七条第一項」に改め、「その取消しの申立て」の下に「又は同法第百九十条」に加え、「第二項の動産競売の開始の許可の申立て」を加える。

## ○仲裁法（抄）

（平成十五年八月一日法律第二百三十八号）  
（法律第二百三十八号）抄

附 則（平成一五年八月一日法律第一三八号）  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第十九条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八の項の次に次のように加える。

八の二 （仲裁法（平成十五年法律第二百三十八号） 第四十四条第一項又は第四十六条 第一項の規定による申立て）	四千円
---	-----

の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百三十八号）第三条（民事訴訟費用等に関する法律第四条第二項及び第七項の改正規定を除く。）の規定の施行の日前である場合には、当該施行の日の前日までの間における前条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する法律別表第一の八の二の項の規定の適用については、同項中「四千円」とあるのは、「三千円」とする。

別表第一の一六の項中「公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律」を「公示催告手続ニ関スル法律」に、「同法第七百九十六条の規定による申立て」を「仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て」に改める。

（民事訴訟費用等に関する法律の一改正に伴う経過措置）

第二十条 この法律の施行の日が司法制度改革のための裁判所法等

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

一 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

改 正 案	現 行
<p>第三十三条（裁判権） 簡易裁判所は、次の事項について第一審の裁判権を有する。</p> <p>一 訴訟の目的の価額が百四十万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）</p> <p>二 （略）</p> <p>②・③ （略）</p>	<p>第三十三条（裁判権）（同上）</p> <p>一 訴訟の目的の価額が九十万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）</p> <p>二 （同上）</p> <p>②・③ （同上）</p>

三 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）</p> <p>第二条 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の関係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 当事者等（当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。以下この号及び次号において同じ。）が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（親権者以外の法定代理人、法人の代表者外の法定代理人、法人の代表者</p>	<p>（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）</p> <p>第二条 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の関係人をいう。以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （同上）</p> <p>四 当事者等（その法定代理人又は代表者及びこれらに準ずる者を含む。次号において同じ。）が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（親権者以外の法定代理人、法人の代表者又はこれらに準ずる者が二人以上出頭したときは、</p>

又はこれらに準ずる者が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料)

領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間のものを含まない場合においては、当事者等の普通裁判所の所在地を管轄する簡易

そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料）

籍の所在する簡易裁判所の主たる庁舎の所在地と同様の場所と出頭した場所を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在地とする場合においては、当事者等の普通裁判所の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在地と同一の距離を基準として、その距離を旅行するときに通常要する交通費の額として最高裁判所が定める額（これらの場合が同一となるときは、最高裁判所が定める額）。ただし、旅行が通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払った交通費の額が当該最高裁判所が定める額を超える

ことを明らかにする領収書

、乗車券、航空機の搭乗券  
の控え等の文書が提出され  
たときは、現に支払った交

通費の額

(2) 旅行が本邦と外国との間

のものを含む場合において

、当該旅行が通常の経路及  
び方法によるものであると

きは、現に支払った交通費  
の額（当該旅行が通常の經  
路又は方法によるものでな  
いときは、証人に支給する  
旅費の例により算定した額）

口

日当 出頭及びそのための

旅行（通常の経路及び方  
法によるものに限る。）

に現に要した日数に応じ  
て、最高裁判所が定める

額。ただし、旅行が通常

の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する日当の例により算定した額

ハ

宿泊料 出頭及びそのための旅行（通常の経路及び方法によるものに限る。）のために現に宿泊した夜数に応じて、宿泊地を区分して最高裁判所が定める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する宿泊料の例に

より算定した額

五 代理人（法定代理人及び特別代理人を除く。以下この号において同じ。）が前号に規定する期日に出頭した場合（当事者等が出頭命令又は呼出しを受けない期日に出頭した場合を除く。）

前号の例により算定した額。ただし、当事者等が出頭した場合における旅費、日当及び宿泊料の額として裁判所が相当と認め  
る額を超えることができない。

代理人（法定代理人及び特別代理人を除く。以下この号において同じ。）が前号に規定する期日に出頭した場合（当事者等が出頭命令又は呼出しを受けない期日に出頭した場合を除く。

証人に支給する旅費、日当及び宿泊料の例により算定した額。ただし、当事者等が出頭した場合におけるそれらの額を超えることができない。

代理人（法定代理人及び特  
代理人を除く。以下この号に  
いて同じ。）が前号に規定す  
期日に出頭した場合（当事者  
が出頭命令又は呼出しを受け、  
い期日に出頭した場合を除く。）

証人に支給する旅費、日当及び  
宿泊料の例により算定した額。  
ただし、当事者等が出頭した場合におけるそれらの額を超える  
ことができない。

料（代理人が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当）における旅費、日当及び宿泊

六 訴状その他の申立書、準備書  
面、書証の写し、訳文等の書類  
(当該民事訴訟等の資料とされ  
たものに限る。) の作成及び提  
出の費用

事件一件につき、事件の種類、当事者等の数並びに書類の種類及び通数を基準として、通常する書類の作成及び提出の費用の額として最高裁判所が定める

なる一人についての旅費、日当及び宿泊料)

六 訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類(当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。)の書記料

六 訴状その他の申立書、準備書  
面、書証の写し、訳文等の書類  
(当該民事訴訟等の資料とされ

## 七 前号の書類の提出の費用

提出一回につき第一種郵便物の

最低料金に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定

(削る)

七	官庁その他の公の団体又は公 証人から前号の書類の交付を受 けるために要する費用	当該官庁等に支払うべき手数料 の額に交付一回につき第一種郵 便物の最低料金の二倍の額の範 囲内において最高裁判所が定め る額を加えた額	める額（外国に居住する当事者 が外国から提出した書類につい ては、当該外国からの郵便料金 に相当する額）
八	官庁その他の公の団体又は公 証人から第六号の書類の交付を 受けるために要する費用	当該官庁等に支払うべき手数料 の額に交付一回につき第一種郵 便物の最低料金の二倍の額の範 囲内において最高裁判所が定め る額を加えた額	（略）
九	（略）	（略）	（略）
十	（略）	（略）	（略）
十一	（略）	（略）	（略）
十二	強制執行の申立て若しくは 配当要求のための債務名義の正 本の交付、執行文の付与又は民 事執行法（昭和五十四年法律第 四号）第二十九条の規定により 送達すべき書類の交付を受ける ために要する費用	裁判所その他の官庁又は公証人 に支払うべき手数料の額に交付 又は付与一回につき第一種郵便 物の最低料金の二倍の額に書留 料を加えた額の範囲内において 最高裁判所が定める額を加えた 額	（略）
十三	強制執行の申立て若しくは 配当要求のための債務名義の正 本の交付、執行文の付与又は民 事執行法（昭和五十四年法律第 四号）第二十九条の規定により 送達すべき書類の交付を受ける ために要する費用	裁判所その他の官庁又は公証人 に支払うべき手数料の額に第七 号の例により算定した費用の額 を加えた額	（略）

十三

(略)

十四 (同上)

十四 第十二号の交付若しくは付  
与を受け、又は前号の送達を申  
し立てるために裁判所以外の官

第七号の例により算定した費用  
の額

庭又は公証人に提出すべき書類  
で官庁等の作成に係るものとの交  
付を受けるために要する費用

十五 第十三号の交付若しくは付  
与を受け、又は前号の送達を申  
し立てるために裁判所以外の官

第六号から第八号までの例によ  
り算定した費用の額

庭又は公証人に提出すべき書類  
の書記料(その書類が官庁等の  
作成に係るものについては、そ  
の交付を受けるために要する費  
用)及びその提出の費用

十五 (略)  
十六 (略)

十七 第二十八条の二第一項の費  
用 同項の規定により算定した額

十八 第二十八条の二第一項の費  
用 同項の規定により算定した額

十九 第二十八条の二第一項の費  
用 同条第二項の規定により算定し  
た額

二十 民法(明治二十九年法律第  
八十九号)第三百八十二条又は  
第三百八十五条(同法その他の  
法令において準用する場合を含  
む。)の規定による通知を書面  
でした場合の通知の費用

十一 民法(明治二十九年法律第  
八十九号)第三百八十二条又は  
第三百八十五条(同法その他の  
法令において準用する場合を含  
む。)の規定による通知を書面  
でした場合の通知の費用

通知一回につき第一種郵便物の  
最低料金に書留料を加えた額の  
範囲内において最高裁判所が定  
める額

十二 (略)  
十三 (略)

十四 第二十八条の二第一項の費  
用 同項の規定により算定した額

十五 第二十八条の二第一項の費  
用 同項の規定により算定した額

十六 第二十八条の二第一項の費  
用 同項の規定により算定した額

十七 第二十八条の二第一項の費  
用 同条第二項の規定により算定し  
た額

十八 第二十八条の二第一項の費  
用 同項の規定により算定した額

十九 第二十八条の二第一項の費  
用 同条第二項の規定により算定し  
た額

二十 民法(明治二十九年法律第  
八十九号)第三百八十二条又は  
第三百八十五条(同法その他の  
法令において準用する場合を含  
む。)の規定による通知を書面  
でした場合の通知の費用

(訴訟の目的の価額等)

第四条 (略)

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、百六十円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

3 5 6 (略)

7 前項の価額は、これを算定することができないか又は極めて困難であるときは、百六十円とみなす。

(納付の方法)

第八条 手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(過納手数料の還付等)

第九条 1・2 (略)

3 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、納め

(訴訟の目的の価額等)

第四条 (同上)

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、九十五円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

3 5 6 (同上)

7 前項の価額は、これを算定することができないか又は極めて困難であるときは、九十五円とみなす。

(納付の方法)

第八条 手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙をはつて納めなければならない。

(過納手数料の還付等)

第九条 1・2 (同上)

3 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、納め

られた手数料の額（第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）から納めるべき手数料の額（同条の規定により納めたものとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九条第一項に規定する合算が行われた場合における数個の請求の一に係る手数料については、各請求の価額に応じて案分して得た額）の二分の一の額（その額が四千円に満たないときは、四千円）を控除した金額の金銭を還付しなければならない。

一〇四（略）

4~10

（略）

（本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額）

第二十四条 本邦と外国との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参照して、裁判所が相当と認めるところによる。

（本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額）

第二十四条 本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百四号）第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参照して、裁判所が相当と認めるところによる。

（第三債務者の供託の費用の請求等）

第二十八条の二 民事執行法第一百五十六条第二項又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号

（第三債務者の供託の費用の請求等）

第二十八条の二 民事執行法第一百五十六条第二項又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号

られた手数料の額（第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）から納めるべき手数料の額（同条の規定により納めたものとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九条第一項に規定する合算が行われた場合における数個の請求の一に係る手数料については、各請求の価額に応じて案分して得た額）の二分の一の額（その額が三千円に満たないときは、三千円）を控除した金額の金銭を還付しなければならない。

一〇四（同上）

4~10

（同上）

（本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額）

第二十四条 本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百四号）第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参照して、裁判所が相当と認めるところによる。

) 第三十六条の六第一項(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定により供託した第三債務者は、次の各号に掲げる費用を請求することができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第二条第四号及び第五号の例に  
第一 供託するため必要とする旅費、  
日当及び宿泊料  
第二条第四号及び第五号の例に  
より算定した額  
二 供託所に出頭しないで供託す  
ることができるときは、供託に  
提出又は交付一回につき第二条  
第十八号の例により算定した額

## 要する書類及び供託金の提出の

費用並びに供託書正本の交付を  
受けたために要する費用

### 三 供託に要する書類及び供託の手続

事情の届出の書類の作成の費用

【供託の事情の届出の書類の提出】

## 五 供託に要する書類で官庁その

他の公の団体の作成に係るもの

用

(前)

2 |

前項の費用の額は、第二条第四号から第八号までの例により算定

2| 前項の費用は、第二十七条の規定にかかわらず、供託の事情の届出をする時までに請求しないときは、支給しない。

3| (略)

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一 訴え（反訴を除く。）の提起		
(一) 訴訟の目的の価額が百万円までの部分	訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額	
(二) 訴訟の目的の価額が百万円を超える五百円までの部分		
分 ごとに 千円		

3| 第一項の費用は、第二十七条の規定にかかわらず、供託の事情の届出をする時までに請求しないときは、支給しない。

4| (同上)

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一 訴え（反訴を除く。）の提起		
(一) 訴訟の目的の価額が三十万円までの部分	訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額	
(二) 訴訟の目的の価額が三十五万円を超える百万円までの部分		
分 ごとに 四百円		

(三) 訴訟の目的の価額が五百

円を超える部分

その価額五十万円までの部

ごとに二千円

(四) 訴訟の目的の価額が千万

円を超える十億円までの部分

その価額百万円までの部

ごとに三千円

(五) 訴訟の目的の価額が十億

円を超える五十億円までの部

その価額五百萬円までの部

ごとに一万元

(六) 訴訟の目的の価額が五十

億円を超える部分

その価額千万円までの部

ごとに一万円

(三) 訴訟の目的の価額が百万

円を超える三百万円までの部

その価額十万円までの部

ごとに七百円

(四) 訴訟の目的の価額が三百

円を超える千万円までの部

ごとに千円

(五) 訴訟の目的の価額が千万

円を超える一億円までの部分

その価額二十五万円まで

ごとに千円

(六) 訴訟の目的の価額が一億

円を超える十億円までの部分

その価額百万円までの部

ごとに三千円

(七) 訴訟の目的の価額が十億

円を超える一百億円までの部

ごとに一亿元

円を超える部分

その価額五百万円まで



登記又は登録による仮登記又は仮登録の仮処分命令の申請	規定による仮登記又は仮登録による仮登記又は仮登録の仮処分命令の申請	登記又は登録による仮登記又は仮登録による仮登記又は仮登録の仮処分命令の申請	仮処分命令の申請その他の登記又は登録に係る法令の規定による仮登記又は仮登記の申立て（債権者がするものに限る。）、更生手続開始の申立て、整理開始の申立て、特別清算開始の申立て、外國倒産処理手続の承認の申立て、責任制限手続拡張の申立て、責任制限手続拡張の申立て又は企業担保権の実行の申立て
借地借家法第四十一条の事件の申立て又は同条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）	再生手続開始の申立て	二万円	二万円
借地借家法第十七条第二項の規定による裁判を求めるときは借地権の目的である土地の価額の十分の三に相当する額		一万円	一万円
借地借家法第四十一条の事件の申立て又は同条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）	（新設）		
借地借家法第十七条第二項の規定による裁判を求めるときは借地権の目的である土地の価額の十分の三に相当する額			

を、その他の裁判を求めるときは借地権の目的である土地の価額を基礎とし、その額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額

(一) 基礎となる額が百万円までの部分

その額十万円まで」と  
に 四百円

(二) 基礎となる額が百万円を  
超え五百万円までの部分

その額二十万円まで」と  
とに 四百円

(三) 基礎となる額が五百万円  
を超える部分

その額五十万円まで」と  
とに 八百円

(四) 基礎となる額が千万円を  
超える部分

その額百万円まで」と

を、その他の裁判を求めるとき

は借地権の目的である土地の価額を基礎とし、その額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額

(一) 基礎となる額が三十万円までの部分

その額五万円まで」と  
に 二百円

(二) 基礎となる額が三十万円  
を超える部分

その額十万円まで」と  
に 三百五十円

(三) 基礎となる額が百万円を  
超える部分

その額十万円まで」と  
に 三百円

(四) 基礎となる額が三百万円  
を超える部分

その額二十万円までの部分



(二) 調停を求める事項の価額

が百万円を超える五百萬円ま

での部分

その価額二十万円までご

ごとに五百円

(三) 調停を求める事項の価額

が五百万円を超える千万円ま

での部分

その価額五十万円までご

ごとに千円

(四) 調停を求める事項の価額

が千万円を超える十億円ま

での部分

その価額百万円までご

ごとに千二百円

(五) 調停を求める事項の価額

が十億円を超える五十億円ま

での部分

その価額五百萬円までご

ごとに四千円

(二) 調停を求める事項の価額

が三十万円を超える百万円ま

での部分

その価額五万円までご

とに二百五十円

(三) 調停を求める事項の価額

が百万円を超える三百万円ま

での部分

その価額十万円までご

とに四百円

(四) 調停を求める事項の価額

が三百万円を超える千万円ま

での部分

その価額二十万円までご

ごとに四百円

(五) 調停を求める事項の価額

が千万円を超える一億円ま

での部分

その価額二十五万円までご

でごとに四百円

(六) 調停を求める事項の価額

が五十億円を超える部分

その価額千万円まで

と

四千円

一六	の二 に掲げる事項についての審判 又は同法第十七条に規定する 事件についての調停の申立て	一五 家事審判法第九条第一項乙類	一五 家事審判法第九条第一項甲類 に掲げる事項についての審判 の申立て	八百円	(六) 調停を求める事項の価額 が五十億円を超える部分 その価額千万円まで と 四千円
----	---	---------------------	--	-----	---

(六) 調停を求める事項の価額

が一億円を超え十億円までの部分

その価額百万円まで

と  
千二百円

が十億円を超える部分

その価額五百万円まで  
ことに  
四千円

一六	(新設)	一五 家事審判法第九条第一項乙類 に掲げる事項についての審判 又は同法第十七条に規定する 事件についての調停の申立て	九百円	(六) 調停を求める事項の価額 が一億円を超え十億円までの部分 その価額百万円まで と 千二百円
----	------	--	-----	--

公示催告手続及び仲裁手続二  
関スル法律（明治二十三年法  
律第二十九号）第七百六十四

千円

六百円

一七 イ 民事訴訟法の規定による 特別代理人の選任の申立て	<p>条の規定による公示催告の申立て、同法第七百九十六条の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条の規定による申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。）</p>
五百円	
一七 イ 民事訴訟法の規定による 特別代理人の選任の申立て	<p>条の規定による公示催告の申立て、同法第七百九十六条の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条の規定による申立て、家事審判法第九条第一項甲類に掲げる事項についての審判の申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。）</p>
三百円	

、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しく

、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しく

は続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て

□ 執行裁判所の執行処分に

対する執行異議の申立て、

民事執行法第十三条第一項

の代理人の選任の許可を求

める申立て、執行文の付与

の申立てに関する処分に対

する異議の申立て、同法第

三十六条第一項若しくは第

三項の規定による強制執行

の停止若しくは続行を命じ

、若しくは執行処分の取消

しを命ずる裁判を求める申

立て、同法第四十一条第二

項の規定による特別代理人

の選任の申立て、執行裁判

所に対する配当要求、同法

第五十五条第一項若しくは

は続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て

□ 執行裁判所の執行処分に

対する執行異議の申立て、

民事執行法第十三条第一項

の代理人の選任の許可を求

める申立て、執行文の付与

の申立てに関する処分に対

する異議の申立て、同法第

三十六条第一項若しくは第

三項の規定による強制執行

の停止若しくは続行を命じ

、若しくは執行処分の取消

しを命ずる裁判を求める申

立て、同法第四十一条第二

項の規定による特別代理人

の選任の申立て、執行裁判

所に対する配当要求、同法

第五十五条第一項若しくは

第二項の規定による売却のための保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消し若しくは変更の申立て、同法第五十六条第一項の規定による地代等の代払の許可を求める申立て、同法第六十八条の二第一項の規定による買受けの申出をした差押債権者のための保全処分の申立て、同法第七十七条第一項の規定による最高価買受申出人若しくは買受人のための保全処分の申立て、同法第八十三条第一項の規定による不動産の引渡命令の申立て、同法第一百五十五条第一項の規定による船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第一百七十七

第二項の規定による売却のための保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消し若しくは変更の申立て、同法第五十六条第一項の規定による地代等の代払の許可を求める申立て、同法第六十八条の二第一項の規定による買受けの申出をした差押債権者のための保全処分の申立て、同法第七十七条第一項の規定による最高価買受申出人若しくは買受人のための保全処分の申立て、同法第八十三条第一項の規定による不動産の引渡命令の申立て、同法第一百五十五条第一項の規定による船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第一百七十七

条第一項の規定による強制競売の手続の取消しの申立て、同法第百十八条第一項

の規定による船舶の航行の許可を求める申立て、同法

第一百二十七条第一項の規定による差押物の引渡命令の申立て、同法第一百七十二条

第二項の規定による申立て又は同法第一百八十七条の二第一項若しくは第二項の規定による不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消しの申立て

ハ 民事保全法の規定による保全異議の中立て、保全取消しの申立て、同法第二十七条规定による保全執行の停止若しくは執行

条第一項の規定による強制競売の手続の取消しの申立て、同法第百十八条第一項

の規定による船舶の航行の許可を求める申立て、同法

第一百二十七条第一項の規定による差押物の引渡命令の申立て、同法第一百七十二条

第二項の規定による申立て又は同法第一百八十七条の二第一項若しくは第二項の規定による不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消しの申立て

ハ 民事保全法の規定による保全異議の申立て、保全取消しの申立て、同法第二十七条规定による保全執行の停止若しくは執行

処分の取消しを命ずる裁判

を求める申立て、同法第四十二条第一項の規定による保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て又は保全執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て

二 参加（破産法（大正十一年法律第七十一号）、民事再生法、会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定に

処分の取消しを命ずる裁判

を求める申立て、同法第四十二条第一項の規定による保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て又は保全執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て

二 参加（破産法（大正十一年法律第七十一号）、民事再生法、会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定に

による参加及び七の項又は一

三の項に掲げる参加を除く

。) の申出又は申立て

ホ 破産法第三百六十六条ノ

二第一項の規定による免責  
の申立て若しくは同法第三

百六十七条第一項の規定に  
による復権の申立て、民事再  
生法第二百四十八条第一項の  
規定による担保権消滅の許

可の申立て、行政事件訴訟  
法の規定による執行停止決  
定の取消しの申立て、労働

組合法（昭和二十四年法律  
第二百七十四号）第二十七條  
第八項の規定による申立て

、配偶者からの暴力の防止  
及び被害者の保護に関する  
法律第十六条第三項若しく  
は第十七条第一項の規定に

による参加及び七の項又は一

三の項に掲げる参加を除く

。) の申出又は申立て

ホ 破産法第三百六十六条ノ

二第一項の規定による免責  
の申立て若しくは同法第三

百六十七条第一項の規定に  
による復権の申立て、民事再  
生法第二百四十八条第一項の  
規定による担保権消滅の許

可の申立て、行政事件訴訟  
法の規定による執行停止決  
定の取消しの申立て、労働

組合法（昭和二十四年法律  
第二百七十四号）第二十七條  
第八項の規定による申立て

、配偶者からの暴力の防止  
及び被害者の保護に関する  
法律第十六条第三項若しく  
は第十七条第一項の規定に

一八			による申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て又は家事審判法第十五条の六の規定による申立て
訟法第三百 一五の二の (1) 一一の二の 項、一五の項	抗告の提起 又は民事訴 項	ト 最高裁判所の規則の定めによる申立てのうちイ又はロに掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの	ヘ 執行官の執行処分又はその遅延に対する執行異議の申立て
額の一・五倍の額			ト 最高裁判所の規則の定めによる申立てのうちイ又はロに掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの
一八			ヘ 執行官の執行処分又はその遅延に対する執行異議の申立て
訟法第三百 又は一六の項 (1) 一一の二の 項、一五の項	抗告の提起 又は民事訴 項	額の一・五倍の額	それぞれの申立ての手数料の

## 三十七条第

## 三十七条第

項又は一六の  
二項の規定  
による抗告  
の許可の申  
立て  
の裁判(抗告)  
裁判所の裁判  
を含む。)に  
対するもの

に掲げる申立  
てについての  
二項の規定  
による抗告  
の許可の申  
立て  
裁判(抗告)  
裁判所の裁判  
を含む。)に  
対  
するもの

(3) 民事保全法 の規定による 保全抗告	一三の項に 掲げる申立て 又は申出につ いての裁判(へ 不適法として 却下したもの を除き、抗告 裁判所の裁判 を含む。)に 対するもの	(2) 一三の項に 掲げる申立て 又は申出につ いての裁判(へ 不適法として 却下したもの を除き、抗告 裁判所の裁判 を含む。)に 対するもの
手数料の額の一・五倍の額	手数料の額の一・五倍の額	一三の項により算出して得た 額の一・五倍の額

(3) 民事保全法 の規定による 保全抗告	一三の項に 掲げる申立て 又は申出につ いての裁判(へ 不適法として 却下したもの を除き、抗告 裁判所の裁判 を含む。)に 対するもの	(2) 一三の項に 掲げる申立て 又は申出につ いての裁判(へ 不適法として 却下したもの を除き、抗告 裁判所の裁判 を含む。)に 対するもの
手数料の額の一・五倍の額	手数料の額の一・五倍の額	一三の項により算出して得た 額の一・五倍の額

(4) 民事訴訟法第三百四十九条第 一項の規定による再審の申立 て	(1)から(3)ま で以外のもの	千五百円
--	---------------------	------

(4) 民事訴訟法第三百四十九条第 一項の規定による再審の申立 て	(1)から(3)ま で以外のもの	六百円
--	---------------------	-----

この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。

この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。

# 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律

## 目次

第一章 簡易裁判所の管轄の拡大及び民事訴訟等の費用に関する制度の整備（第一条—第三条）

第二章 民事調停官及び家事調停官の制度の創設（第四条—第六条）

第三章 弁護士及び外国法事務弁護士の制度の整備（第七条・第八条）

## 附則

第一章 簡易裁判所の管轄の拡大及び民事訴訟等の費用に関する制度の整備  
(裁判所法の一部改正)

第一条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第一号中「九十万円」を「百四十万円」に改める。

(民事訴訟法の一部改正)

第二条 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「九十万円」を「百四十万円」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「以下同じ」を「第四号及び第五号を除き、以下同じ」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 当事者等（当事者若しくは事件の関係人、その次に掲げるところにより算定した旅費、日当及び法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者宿泊料の額

をいう。以下この号及び次号において同じ。）がイ旅費

口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（親権者以外の法定代理人、法人の代表者又はこれらに準ずる者が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料）

まない場合においては、当事者等の普通裁判

籍の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所と出頭した場所を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所との間の距離を基準として、その距離を旅行するときに通常要する交通費の額として最高裁判所が定める額（これらの場所が同一となるときは、最高裁判所が定める額）。ただし、旅行が通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払つた交通費の額が当該最高裁判所が定める額を超えることを明らかにする領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え等の文書が提出されたときは、現に支払つた交

通費の額

(2) 旅行が本邦と外国との間のものを含む場合

において、当該旅行が通常の経路及び方法によるものであるときは、現に支払った交通費の額（当該旅行が通常の経路又は方法によるものでないときは、証人に支給する旅費の例により算定した額）

口 日当 出頭及びそのための旅行（通常の経路及び方法によるものに限る。）に現に要した日数に応じて、最高裁判所が定める額。

ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する日当の例により算定した額

## 八 宿泊料 出頭及びそのための旅行（通常の経

路及び方法によるものに限る。）のために  
現に宿泊した夜数に応じて、宿泊地を区分  
して最高裁判所が定める額。ただし、旅行  
が通常の経路若しくは方法によるものでな  
い場合又は本邦と外国との間のものを含む  
場合には、証人に支給する宿泊料の例によ  
り算定した額

第二条第五号中「証人に支給する旅費、日当及び宿泊料」を「前号」に、「それらの額」を「旅費、日  
当及び宿泊料の額として裁判所が相当と認める額」に改め、同条第六号中「書記料」を「作成及び提出の  
費用」に、「用紙一枚につき」を「事件一件につき、事件の種類、当事者等の数並びに書類の種類及び通  
数を基準として、通常要する書類の作成及び提出の費用の額として」に改め、同条第七号を削り、同条第  
八号中「第六号」を「前号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号から第十二号までを一号ずつ繰

り上げ、同条第十三号中「第七号の例により算定した費用の」を「交付又は付与一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第十四号を第十三号とし、同条第十五号中「第十三号」を「第十二号」に、「書類の書記料（その書類が官庁等の作成に係るものについては、その交付を受けるために要する費用）及びその提出の費用」を「書類で官庁等の作成に係るものに交付を受けるために要する費用」に、「第六号から第八号まで」を「第七号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同条第十八号中「同条第二項」を「同項」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十九号中「第七号の例により算定した費用の」を「通知一回につき第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める」に改め、同号を同条第十八号とする。

第四条第二項及び第七項中「九十五万円」を「百六十万円」に改める。

第八条に次のただし書きを加える。

ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

第九条第三項中「三千円」を「四千円」に改める。

第二十四条中「（國家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。）」及び「（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）」を削る

第一二十八条の二第一項中「供託するためには要する旅費、日当及び宿泊料（供託所に出頭しないで供託することができるときは、供託に要する書類及び供託金の提出の費用並びに供託書正本の交付を受けるためには、その交付を受けるために要する費用）、供託に要する書類の書記料（その書類が官庁その他の公の団体の作成に係るものについては、その交付を受けるためには、その交付を受けるために要する費用）並びに供託の事情の届出の書類の書記料及び提出の費用を請求することができる」を「次の各号に掲げる費用を請求することができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

第一項 供託するためには要する旅費、日当及び宿泊料 第二条第四号及び第五号の例により算定した額

二 供託所に出頭しないで供託することができると  
きは、供託に要する書類及び供託金の提出の費用  
並びに供託書正本の交付を受けるために要する費  
提出又は交付一回につき第二条第十八号の例によ  
り算定した額

用

三 供託に要する書類及び供託の事情の届出の書類 供託又はその事情の届出一件につき最高裁判所が  
の作成の費用 定める額

四 供託の事情の届出の書類の提出の費用 提出一回につき第二条第十八号の例により算定し

た額

五 供託に要する書類で官庁その他の公の団体の作 交付一回につき第二条第七号の例により算定した  
成に係るものとの交付を受けるために要する費用 額

第二十八条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同  
条第四項を同条第三項とする。

(一) 訴訟の目的の価額が三十万円までの部分

その価額五万円までごとに 五百円

(二) 訴訟の目的

訴訟の目的の価額が三十万円を超えるもの  
その価額五万円までごとに 四百円

(二) 訴訟の目的

その価額五万円までごとに 四百円

(二) 訴訟の目的

(三) 訴訟の目的の価額が百万円を超える二百万円までの部分  
その価額十万円までごとに 千円

別表第一の一の項中

を

(四) 訴訟の目的の価額が三百万円を超える千万円までの部分

その価額二十万円までごとに 千円

(五) 訴訟の目的の価額が千万円を超える一億円までの部分

その価額二十五万円までごとに 千円

(六) 訴訟の目的の価額が一億円を超える十億円までの部分

その価額一百万円までごとに 三千円

(七) 訴訟の目的の価額が十億円を超える部分

その価額五百万円までごとに 一万円

その価額

の価額が百万円までの部分

十万円までごとに 千円

の価額が百万円を超える五百万円までの部分

二十万円までごとに 千円

の価額が五百万円を超える部分

五十万円までごとに 二千円

の価額が千万円を超える部分

百万円までごとに 三千円

の価額が十億円を超える部分

五百萬円までごとに 一万円

の価額が五十億円を超える部分

千万円までごとに 一万円

別表第一の八の項中「千五百円」を「二千円」に、「三千円」を「四千円」に改める。

別表第一の九の項中「千五百円」を「二千円」に改める。

別表第一の一の項中「三千円」を「四千円」に改める。

別表第一の一の二の項中「千五百円」を「一千円」に改める。

に改める。

別表第一の一(二)の項中「再生手続開始の申立て」を削り、「一円」を「二円」に改め、同項の次に次のように加える。

一二 再生手続開始の申立て	一円
------------------	----

- (一) 基礎となる額が三十万円までの部分  
その額五万円までごとに 二百円
- (二) 基礎となる額が三十万円を超え百万円までの部分  
その額十万円までごとに 三百五十円
- (三) 基礎となる額が百万円を超え三百万円までの部分  
その額十万円までごとに 三百円
- (四) 基礎となる額が三百万円を超え千万円までの部分  
その額二十万円までごとに 四百円
- (五) 基礎となる額が千万円を超える億円までの部分  
その額百万円までごとに 五百円
- 別表第一の一(三)の項中  
を  
(四) 基礎となる額  
その額五十万円までごとに 五百円

(五) 基礎となる額 その額二十五万円までごとに 四百円

(六) 基礎となる額が一億円を超えて十億円までの部分 その額五百

その額百万円までごとに 千二百円

(七) 基礎となる額が十億円を超える部分 その額五百

その額五百円までごとに 四千円

「

(五) 基礎となる額 その額千万  
その額五千

が百万円までの部分

円までごとに 四百円

が百万円を超えて五百万円までの部分

円までごとに 四百円

が五百万円を超えて千万円までの部分

円までごとに 八百円

が千万円を超えて十億円までの部分

に改める。

円までごとに 千二百円

が十億円を超える五十億円までの部分

万円までごとに 四千円

が五十億円を超える部分

円までごとに 四千円

「(一) 調停を求める事項の価額が三十万円までの部分

その価額五万円までごとに 三百円

(二) 調停を求める事項の価額が三十万円を超える百万円までの部分

その価額五万円までごとに 二百五十円

(三) 調停を求める事項の価額が百万円を超える三百万円までの部分

その価額十万円までごとに 四百円

(四) 調停を求める事項の価額が三百万円を超える千万円までの部分

その価額二十万円までごとに 四百円

(五) 調停を求める事項の価額が千万円を超える一億円までの部分

別表第一の一四の項中

を

(四)

調

(三)

調

(二)

調

「(一)

調

(五) 調停の価額二十五万円までごとに 四百円

(六) 調停を求める事項の価額が一億円を超えて十億円までの部分

その価額百万円までごとに 千二百円

(七) 調停を求める事項の価額が十億円を超える部分

その価額五百萬円までごとに 四千円

停を求める事項の価額が百万円までの部分

その価額十万円までごとに 五百円

停を求める事項の価額が百万円を超え五百万円までの部分

その価額二十万円までごとに 五百円

停を求める事項の価額が五百万円を超え千万円までの部分

その価額五十万円までごとに 千円

停を求める事項の価額が千万円を超えて十億円までの部分

に改める。

その価額百万円までごとに 千二百円

(五) 調

(六) 調

「

停を求める事項の価額が十億円を超え五十億円までの部分

その価額五百万円までごとに 四千円

停を求める事項の価額が五十億円を超える部分

その価額千万円までごとに 四千円

」

別表第一の一五の項を次のように改める。

一五 家事審判法第九条第一項甲類に掲げる事項についての審判 の申立て	八百円
別表第一の一五の項の次に次のように加える。  一五 家事審判法第九条第一項乙類に掲げる事項についての審判 の二 又は同法第十七条に規定する事件についての調停の申立て	千二百円

別表第一の一六の項中「、家事審判法第九条第一項甲類に掲げる事項についての審判の申立て」を削り  
、「六百円」を「千円」に改める。

別表第一の一七の項中「三百円」を「五百円」に改める。

別表第一の一八の項中「一五の項」の下に「一五の二の項」を加え、「六百円」を「千円」に改める。

別表第一の一九の項中「九百円」を「千五百円」に改める。

## 第二章 民事調停官及び家事調停官の制度の創設

### （民事調停法の一部改正）

第四条 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

#### 〔第一章 総則〕

目次中「第一章 通則（第一条—第二十三条）」を 第一節 通則（第一条—第二十三条）

第二節 民事調停官（第二十三条の二—第二十

に、「附則（第一条—第十五条）」を「附則」に改める。

〔三条の四〕

第一章の章名中「通則」を「総則」に改め、同章中第一条の前に次の節名を付する。

#### 第一節 通則

## ＜資料 目 錄＞

### ＜民事訴訟費用法の改正（敗訴者負担）＞

(平16・1・22)

#### 1 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

① 改め文+理由

② 新旧

#### 2 説明資料

① 複雑訴訟における訴訟代理人の報酬に係る費用の額  
の算定

② 複数訴訟の場合の負担額の考え方について

③ 多数当事者訴訟の場合の敗訴者負担額の試算につい  
て

#### 3 用例メモ

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律

民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雜則（第二十九条・第三十条）」を  
「第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用（第二十八  
第五章 雜則（第二十九条・第三十条）

条の三）

に改める。

」

第四条第一項中「価額」の下に「及び別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当事者の一方又は双方が数人ある場合における別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額に関しては、数人からの又は数人に対する訴えについては、同条第一項の規定は、適用しない。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用

第二十八条の三 訴訟代理人として弁護士（第二条第十号に規定する弁護士を除く。）、司法書士又は弁理士を選任している当事者の双方共同の申立てがあるときは、その申立てをした当事者の当該審級における訴訟代理人の報酬に係る費用は、その申立てをした当事者が負担すべき訴訟の費用とし、その額は、その申立てをした各当事者について、訴訟代理人の数にかかわらず、当該申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的の価額に応じて別表第三の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に定める割合により算出して得た額とする。ただし、当事者的一方又は双方が数人ある場合において、当該申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべきときは、その算出して得た額をその負担すべき当事者の相手方の数に案分した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、本訴及びこれとその目的を同じくする反訴について同項の申立てがある場合におけるその反訴について当該申立てをした当事者が負担すべき訴訟の費用の額は、その反訴について同項の定めるところにより算出して得た額がその本訴について同項の定めるところにより算出して得た額を超えるときはその超える額とし、超えないときはないものとする。

3 第一項の申立ては、当該審級における口頭弁論の終結の時（上告審にあつては、上告状又は上告理由書

の提出の時。次項において同じ。) までに、請求の趣旨及び原因並びに当事者を特定して、書面でしなければならない。

4 当事者は、第一項の申立てをした当該審級における口頭弁論の終結の時までは、双方共同して、その申立てを取り下げることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 訴訟代理人は、第一項の申立て又は前項の取下げについては、特別の委任を受けなければならない。

6 第一項の申立てがあつた後に請求又は請求の原因の変更があつた場合における同項の規定による訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更後の請求について更に同項の申立てがあつたとき又はその変更により訴訟の目的の価額が減少するときは、その変更後の訴訟の目的の価額に応じて算出し、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更後の請求について更に同項の申立てがないときは、その変更前の訴訟の目的の価額に応じて算出する。

7 第一項の申立てをする旨又はしない旨の合意は、訴訟の係属後において訴訟代理人を選任している時に当事者間でされたものを除き、無効とする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第四条、第二十八条の三関係）

項	上欄	下欄
一 訴訟の目的の価額が百万円までの部分	その価額十万円までごとに 一万円	
二 訴訟の目的の価額が百万円を超えて五百万円までの部分	その価額二十万円までごとに 五千円	
三 訴訟の目的の価額が五百万円を超えて千万円までの部分	その価額五十万円までごとに 一万円	
四 訴訟の目的の価額が千万円を超えて十億円までの部分	その価額百万円までごとに 三千円	

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に訴えの提起があつた事件の訴訟費用の範囲については、なお従前の例による。

## 理由

弁護士等の訴訟代理人の報酬に係る費用について、当事者が簡易な手続による償還の方法を選択することを可能にするため、当事者の双方共同の申立てがある場合にその報酬に係る費用を敗訴者の負担とする制度の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章～第三章 (略)	第一章～第三章 (同上)
第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用 (第二十八条の三)	第四章 雜則 (二十九条・第三十条)
第五章 雜則 (二十九条・第三十条)	第五章 雜則 (二十九条・第三十条)
附則	附則
(訴訟の目的の価額等)	(訴訟の目的の価額等)
第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額及び別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。ただし、当事者の一方又は双方が数人ある場合における別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額については、数人からの又は数人に対する訴えについては、同条第一項の規定は、適用しない。	第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。
257 (略)	257 (同上)

第二十八条の三 訴訟代理人として弁護士（第二条第十号に規定する弁護士を除く。）、司法書士又は弁理士を選任している当事者の双方共同の申立てがあるときは、その申立てをした当事者の当該審級における訴訟代理人の報酬に係る費用は、その申立てをした当事者が負担すべき訴訟の費用とし、その額は、その申立てをした各当事者について、訴訟代理人の数にかかわらず、当該申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的の価額に応じて別表第三の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に定める割合により算出して得た額とする。

ただし、当事者の一方又は双方が数人ある場合において、当該申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべきときは、その算出して得た額をその負担すべき当事者の相手方の数に案分した額とする。

2) 前項の規定にかかわらず、本訴及びこれとその目的を同じくする反訴について同項の申立てがある場合におけるその反訴について当該申立てをした当事者が負担すべき訴訟の費用の額は、その反訴について同項の定めるところにより算出して得た額がその本訴について同項の定めるところにより算出して得た額を超えるときはその超

える額とし、超えないときはないものとする。

- 3| 第一項の申立ては、当該審級における口頭弁論の終結の時（上告審にあつては、上告状又は上告理由書の提出の時。次項において同じ。）までに、請求の趣旨及び原因並びに当事者を特定して、書面でしなければならない。
- 4| 当事者は、第一項の申立てをした当該審級における口頭弁論の終結の時までは、双方共同して、その申立てを取り下げることができること。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5| 訴訟代理人人は、第一項の申立て又は前項の取下げについては、特別の委任を受けなければならない。
- 6| 第一項の申立てがあつた後に請求又は請求の原因の変更があつた場合における同項の規定による訴訟代理人人の報酬に係る費用の額は、その変更により訴訟の目的的価額が増加する場合であつてその変更後の請求について更に同項の申立てがあつたとき又はその変更により訴訟の目的的価額が減少するときは、その変更後の訴訟の目的的価額に応じて算出し、その変更により訴訟の目的的価額が増加する場合であつてその変更後の請求について更に同項の申立てがないときは、その変更前の訴訟の目的的価額に応じて算出する。
- 7| 第一項の申立てをする旨又はしない旨の合意は、訴訟の係属後ににおいて訴訟代理人を選任している時に当事者間でされたものを除き

、無効とする。

第五章 雜則

第二十九条、第三十条 (略)

別表第一、第二 (略)

別表第三 (第四条、第二十八条の三関係)

項	上欄	下欄
一訴訟の目的的の価額が百万円までの部分	その価額十万円までごとに一万円	
二訴訟の目的的の価額が百万円を超える五百万円までの部分	その価額二十万円までごとに五千円	
三訴訟の目的的の価額が五百万円を超える千万円までの部分	その価額五十万円までごとに一万円	
四訴訟の目的的の価額が千万円を超える十億円までの部分	その価額百万円までごとに三千円	

第四章 雜則

第二十九条、第三十条 (同上)

別表第一、第二 (同上)

(新設)

## 複雑訴訟における訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算定

### 1 当事者各一人の場合の算定

訴訟代理人の報酬に係る費用の算定の基礎は、提訴手数料の訴訟の目的の価額と同様に考える。

訴訟物が複数の場合（後記3参照）には、提訴手数料の算定と同じく（民事訴訟法第9条第1項）、原則として、訴訟物の価額を合算した価額を基礎に算定する。

### 2 当事者複数の場合の算定（別紙のシミュレーション参照）

通常共同訴訟（訴訟物が複数）の場合と必要的共同訴訟（訴訟物が1つ）の場合とに分けて考える。

#### (1) 通常共同訴訟（訴訟物が複数）の場合（後記3参照） (算定)

共同申立てをした各当事者ごとに訴訟物の価額を基礎として算定する。

##### （負担）

上記の費用を、共同申立てをした相手方に請求できる。

なお、請求のうち1つの請求について複数の当事者が関与するものの取扱いについては後記(2)参照。

#### (2) 必要的共同訴訟（訴訟物が1つ）の場合

##### (算定)

A案 必要的共同訴訟であっても共同申立てをした各当事者ごと、訴額に応じて定めるという考え方

B案 共同の申立てをした当事者が請求できる額は、訴額に応じて算定される額を共同訴訟人の数で除した額とする考え方

##### （負担）

A案 訴額に応じて算定された額を共同申立てをした相手方それぞれに請求できる。

B案 訴額に応じて算定された額を共同訴訟人の数で除した額を共同申立てをした相手方に請求できる。

### 3 複数の請求の関係について（訴えの客観的併合）

#### (1) 単純併合

一の訴えで複数の請求をしている場合は、その複数の請求の全部又は一部について共同申立てをすることができ、その共同申立ての対象とされた請求の訴額の合計額を基礎として訴訟費用となるべき額を算定する。

## (2) 予備的併合

請求としては別個のものになるが、先順位の請求が認められないことを後順位の請求の裁判の解除条件とする関係にあるので、共同申立てがあれば主位的請求と予備的請求の双方についての共同申立てとみる。

訴訟費用となるべき額については、提訴手数料の算出基準となる訴額と同様に考え（民事訴訟費用等に関する法律第4条第1項、民事訴訟法第9条第1項ただし書）、複数の請求のうち最も訴額が高いものを基準とする。

## (3) 選択的併合

複数の請求のうち1つが認められることを他の請求の裁判の解除条件としている関係にあり、予備的併合に準じて、共同申立てがあればすべての請求についての共同申立てとみる。

訴訟費用となるべき額については、提訴手数料の算出と同様に考え、予備的併合の場合と同じ扱いとする。

## (4) 反訴

反訴が提起された場合は、反訴については別個に共同申立てをする必要がある。

本訴・反訴ともに共同申立てがある場合、本訴についての敗訴者負担の額は本訴の訴額を基準に算定し、反訴についての訴訟費用となるべき額は反訴の訴額を基準に算定することになる（注）。

（注）本訴と反訴の訴訟物が目的を共通にする場合、例えば売買代金債務の不存在確認の本訴（100万円）と当該売買代金の支払請求の反訴は、訴訟の目的が同じなので、両方の請求について共同の申立てがあったとしても、敗訴者の負担となる訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算定に当たって、反訴の訴訟費用は、本訴と独立した訴訟費用として訴額を基礎に計算するのではなく、反訴の訴額（例えば150万円）を基礎として算定した額（例えば11万5,000円）が本訴の訴額100万円を基礎として算定した額（例えば10万円）を超える場合にのみ、その超える額（例えば1万5,000円）の限度で反訴としての独立した訴訟費用の額を認めることになる。

## (5) 分離・併合

別個の請求について、併合前に共同の申立てがあったときは、それぞれの請求の訴額をもとに訴訟費用となるべき額を算定し、これを合算する。

別個の請求について、併合時に共同の申立てがあった後に分離されたときは、それぞれの請求の訴額を合算して訴訟費用となるべき額を算定し、これを分離された請求の額で案分する。

# 4 当事者等又は請求に変動がある場合の取扱い

## (1) 包括承継

包括承継の前後で訴訟手続は一連のものと扱われる。したがって、訴訟

承継前に共同申立てが成立していれば、訴訟承継後に改めて共同申立てをする必要はない。

一方の当事者が承継前は1人、承継後は複数になる場合（例えば相続人が複数いる場合）、承継後も、相手方が敗訴した場合の負担額は当事者1人分のままであり、これに相続人の数を乗じたものにはならないが、承継後に改めて複数当事者間の合意として共同申立てをし直すことは可能である。

なお、承継の前後で訴訟代理人が交替した場合でも、1人分を訴訟費用とすれば足りる（後記(3)参照）。

#### (2) 特定承継

包括承継とは異なるため、承継人は当然には従前の共同申立ての効力に拘束されることはなく、承継人との間で改めて共同申立てをして初めて、承継人との間で敗訴者負担の取扱いがされることになる。

なお、当初はA B間の訴訟だったが、訴訟承継によりAが脱退してCが承継した場合、Aの請求に関する訴訟費用は、裁判及び和解によらないで訴訟が完結したものと同様に考えて、申立てにより第一審裁判所が訴訟費用の負担の決定をすることとなる（民事訴訟法第73条第1項）。

なお、特定承継の前後で訴訟代理人が交替した場合でも、1人分を訴訟費用とすれば足りる（後記(3)参照）。

#### (3) 訴訟代理人の交替

訴訟代理人の報酬に係る費用として通常要すべき費用を敗訴者の負担とするものである以上、訴訟代理人の交替の有無を問わず、常に1人分を訴訟費用とすれば足りる。

なお、訴訟係属の途中から訴訟代理人を選任した場合、訴訟係属中に訴訟代理人が辞任して本人訴訟になった場合は、いずれも、共同申立ての時点で当事者双方が訴訟代理人を選任しており、訴訟代理人が現に訴訟に參與した以上、訴訟代理人への報酬支払義務は発生しており、訴訟代理人の報酬に係る費用を敗訴者の負担とする。

#### (4) 請求の放棄・認諾

訴訟が裁判及び和解によらないで完結した場合となるので、民事訴訟法第73条第1項により、申立てにより第一審裁判所が決定で訴訟費用の負担を命じることになり、同条第2項により準用される同法第62条及び第63条（不必要的訴訟行為があった場合、訴訟を遅滞させた場合等の負担の特則）の規律に服することになる。

#### (5) 訴えの変更

##### ア 請求の減縮・拡張

請求の減縮の場合、その実質は訴えの一部取下げであり、当事者に予想外の費用負担をさせることはないので、減縮前の請求に係る従前の共同申立ての効力が減縮後の請求にもそのまま及び、減縮後の請求について改めて共同申立てをする必要はなく、常に減縮後の訴額を基準として

訴訟費用となるべき額を算定する。

イ 請求の拡張又は訴えの追加的変更

請求の拡張又は訴えの追加的変更の場合は、それによって敗訴した場合の負担額が増加し得るので、拡張部分又は追加部分について改めて共同申立てがない限り、その部分について訴訟代理人の報酬に係る費用が訴訟費用となることはないが、拡張前又は追加前の請求に係る従前の共同申立ての効力は従前の訴額の限度で拡張後又は追加後の請求にもそのまま及ぶものと考えられる。

したがって、請求の拡張又は訴えの追加的変更の場合は、①拡張部分又は追加部分について改めて共同申立てがあれば、拡張後又は追加後の訴額を基準として負担額を算定し、②その共同申立てがなければ、拡張前又は追加前の訴額を基準として訴訟費用となるべき額を算定することになる。

ウ 訴えの交換的変更

変更後の請求について改めて共同申立てを要し、①その共同申立てがあれば、交換後の請求の額を基準として訴訟費用となるべき額を算定することになるが、②その共同申立てがなければ、変更後の請求の全体について敗訴者負担の取扱いがされることになる。

以 上

## 複雑訴訟の場合の負担額の考え方について

### 1 通常共同訴訟の場合

#### (1) 現行法の規律

現行の民事訴訟費用等に関する法律（以下「法」という。）第4条第1項は、通常の訴訟費用の負担額について、訴えの主觀的併合（共同訴訟）・客觀的併合のいずれを問わず、各当事者について各訴訟物に係る訴額に応じた手数料の額を累積的に加算するのではなく、民事訴訟法第9条第1項の適用により、各訴訟物の価額を合算した額を訴額とし、これに応じて手数料の額を定めることとしている。訴えの提起の手数料は、事柄の性質上、司法サービスを利用する者としない者との間の負担の公平を図ることができるものでなければならぬとともに、司法サービスを利用する者相互の間でも、司法サービスの利用により追求される利益に応じて手数料負担の公平が図られるものでなければならない。このような要請のもとでは、併合要件を満たした複雑訴訟については一回的審理が可能であることを考慮して、手数料の額の算定に当たっては、一定の遞減的・調整的な機能を設定するのが適切である。

#### (2) 弁護士報酬等の費用に関する規律の在り方

これに対し、今次の改正により導入する弁護士等の訴訟代理人の報酬に係る費用の負担額については、専ら共同申立てをした当事者間で自らの自發的な合意により簡易な費用の償還を可能にするものであり、共同申立てという要件を設定していることにより、共同申立てをした当事者間での訴訟物に係る訴額に応じて費用の額を定めるのが論理的である上、提訴手数料の額の定め方のように、司法サービスの利用者と非利用者との間の負担の公平、司法サービス利用者相互間の負担の公平という要請とは直接の関係はないことから、訴えの主觀的併合（共同訴訟）に関する限り、共同申立てをした当事者間において上記(1)の規律を及ぼす必要はなく、民事訴訟法第9条第1項の適用を除外して、原則として各当事者について各訴訟物に係る訴額に応じて訴訟費用となる額を算定し、これらを加算する方法を一般的な計算の在り方として認めるのが相当であると考えられる（法第28条の3第1項本文）。

通常共同訴訟に関する別紙のシミュレーションは上記の考え方の帰結であり、共同申立てをした各当事者ごとに訴訟物の価額を基礎として算定するものとしている。

### 2 必要的共同訴訟の場合

上記の算定方法の原則に対する例外として、必要的共同訴訟の場合が考えられる（法第28条の3第1項ただし書）。

#### (1) 必要的共同訴訟の特質

必要的共同訴訟（民事訴訟法第40条第1項にいう「訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき場合」）は複数の当事者間で統一的な紛争解決が要請される場合の訴訟形態であるが、このような解決

が要請されるのは、当事者が特定の法律関係について相互に極めて密接な利害関係を有しているため、一部の当事者を除外して訴訟手続を進行させることが除外された者の手続保障の観点から問題がある場合や、共同訴訟人の一部が受ける判決の効力が他の共同訴訟人と相手方との間に拡張され、勝敗を各別に決めると、共同訴訟人の一部が受けた判決の効力と、他の共同訴訟人が受けた判決から拡張されてくる効力とが矛盾衝突して法律関係に混乱が生ずる結果となる場合などである。

このような特殊な法律関係においては、訴訟物自体に共同訴訟人が相互に極めて密接な利害関係を有しているので、通常の共同訴訟の原則とは異なり、訴訟費用となる訴訟代理人の報酬に係る費用についても、例外的に、共同訴訟人が等しくこれを分担するのが公平であると考えられる。

## (2) 具体的な規律の在り方

このような考え方を基本とすると、例えば、原告4名、被告3名の訴訟においては、請求についての訴額をもとに算定される訴訟代理人の報酬に係る費用は、本来、原告が勝訴した場合は各原告がその4分の1を被告方に請求でき、逆に、被告が勝訴した場合は各被告がその3分の1を原告方に請求できると考えるべきである。

もっとも、訴訟代理人の報酬に係る費用については、共同の申立てをした当事者間でのみ訴訟費用とされるため、共同の申立てをした原告は勝訴すれば訴額をもとに算定される訴訟代理人の報酬に係る費用の4分の1を共同申立てをした被告に請求でき、共同申立てをした被告は勝訴すれば訴額をもとに算定される訴訟代理人の報酬に係る費用の3分の1を共同申立てをした原告に請求できるものと考えるべきである。

## 3 反訴の場合

訴訟費用の負担額の算定方法に関する法の一般原則に対するもう一つの例外として、反訴の場合が考えられる（法第28条の3第2項）。

反訴が提起された場合は、反訴については別個に共同申立てをする必要があるところ、それぞれ訴訟物に密接な関連がある本訴・反訴の双方について共同申立てがある場合、事柄の性質上、反訴に係る訴訟費用は本訴に係る訴訟費用の中に、いわば、既に評価されている関係に立つものと考えられるので、①まず、(a) 本訴についての敗訴者負担の額は本訴の訴額を基準に算定し、(b) 反訴についての訴訟費用となるべき額は反訴の訴額を基準に算定した上で、②反訴についての(b)の算定額が本訴についての(a)の算定額を超える場合にのみ、その超える額の限度で反訴としての独立した訴訟費用の負担額を認めるのが相当であると考えられる。

具体的には、例えば売買代金債務の不存在確認の本訴（100万円）と当該売買代金の支払請求の反訴（150万円）は、訴訟の目的に共通する部分があるので、両方の請求について共同の申立てがあったとしても、敗訴者の負担となる訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算定に当たって、反訴の訴訟

費用は、本訴と独立した訴訟費用として訴額を基礎に計算するのではなく、反訴の訴額（例えば150万円）を基礎として算定した額（例えば11万5,000円）が本訴の訴額100万円を基礎として算定した額（例えば10万円）を超える場合にのみ、その超える額（例えば1万5,000円）の限度で反訴としての独立した訴訟費用の額を認めることになる。

(参考)

必要的共同訴訟における敗訴者負担額の算出

A案 必要的共同訴訟であっても共同申立てをした各当事者ごとに定めるという考え方

(メリット)

※ 通常共同訴訟の場合と同様に扱うことができる点で制度としてはシンプルである。

(デメリット)

※ 1個の訴訟物に数人の当事者が関係している場合、訴訟物は1個であるにもかかわらず、共同申立ての仕方によっては、負担額が何倍にも増加することになるが、これは適当ではないのではないかとの疑問が生ずる（これを回避するために費用償還できる額又は負担すべき額に上限を設ける方法が考えられるが、仮に一人分との上限を設けた場合には、結果としては、B案と同様に共同申立てをした相手方の人数に応じて分担額を考慮する必要性が生じる。）。

※ 1個の訴訟物に数人の当事者が関係している場合、全当事者が合意したときには、この考え方によると各当事者が共同申立てをした相手方のそれから訴訟代理人に係る訴訟費用を請求できることになる（訴訟代理人に係る費用が30万円の場合に、原告4人と被告3人が全員で合意したときには、原告勝訴のときは、原告各自は90万円づつ被告それぞれに請求でき、被告勝訴のときは被告各自は120万円づつ原告それぞれに請求できる。）が、特に全員で合意した場合には、頭数よりも訴訟物の価額を基準として算出するのが相当ではないかとの疑問が生ずる。

B案 共同訴訟人の数で除した額とする考え方

(メリット)

※ 訴訟物についての共同訴訟人の利害関係が相互に極めて密接であることを考慮し、弁護士報酬等の訴訟費用についても相互に分担の公平を図ることができる。

※ 共同申立ての仕方のいかんにかかわらず、各自について訴訟費用となり得る額を算出することができることから、論理的に明快であり、費用額の算出も容易である。

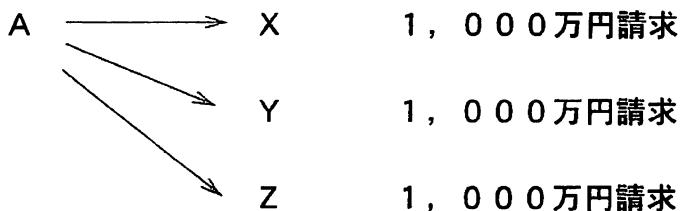
(デメリット)

※ 当事者の双方が複数だが同人数でない場合には、一方の当事者が勝訴したときに相手方に請求できる額ともう他方の当事者が勝訴したときに相手方に請求できる額とに差異が生じ得る。

## 多数当事者訴訟の場合の敗訴者負担額の試算について

### 1 訴訟物が複数の場合（通常共同訴訟の場合）

#### (1) 当事者が1人対複数の場合



##### ア AとXが共同の申立てをした場合

AX間の訴訟物の価額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

- ① Aが勝訴した場合、Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。
- ② Aが敗訴した場合、Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

##### イ AとX及びAとYが共同の申立てをした場合

AX間については、訴訟物の価額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

AY間については、訴訟物の価額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

##### ① AがX、Yに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

##### ② AがXに勝訴し、Yに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

##### ③ AがXに敗訴し、Yに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

##### ④ AがX、Yに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

##### ウ AとX、AとY及びAとZが共同の申立てをした場合

AX間については、訴訟物の価額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

A Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

A Z間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがX、Y、Zに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Zに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに敗訴し、Y、Zに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Zに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに勝訴、Yに敗訴、Zに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Zに対し、30万円を請求することができる。

④ AがX、Yに勝訴し、Zに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Zは、Aに対し、30万円を請求することができる。

⑤ AがX、Yに敗訴し、Zに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Zに対し、30万円を請求することができる。

⑥ AがXに勝訴し、Y、Zに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Zは、Aに対し、30万円を請求することができる。

⑦ AがX、Yに敗訴し、Zに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Zは、Aに対し、30万円を請求することができる。

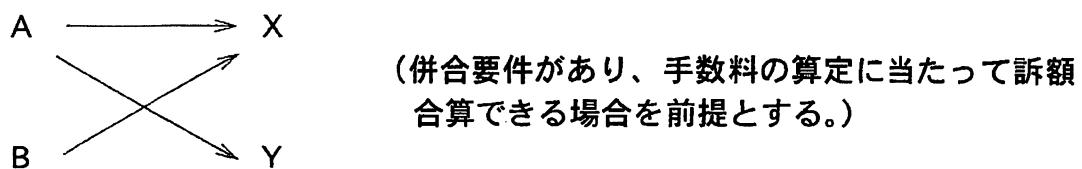
⑧ AがX、Y、Zに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Zは、Aに対し、30万円を請求することができる。

## (2) 当事者が複数対複数の場合



Aが、Xに対し、1,000万円請求

Aが、Yに対し、1,000万円請求

Bが、Xに対し、1,000万円請求

### ア AとX、AとY、BとXが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

A Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は30万円となる。

B X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は30万円となる。

#### ① AがX、Yに勝訴し、BがXに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

#### ② AがX、Yに勝訴し、BがXに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

#### ③ AがXに勝訴、Yに敗訴し、BがXに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

#### ④ AがXに勝訴、Yに敗訴し、BがXに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

#### ⑤ AがXに敗訴、Yに勝訴し、BがXに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

#### ⑥ AがXに敗訴、Yに勝訴し、BがXに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。  
Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。  
Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

⑦ AがX、Yに敗訴し、BがXに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。  
Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。  
Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

⑧ AがX、Yに敗訴し、BがXに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。  
Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。  
Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

イ AとX、AとYが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

A Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがX、Yに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。  
Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに敗訴、Yに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。  
Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

ウ AとX、BとXが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

B Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがXに勝訴し、BがXに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。  
Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに勝訴し、BがXに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。  
Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに敗訴し、BがXに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。  
Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

④ AがXに敗訴し、BがXに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

エ AとXが共同の申立てをした場合

A X間の訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがXに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

オ AとYが共同の申立てをした場合

A Y間の訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがYに勝訴した場合

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② AがYに敗訴した場合

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

カ BとXが共同の申立てをした場合

B X間の訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① BがXに勝訴した場合

Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

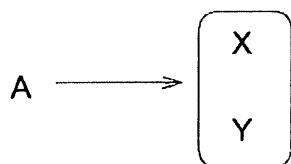
② BがXに敗訴した場合

Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

## 2-1 訴訟物が1個の場合（A案）

### (1) AがX、Yに対して共有物分割請求をする場合

（訴額1,000万円、訴訟代理人の報酬に係る費用の額30万円）



#### ア A X間、A Y間で共同の申立てがあるとき

訴訟物は1個であり、その訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用は30万円である。

##### ① Aが勝訴した場合

Aは、Xに対し30万円、Yに対し30万円を請求することができる。

##### ② X、Yが勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

#### イ A X間でのみ共同の申立てがあるとき

訴訟物は1個であり、その訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用は30万円である。

##### ① Aが勝訴した場合

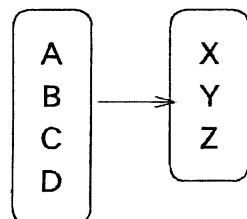
Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

##### ② Aが敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

### (2) A～DがX～Zに対して共有物分割請求をする場合

（訴額1,000万円、訴訟代理人の報酬に係る費用30万円）



#### ア AとX、Yが共同の申立てをした場合

訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用は30万円である。

##### ① Aが勝訴した場合

Aは、Xに対し30万円、Yに対し30万円を請求することができる。

② X、Yが勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

イ AとB、XとYが共同の申立てをした場合

訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円である。

① A、Bが勝訴した場合

Aは、Xに対し30万円、Yに対し30万円を請求することができる。

Bは、Xに対し30万円、Yに対し30万円を請求することができる。

② X、Yが勝訴した場合

Xは、Aに対し30万円、Bに対し30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し30万円、Bに対し30万円を請求することができる。

ウ A～C、XとYが共同の申立てをしたとき

訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用は30万円である。

① A～CがX、Yに勝訴した場合

Aは、Xに対し30万円、Yに対し30万円を請求することができる。

Bは、Xに対し30万円、Yに対し30万円を請求することができる。

Cは、Xに対し30万円、Yに対し30万円を請求することができる。

② X、YがA～Cに勝訴した場合

Xは、Aに対し30万円、Bに対し30万円、Cに対し30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し30万円、Bに対し30万円、Cに対し30万円を請求することができる。

エ A～D、X～Zが共同の申立てをしたとき

訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用は30万円である。

① A～DがX～Zに勝訴した場合

Aは、Xに対し30万円、Yに対し30万円、Zに対し30万円を請求することができる。

Bは、Xに対し30万円、Yに対し30万円、Zに対し30万円を請求することができる。

Cは、Xに対し30万円、Yに対し30万円、Zに対し30万円を請求することができる。

Dは、Xに対し30万円、Yに対し30万円、Zに対し30万円を請求することができる。

② X～ZがA～Dに勝訴した場合

Xは、Aに対し30万円、Bに対し30万円、Cに対し30万円、Dに対し30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し30万円、Bに対し30万円、Cに対し30万円、Dに

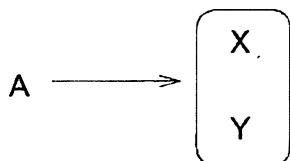
対し 30万円を請求することができる。

Zは、Aに対し30万円、Bに対し30万円、Cに対し30万円、Dに対し30万円を請求することができる。

## 2-2 訴訟物が1個の場合（B案）

### (1) AがX、Yに対して共有物分割請求をする場合

(訴額1,000万円、訴訟代理人の報酬に係る費用の額30万円)



#### ア A X間、A Y間で共同の申立てがあるとき

訴訟物は1個であり、その訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用は30万円である。

##### ① Aが勝訴した場合

Aは、X、Yに対し、30万円を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに15万円、Yに15万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X、Yに連帯負担を命じることができる。）。

##### ② X、Yが勝訴した場合

Xは、Aに対し、 $30\text{万円} \times 1/2 = 15\text{万円}$ を請求することができる。

Yは、Aに対し、 $30\text{万円} \times 1/2 = 15\text{万円}$ を請求することができる。

#### イ A X間でのみ共同の申立てがあるとき

訴訟物は1個であり、その訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用は30万円である。

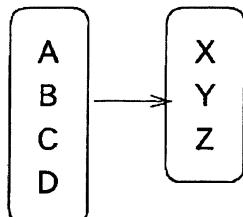
##### ① Aが勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

##### ② Aが敗訴した場合

Xは、Aに対し、 $30\text{万円} \times 1/2 = 15\text{万円}$ を請求することができる。

- (2) A～DがX～Zに対して共有物分割請求をする場合  
(訴額1,000万円、訴訟代理人の報酬に係る費用30万円)



ア AとX、Yが共同の申立てをした場合

訴訟物は1個であり、その訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用は30万円である。

① Aが勝訴した場合

Aは、X、Yに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 4 = 7.5\text{万円}$ を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに3.75万円、Yに3.75万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X、Yに連帯負担を命じることができる。）。

② X、Yが勝訴した場合

Xは、Aに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 3 = 10\text{万円}$ を請求することができる。

Yは、Aに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 3 = 10\text{万円}$ を請求することができる。

イ AとB、XとYが共同の申立てをした場合

訴訟物は1個であり、その訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円である。

① A、Bが勝訴した場合

Aは、X、Yに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 4 = 7.5\text{万円}$ を請求することができる。

Bは、X、Yに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 4 = 7.5\text{万円}$ を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに3.75万円、Yに3.75万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X、Yに連帯負担を命じることができる。）。

② X、Yが勝訴した場合

Xは、A、Bに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 3 = 10\text{万円}$ を請求することができる。

Yは、A、Bに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 3 = 10\text{万円}$ を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Aに5万円、Bに5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、A、Bに連帯負担を命じることができる。）。

ウ A～C、XとYが共同の申立てをしたとき

訴訟物は1個であり、その訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用は30万円である。

① A～CがX、Yに勝訴した場合

Aは、X、Yに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 4 = 7.5\text{万円}$ を請求することができる。

Bは、X、Yに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 4 = 7.5\text{万円}$ を請求することができる。

Cは、X、Yに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 4 = 7.5\text{万円}$ を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに3.75万円、Yに3.75万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X、Yに連帯負担を命じることができる。）。

② X、YがA～Cに勝訴した場合

Xは、A～Cに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 3 = 10\text{万円}$ を請求することができる。

Yは、A～Cに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 3 = 10\text{万円}$ を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Aに3.3333万円、Bに3.3333万円、Cに3.3333万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、A、B、Cに連帯負担を命じることができます。）。

エ A～D、X～Zが共同の申立てをしたとき

訴訟物は1個であり、その訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用は30万円である。

① A～DがX～Zに勝訴した場合

Aは、X～Zに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 4 = 7.5\text{万円}$ を請求することができる。

Bは、X～Zに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 4 = 7.5\text{万円}$ を請求することができる。

Cは、X～Zに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 4 = 7.5\text{万円}$ を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに2.5万円、Yに2.5万円、Zに2.5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X、Y、Zに連帯負担を命じることができます。）。

② X～ZがA～Dに勝訴した場合

Xは、A～Dに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 3 = 10\text{万円}$ を請求することができる。

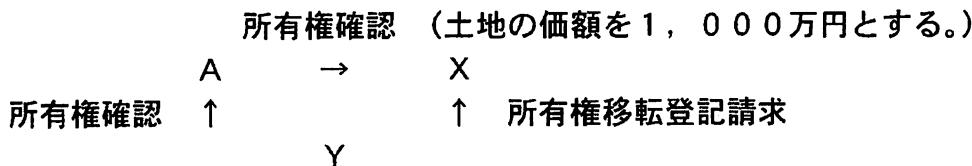
Yは、A～Dに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 3 = 10\text{万円}$ を請求することができる。

Zは、A～Dに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 3 = 10\text{万円}$ を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Aに2.5万円、Bに2.5万円、Cに2.5万円、Dに2.5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、A、B、C、Dに連帯負担を命じることができる。）。

### 3 三面訴訟

独立当事者参加（一応、勝訴敗訴の論理的関係は無視する。）



#### ア AとXが共同の申立てをした場合

A X間の訴訟物の価額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

##### ① AがXに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

##### ② AがXに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

#### イ AとYが共同の申立てをした場合

A Y間の訴訟物の価額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

##### ① AがYに勝訴した場合

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

##### ② AがYに敗訴した場合

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

#### ウ XとYが共同の申立てをした場合

X Y間の訴訟物の価額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

##### ① XがYに勝訴した場合

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

##### ② XがYに敗訴した場合

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

#### エ AとX、AとYが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

A Y間については、訴訟物の価額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

##### ① AがX、Yに勝訴した場合

Aは、Xに対し30万円、Yに対し30万円を請求することができる。

##### ② AがXに勝訴し、Yに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに敗訴し、Yに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

④ AがX、Yに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

オ AとX、XとYが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

X Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがXに勝訴し、XがYに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに勝訴し、XがYに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに敗訴し、XがYに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

④ AがXに敗訴し、XがYに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

カ AとY、XとYが共同の申立てをした場合

A Y間については、訴訟物の価額の合計額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

X Y間については、訴訟物の価額の合計額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがYに勝訴し、XがYに勝訴した場合

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② AがYに勝訴し、XがYに敗訴した場合

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

③ AがYに敗訴し、XがYに勝訴した場合

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

④ AがYに敗訴し、XがYに敗訴した場合

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

キ AとX、XとY、AとYが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

X Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

A Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがX、Yに勝訴し、XがYに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに敗訴し、XがYに勝訴し、AがYに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに勝訴し、XがYに敗訴し、AがYに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

④ AがXに勝訴し、XがYに敗訴し、AがYに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

⑤ AがXに敗訴し、XがYに敗訴し、AがYに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

⑥ AがXに勝訴し、XがYに敗訴し、AがYに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

⑦ AがXに敗訴し、XがYに勝訴し、AがYに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

⑧ AがXに敗訴し、XがYに敗訴し、AがYに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

## 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律（仮称）用例メモ（16.01.22）

### <第4条関係>

#### に係る費用

- 独立行政法人水資源機構法（平成十四年十二月十八日法律第百八十二号）  
(特定施設に係る国の交付金等)

第二十一条 国は、特定施設の新築又は改築に要する費用（特定施設の新築又は改築に関する事業が廃止されたときは、その廃止に伴い追加的に必要となる費用を含む。）のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を機構に交付するものとする。

2～4 (略)

- 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）

#### (納付義務)

第十一條 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。

- 一 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な次章に定める給付その他の給付に相当する金額
  - 二 証拠調べ又は調停事件以外の民事事件若しくは行政事件における事実の調査その他の行為を裁判所外でする場合に必要な裁判官及び裁判所書記官の旅費及び宿泊料で、証人の例により算定したものに相当する金額
- 2 前項の費用を納めるべき当事者等は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、申立てによつてする行為に係る費用についてはその申立人とし、職権でする行為に係る費用については裁判所が定める者とする。

（裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例）

第十三条の二 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一條第二項及び前二条の規定の適用については、これらの規定中「裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」とする。

- 一 督促手続
- 二 訴訟費用又は和解の費用の負担の額を定める手続
- 三 民事執行法第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める手続

#### 当事者の一方又は双方

- マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年六月十九日法律第七十八号）

（借家条件の協議及び裁定）

#### 第八十三条

- 2 第八十一条の公告の日までに前項の規定による協議が成立しないときは、施行者は、当事者の一方又は双方の申立てにより、審査委員の過半数

の同意を得て、次に掲げる事項について裁定することができる。

一 賃借の目的

二 家賃の額、支払期日及び支払方法

三 敷金又は借家権の設定の対価を支払うべきときは、その額

○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年五月九日法律第四十九号）

（借家条件の協議及び裁定）

第二百四十六条

2 第二百四十四条第二項の公告の日までに前項の規定による協議が成立しないときは、施行者は、当事者の一方又は双方の申立てに基づき、審査委員の過半数の同意を得、又は防災街区整備審査会の議決を経て、次に掲げる事項について裁定することができる。この場合においては、第二百十二条第二項後段の規定を準用する。

一 賃借の目的

二 家賃の額、支払期日及び支払方法

三 敷金又は借家権の設定の対価を支払うべきときは、その額

○公害紛争処理法（昭和四十五年六月一日法律第百八号）

（申請）

第二十六条 公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合においては、当事者の一方又は双方は、公害等調整委員会規則で定めるところにより中央委員会に対し、政令で定めるところにより審査会等に対し、書面をもつて、あつせん、調停又は仲裁の申請をすることができる。この場合において、審査会に対する申請は、都道府県知事を経由してしなければならない。

数人からの又は数人に対する訴え

○人事訴訟法（平成十五年七月十六日法律第百九号）

（併合請求における管轄）

第五条 数人からの又は数人に対する一の人事に関する訴えで数個の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする数個の請求をする場合には、前条の規定にかかわらず、同条の規定により一の請求について管轄権を有する家庭裁判所にその訴えを提起することができる。ただし、民事訴訟法第三十一条前段に定める場合に限る。

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（併合請求における管轄）

第七条 一の訴えで数個の請求をする場合には、第四条から前条まで（第六条第三項を除く。）の規定により一の請求について管轄権を有する裁判所

にその訴えを提起することができる。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、第三十八条前段に定める場合に限る。

### ＜第28条の3第1項関係＞

#### 訴訟代理人として

- 民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）  
(法定代理人等の費用償還)

第六十九条 法定代理人、訴訟代理人、裁判所書記官又は執行官が故意又は重大な過失によって無益な訴訟費用を生じさせたときは、受訴裁判所は、申立てにより又は職権で、これらの者に対し、その費用額の償還を命ずることができる。

- 2 前項の規定は、法定代理人又は訴訟代理人として訴訟行為をした者が、その代理権又は訴訟行為をするのに必要な授権があることを証明することができず、かつ、追認を得ることができなかった場合において、その訴訟行為によって生じた訴訟費用について準用する。
- 3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

#### 共同の申立て

- 民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）  
(裁判所等が定める和解条項)

第二百六十五条 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができる。

2～5 （略）

- 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年十二月十七日法律第百五十八号）  
(調停委員会が定める調停条項)

第十七条 特定調停においては、調停委員会は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができる。

2～6 （略）

- 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年五月二十四日法律第四十五号）  
(委託募集の特例等)

第十三条 認定事業主（他の事業主及びセンターとの共同の申請に基づき第五条第一項の認定を受けた者に限る。）がその認定に係るセンターをして林業労働者の募集を行わせようとする場合には、当該センターは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の林

業労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出て、当該認定に係る認定計画に従って当該募集に従事することができる。この場合には、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項 及び第三項 の規定は、当該認定事業主については、適用しない。

2～4 (略)

#### 当該審級

○刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号）

第五十一条 檢察官、被告人又は弁護人は、公判調書の記載の正確性につき異議を申し立てることができる。異議の申立があつたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

2 前項の異議の申立は、遅くとも当該審級における最終の公判期日後十四日以内にこれをしなければならない。但し、判決を宣告する公判期日の調書については、整理ができた日から十四日以内にこれをすることができる。

・・・は・・とし、・・額は、・・・額とする。

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年一月二十一日政令第十六号）

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

#### 当事者が負担すべき

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年四月六日法律第四十号）

（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）

第二条 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の関係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十八 (略)

○公害紛争処理法（昭和四十五年六月一日法律第百八号）

（受訴裁判所からの原因裁定の嘱託）

第四十二条の三十二 公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判

所は、必要があると認めるときは、中央委員会に対し、その意見をきいたうえ、原因裁定をすることを嘱託することができる。

2 (略)

3 第一項の規定による嘱託に基づいて行なう原因裁定の手続に要する費用で、第四十四条第一項の規定により当事者が負担すべきもののうち民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定の例によれば当事者が負担することとなる費用に相当するものは、訴訟費用とみなす。

4 (略)

○電気通信事業法（昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号）

（電気通信設備の接続に関する命令等）

第三十五条

1、2 (略)

3 電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当該電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

4 前項に規定する場合のほか、第一項又は第二項の規定による命令があつた場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について、当事者間の協議が調わないときは、当事者は、総務大臣の裁定を申請することができる。

5～7 (略)

8 第三項又は第四項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつたことを知つた日から三月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

9 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

10 第三項又は第四項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない。

訴訟の費用

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年四月六日法律第四十号）

（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）

第二条 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の関係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

## 一～十八 (略)

### ○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

#### (訴訟費用の負担の裁判)

第六十七条 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における訴訟費用の全部について、その負担の裁判をしなければならない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができる。

- 2 上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合には、訴訟の総費用について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

#### (裁判の脱漏)

第二百五十八条 裁判所が請求の一部について裁判を脱漏したときは、訴訟は、その請求の部分については、なおその裁判所に係属する。

- 2 訴訟費用の負担の裁判を脱漏したときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、その訴訟費用の負担について、決定で、裁判をする。この場合においては、第六十一条から第六十六条までの規定を準用する。
- 3 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 4 第二項の規定による訴訟費用の負担の裁判は、本案判決に対し適法な控訴があったときは、その効力を失う。この場合においては、控訴裁判所は、訴訟の総費用について、その負担の裁判をする。

#### 数にかかわらず

### ○公職選挙法（昭和二十五年四月十五日法律第百号）

#### (衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙の場合の規制)

第二百一条の七 第二百一条の五の規定は、衆議院議員の再選挙又は補欠選挙について、準用する。この場合において、同条中「衆議院議員の総選挙の期日の公示の日から選挙の当日までの間に限り」とあるのは、「衆議院議員の再選挙又は補欠選挙の行われる区域においてその選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り」と読み替えるものとする。

- 2 前条の規定は、参議院議員の再選挙又は補欠選挙について、準用する。この場合において、同条第一項本文中「参議院議員の通常選挙の期日の公示の日から選挙の当日までの間に限り」とあるのは「参議院議員の再選挙又は補欠選挙の行われる区域においてその選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り」と、同項ただし書中「全国を通じて十人」とあるのは「一人」と、「公示」とあるのは「告示」と読み替えるものとし、同項第三号に規定する自動車の台数は、所属候補者（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、参議院名簿登載者）の数にかかわらず、一台とし、参議院（選挙区選出）議員の再選挙又は補欠選挙については、同項第四号に規定するポスターの枚数は、所属候補者の数にかかわらず、衆議院（小

選挙区選出) 議員の一選挙区ごとに五百枚以内とし、同項第六号のビラの届出は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して行うものとする。

○質屋営業法（昭和二十五年五月八日法律第百五十八号）

第三十六条 質屋に対する出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第五条第二項の規定の適用については、同項中「二十九・二パーセント」とあるのは「百九・五パーセント」と、「二十九・二八パーセント」とあるのは「百九・八パーセント」と、「〇・〇八パーセント」とあるのは「〇・三パーセント」と、同条第四項中「貸付けの期間が十五日未満であるときは、これを十五日として利息を計算するものとする。」とあるのは、「月の初日から末日までの期間（当該期間の日数は、その月の暦日の数にかかわらず、三十日とする。）を一期として利息を計算するものとする。この場合において、貸付けの期間が一期に満たないときは一期とし、二以上の月にわたるときは、そのわたらる月の数を期の数とする。」とする。

当該・・において特定された

○租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年六月十七日法律第四十六号）

（相手国から情報の提供要請があつた場合の当該職員の質問検査権）

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約の規定に基づき当該租税条約の我が国以外の締約国から当該締約国の租税に関する調査（当該締約国の刑事事件の捜査を除く。）に必要な情報（以下この項において「必要情報」という。）の提供の要請があつた場合には、当該租税条約の規定に基づき当該必要情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十三条第一項第二号において同じ。）その他の物件を検査することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～三 （略）

請求に係る

○人事訴訟法（平成十五年七月十六日法律第百九号）

（関連請求に係る訴訟の移送）

第八条 家庭裁判所に係属する人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求に係る訴訟の係属する第一審裁判所は、

相当と認めるときは、申立てにより、当該訴訟をその家庭裁判所に移送することができる。この場合においては、その移送を受けた家庭裁判所は、当該損害の賠償に関する請求に係る訴訟について自ら審理及び裁判をすることができる。

- 2 前項の規定により移送を受けた家庭裁判所は、同項の人事訴訟に係る事件及びその移送に係る損害の賠償に関する請求に係る事件について口頭弁論の併合を命じなければならない。

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）  
(和解に代わる決定)

第二百七十五条の二 金銭の支払の請求を目的とする訴えについては、裁判所は、被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、被告の資力その他の事情を考慮して相当であると認めるときは、原告の意見を聴いて、第三項の期間の経過時から五年を超えない範囲内において、当該請求に係る金銭の支払について、その時期の定め若しくは分割払の定めをし、又はこれと併せて、その時期の定めに従い支払をしたとき、若しくはその分割払の定めによる期限の利益を次項の規定による定めにより失うことなく支払をしたときは訴え提起後の遅延損害金の支払義務を免除する旨の定めをして、当該請求に係る金銭の支払を命ずる決定をすることができる。

2～5 (略)

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年四月六日法律第四十号）  
(訴訟の目的の価額等)

第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項 及び第九条の規定により算定する。

- 2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、百六十万円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

3～7 (略)

に掲げる区分に従い

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年七月十六日法律第百十号）  
(入院等の決定)

第四十二条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあった場合は、第三十七条第一項に規定する鑑定を基礎とし、かつ、同条第三項に規定する意見及び対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

一～三 (略)

○民事再生法（平成十一年十二月二十二日法律第二百二十五号）

（再生債権者の議決権）

第八十七条 再生債権者は、次に掲げる債権の区分に従い、それぞれ当該各号に定める金額に応じて、議決権を有する。

- 一 再生手続開始後に期限が到来すべき確定期限付債権で無利息のもの  
　　再生手続開始の時から期限に至るまでの期間の年数（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じた債権に対する法定利息を債権額から控除した額
- 二 金額及び存続期間が確定している定期金債権 各定期金につき前号の規定に準じて算定される額の合計額（その額が法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額を超えるときは、その元本額）
- 三 次に掲げる債権 再生手続開始の時における評価額
  - イ 再生手続開始後に期限が到来すべき不確定期限付債権で無利息のもの  
　　□ 金額又は存続期間が不確定である定期金債権  
　　ハ 金銭の支払を目的としない債権
  - ニ 金銭債権で、その額が不確定であるもの又はその額を外国の通貨をもって定めたもの  
　　ホ 条件付債権  
　　ヘ 再生債務者に対して行うことのある将来の請求権
- 四 前三号に掲げる債権以外の債権 債権額

・・表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄・・・額とする。

○平成十四年度における特定の都道府県の公立義務教育諸学校等に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担額の最高限度額の算定の基礎となる額を定める政令（平成十五年三月二十八日政令第百十号）

（東京都に係る公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担額の最高限度額の算定の基礎となる額）

第一条 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担額の最高限度額を定める政令（昭和二十八年政令第百六号。以下「限度政令」という。）第二条第一項の政令で定める額で東京都に係るものは、平成十四年度においては、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる額とする。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年十一月七日政令第三百十九号）

（法第二十条第八項の政令で定める者及び額）

**第十条の二 法第二十条第八項の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の政令で定める額は、同表の上欄に掲げる者について、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める額とする。**

**数人ある場合において**

○中間法人法（平成十三年六月十五日法律第四十九号）  
(有限責任中間法人との関係)

**第五十四条**

1、2 (略)

3 監事が数人ある場合において、各監事の受ける報酬の額について定款の定め又は社員総会の決議がないときは、当該額は、前項の報酬の範囲内において、監事の協議によって定める。

○資産の流動化に関する法律（平成十年六月十五日法律第百五号）  
(業務の執行)

**第六十八条 取締役が数人ある場合において、定款に別段の定めがないときは、特定目的会社の業務執行は、取締役の過半数をもって決定する。**

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年五月一日法律第百二十三号）  
(保護者)

**第二十条 (略)**

2 保護者が数人ある場合において、その義務を行うべき順位は、次のとおりとする。ただし、本人の保護のため特に必要があると認める場合には、後見人又は保佐人以外の者について家庭裁判所は利害関係人の申立てによりその順位を変更することができる。

一 後見人又は保佐人

二 配偶者

三 親権を行う者

四 前二号の者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者

3 (略)

○民法（民法第四編第五編）（明治三十一年六月二十一日法律第九号）

**第八百七十八条 扶養をする義務のある者が数人ある場合において、扶養をするべき者の順序について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。扶養を受ける権利のある者が数人ある場合において、扶養義務者の資力がその全員を扶養するに足りないとき、扶養を受けるべき者の順序についても、同様である。**

**共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき**

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（必要的共同訴訟）

第四十条 訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき場合には、その一人の訴訟行為は、全員の利益においてのみその効力を生ずる。

2～4 （略）

**案分**

○民事執行法（昭和五十四年三月三十日法律第四号）

（売却代金）

第八十六条 （略）

2 第六十一条の規定により不動産が一括して売却された場合において、各不動産ごとに売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各不動産の最低売却価額に応じて案分して得た額とする。各不動産ごとの執行費用の負担についても、同様とする。

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年四月六日法律第四十号）

（過納手数料の還付等）

第九条

1、2 （略）

3 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、納められた手数料の額（第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）から納めるべき手数料の額（同条の規定により納めたものとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九条第一項に規定する合算が行われた場合における数個の請求の一に係る手数料にあつては、各請求の価額に応じて案分して得た額）の二分の一の額（その額が四千円に満たないときは、四千円）を控除した金額の金銭を還付しなければならない。

一～四 （略）

**本訴とその目的を同じくする反訴**

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年四月六日法律第四十号）

別表第一（第三条、第四条関係）

一～五 （略）

六 反訴の提起 一の項（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項）により算出して得た額。

ただし、本訴とその目的を同じくする反訴については、この額から本訴に係る訴訟の目的の価額について一の項（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項）により算出して得た額を控除した額

## 七～十九 (略)

・・額を超えるとき その超える額

○独立行政法人造幣局法（平成十四年五月十日法律第四十号）  
(積立金の処分)

### 第十五条

二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金があった場合であって、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額（当該前期間の最後の事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合にあってはその納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた金額がある場合にあってはその承認を受けた金額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき  
その超える額に相当する金額

○独立行政法人国立印刷局法（平成十四年五月十日法律第四十一号）  
(積立金の処分)

### 第十五条

二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金があった場合であって、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額（当該前期間の最後の事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合にあってはその納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた金額がある場合にあってはその承認を受けた金額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき  
その超える額に相当する金額

○貨幣回収準備資金に関する法律（平成十四年五月十日法律第四十二号）  
(一般会計への繰入れ)

第十二条 每会計年度末における資金の額が第六条に規定する政令で定める  
額を超えるときは、その超える額に相当する金額を資金から当該年度の  
一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

○日本郵政公社法（平成十四年七月三十一日法律第九十七号）  
(国庫納付金)

### 第三十七条

二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額が基準額を超える場合であって、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金のうち基準額を超える部分の額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金のうち基準額を超える部分の額（当該前期

間の最後の事業年度においてこの条の規定により国に納付した場合にあっては、その納付した額を控除した残額) を超えるとき その超える額に相当する金額

○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年十二月二十六日法律第百十八号)  
(準備金の積立て)

第二十一条 農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会とが合併を行った場合において、当該信用農水産業協同組合連合会から承継した財産の価額が、当該信用農水産業協同組合連合会から承継した債務の額及び当該信用農水産業協同組合連合会の会員に支払った金額並びに農林中央金庫の増加した資本金の額を超えるときは、その超える額については、政令で定める額を除くほか、農林中央金庫が農林中央金庫法第七十六条の規定により積み立てるべき準備金として積み立てなければならない。

額は、ないものとする。

○民事再生法第二百四十二条第三項の額を定める政令(平成十三年三月十六日政令第五十号)

(勤労必要経費)

第六条 第一条第五号の勤労必要経費の額は、再生債務者の収入が勤労に基づいて得たものである場合には、再生債務者の次の各号に掲げる居住地域の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する場合以外の場合においては、勤労必要経費の額は、ないものとする。

○所得税法(昭和四十年三月三十一日法律第三十三号)

(予定納税額の減額の承認があつた場合の予定納税額の特例)

第一百四条 第百十一条第一項(予定納税額の減額の承認の申請)の規定による申請をした居住者が同項の承認を受けた場合には、その者がその年分の所得税につき第百四条第一項(予定納税額の納付)の規定により第一期及び第二期において納付すべき予定納税額は、前条第三項の規定によりその承認をした税務署長から通知された申告納税見積額の三分の一に相当する金額とする。

2 第百十一条第二項の規定による申請をした同項第一号に掲げる居住者が同項の承認を受けた場合には、その者がその年分の所得税につき第百四条第一項の規定により第二期において納付すべき予定納税額は、前条第三項の規定によりその承認をした税務署長から通知された申告納税見積額から第百四条第一項の規定により第一期において納付すべき予定納税額を控除

した金額の二分の一に相当する金額とする。

- 3 第百十一条第二項の規定による申請をした同項第二号に掲げる居住者が同項の承認を受けた場合には、その者がその年分の所得税につき第百七条第一項（特別農業所得者の予定納税額の納付）の規定により第二期において納付すべき予定納税額は、前条第三項の規定によりその承認をした税務署長から通知された申告納税見積額の二分の一に相当する金額とする。
- 4 前三項の場合において、これらの規定による予定納税額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、これらの規定に規定する申告納税見積額が十五万円に満たないときは、これらの規定による予定納税額は、ないものとする。

○租税特別措置法（昭和三十二年三月三十一日法律第二十六号）

（国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等）

第三条の三

1、2 （略）

- 3 昭和六十三年四月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者は、当該居住者又は内国法人に当該国外公社債等の利子等の交付をする際、その交付をする金額（次項に規定する外国所得税の額があるときは、その額を加算した金額）に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

- 4 前項の場合において、昭和六十三年四月一日以後に居住者又は内国法人が支払を受けるべき国外公社債等の利子等につきその支払の際に課される所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（政令で定めるものを含む。）の額があるときは、当該外国所得税の額は、前項の規定により徴収して納付すべき当該国外公社債等の利子等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。この場合において、当該居住者に対する同条の規定の適用については、当該外国所得税の額は、ないものとする。

5～7 （略）

<第28条の3第3項関係>

口頭弁論終結

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴え）

第百十七条　口頭弁論終結前に生じた損害につき定期金による賠償を命じた確定判決について、口頭弁論終結後に、後遺障害の程度、賃金水準その他の損害額の算定の基礎となった事情に著しい変更が生じた場合には、その判決の変更を求める訴えを提起することができる。ただし、その訴えの提起の日以後に支払期限が到来する定期金に係る部分に限る。

- 2 前項の訴えは、第一審裁判所の管轄に専属する。

## 口頭弁論の終結の時まで

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（同時審判の申出がある共同訴訟）

第四十一条 共同被告の一方に対する訴訟の目的である権利と共同被告の他方に対する訴訟の目的である権利とが法律上併存し得ない関係にある場合において、原告の申出があったときは、弁論及び裁判は、分離しないでしなければならない。

2 前項の申出は、控訴審の口頭弁論の終結の時までにしなければならない。

## の提出の時

○仲裁法（平成十五年八月一日法律第百三十八号）

（自己の仲裁権限の有無についての判断）

第二十三条 仲裁廷は、仲裁合意の存否又は効力に関する主張についての判断その他自己の仲裁権限（仲裁手続における審理及び仲裁判断を行う権限をいう。以下この条において同じ。）の有無についての判断を示すことができる。

2 仲裁手続において、仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の主張は、その原因となる事由が仲裁手続の進行中に生じた場合にあってはその後速やかに、他の場合にあっては本案についての最初の主張書面の提出の時（口頭審理において口頭で最初に本案についての主張をする時を含む。）までに、しなければならない。ただし、仲裁権限を有しない旨の主張の遅延について正当な理由があると仲裁廷が認めるときは、この限りでない。

3～5 （略）

○証券取引法（昭和二十三年四月十三日法律第二十五号）

第二十七条の二十二の四 前条第一項又は第二項の規定による公表又は通知（以下この条において「公表等」という。）をしなければならない重要事実についての公表等をせず、又は虚偽の公表等をした会社は、公開買付けに応じて上場株券等の売付け等をした者に対し、公表等がされず又は公表等が虚偽であることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該公開買付けに応じて当該上場株券等の売付け等をした者が、当該会社に重要事実が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知っていたとき。
- 二 当該会社が、当該会社に重要事実が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知らず、かつ、当該公開買付け当時（前条第一項の規定による公表にあつては当該公開買付届出書の提出の時、同条第二項の規定による公表又は通知にあつては当該公開買付届出書を提出した日以後当該公開買付期間の末日までの間をいう。次項において同じ。）において

て相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したとき。

2 (略)

(・・・。次項において同じ)

○人事訴訟法（平成十五年七月十六日法律第百九号）

（判決確定後の人事に関する訴えの提起の禁止）

第二十五条 人事訴訟の判決（訴えを不適法として却下した判決を除く。次項において同じ。）が確定した後は、原告は、当該人事訴訟において請求又は請求の原因を変更することにより主張することができた事実に基づいて同一の身分関係についての人事に関する訴えを提起することができない。

2 人事訴訟の判決が確定した後は、被告は、当該人事訴訟において反訴を提起することにより主張することができた事実に基づいて同一の身分関係についての人事に関する訴えを提起することができない。

○会社更生法（平成十四年十二月十三日法律第百五十四号）

（支障部分の閲覧等の制限）

第十五条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）を行うことにより、更生会社（開始前会社及び開始前会社又は更生会社であった株式会社を含む。以下この条において同じ。）の事業の維持更生に著しい支障を生ずるおそれ又は更生会社の財産に著しい損害を与えるおそれがある部分（以下この条において「支障部分」という。）があることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該文書等を提出した保全管理人、管財人又は調査委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者及び更生会社（管財人又は保全管理人が選任されている場合にあっては、管財人又は保全管理人。次項において同じ。）に限ることができる。

一 第三十二条第一項ただし書、第四十六条第二項前段又は第七十二条第二項（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の許可を得るために裁判所に提出された文書等

二 第八十四条第二項の規定による報告又は第一百二十一条第二項に規定する調査若しくは意見陳述に係る文書等

2 前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、利害関係人（同項の申立てをした者及び更生会社を除く。次項において同じ。）は、支障部分の閲覧等の請求をすることができない。

3～5 (略)

○消費者契約法（平成十二年五月十二日法律第六十一号）

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

一～四 (略)

五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。）に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項

2 前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。

一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

**請求の趣旨及び原因**

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（訴え提起の方式）

第一百三十三条 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。

2 訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 請求の趣旨及び原因

（訴え提起前の和解）

第二百七十五条 民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることができる。

2～4 (略)

（判決書の記載事項）

第二百八十一条 判決書に事実及び理由を記載するには、請求の趣旨及び原因の要旨、その原因の有無並びに請求を排斥する理由である抗弁の要旨を表示すれば足りる。

＜第28条の3第4項関係＞

共同して・・・することができる。

○会社更生法（平成十四年十二月十三日法律第百五十四号）

（代理委員）

第一百二十二条 更生債権者等又は株主等は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

○マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年六月十九日法律第七十八号）

第五条 マンション建替組合（以下「組合」という。）は、マンション建替事業を施行することができる。

2 マンションの区分所有者又はその同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該マンションについてマンション建替事業を施行することができる。

○構造改革特別区域法（平成十四年十二月十八日法律第百八十九号）

（構造改革特別区域計画の認定）

第四条 地方公共団体は、単独で又は共同して、構造改革特別区域基本方針に即して、当該地方公共団体の区域について、内閣府令で定めるところにより、構造改革特別区域として、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における当該区域の活性化を図るために計画（以下「構造改革特別区域計画」という。）を作成し、平成十九年三月三十一日までに内閣総理大臣の認定を申請することができる。

○犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年五月十九日法律第七十五号）

（民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解）

第四条 刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者の間における民事上の争い（当該被告事件に係る被害についての争いを含む場合に限る。）について合意が成立した場合には、当該被告事件の係属する第一審裁判所又は控訴裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

2 前項の合意が被告人の被害者等に対する金銭の支払を内容とする場合において、被告人以外の者が被害者等に対し当該債務について保証する旨又は連帶して責任を負う旨を約したときは、その者も、同項の申立てとともに、被告人及び被害者等と共同してその旨の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

3 前二項の規定による申立ては、弁論の終結までに、公判期日に出頭し、当該申立てに係る合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実を記載した書面を提出してしなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による申立てに係る合意を公判調書に記載した

ときは、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

申立てを取り下げることができる。

○会社更生法（平成十四年十二月十三日法律第百五十四号）

（更生手続開始の申立ての取下げの制限）

第二十三条 更生手続開始の申立てをした者は、更生手続開始の決定前に限り、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、次条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、第二十八条第一項の規定による保全処分、第二十九条第三項の規定による許可、第三十条第二項に規定する保全管理命令又は第三十五条第二項に規定する監督命令があった後は、裁判所の許可を得なければならない。

○民事再生法（平成十一年十二月二十二日法律第二百二十五号）

（再生手続開始の申立ての取下げの制限）

第三十二条 再生手続開始の申立てをした者は、再生手続開始の決定前に限り、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、第二十六条第一項の規定による中止の命令、包括的禁止命令、第三十条第一項の規定による保全処分、前条第一項の規定による中止の命令、第五十四条第一項若しくは第七十九条第一項の規定による処分又は第百九十七条第一項の規定による中止の命令がされた後は、裁判所の許可を得なければならない。

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（裁判所等が定める和解条項）

第二百六十五条 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができる。

- 2 前項の申立ては、書面でしなければならない。この場合においては、その書面に同項の和解条項に服する旨を記載しなければならない。
- 3 第一項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によってする。
- 4 当事者は、前項の告知前に限り、第一項の申立てを取り下げることができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。
- 5 第三項の告知が当事者双方にされたときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

○国税通則法（昭和三十七年四月二日法律第六十六号）

（不服申立ての取下げ）

第一百十条 不服申立人は、不服申立てについての決定又は裁決があるまでは、いつでも、書面により当該不服申立てを取り下げることができる。

- 2 第七十五条第五項（異議決定を経ない審査請求）の規定による審査請求がされたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる不服申立ては、取り下げられたものとみなす。
- 一 異議審理庁において当該審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合 当該審査請求
  - 二 異議審理庁において当該審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の一部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合 その部分についての審査請求
  - 三 その他の場合 その決定を経ないで当該審査請求がされた異議申立て

＜第28条の3第5項関係＞

特別の委任を受けなければならない

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（訴訟代理権の範囲）

第五十五条 （略）

2 訴訟代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。

- 一 反訴の提起
  - 二 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は第四十八条（第五十条第三項及び第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による脱退
  - 三 控訴、上告若しくは第三百十八条第一項の申立て又はこれらの取下げ
  - 四 第三百六十条（第三百六十七条第二項及び第三百七十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意
  - 五 代理人の選任
- 3、4 （略）

○公害紛争処理法（昭和四十五年六月一日法律第百八号）

（代理人）

第二十三条の二

1～3 （略）

4 代理人は、次の各号に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。

- 一 申請の取下げ
  - 二 調停案の受諾
  - 三 代理人の選任
- 四 第四十二条の七第一項の規定による代表当事者の選定

○税理士法（昭和二十六年六月十五日法律第二百三十七号）

（特別の委任を要する事項）

第三十一条 税理士は、税務代理をする場合において、次の行為をするときは、特別の委任を受けなければならぬ。

- 一 不服申立ての取下げ
- 二 代理人の選任

＜第28条の3第6項関係＞

申立てがあった

申立てがない

会社更生法（平成十四年十二月十三日法律第百五十四号）

（関係人集会の招集）

第一百四条 裁判所は、次の各号に掲げる者のいづれかの申立てがあった場合には、関係人集会を招集しなければならない。これらの申立てがない場合であっても、裁判所は、相当と認めるときは、関係人集会を招集することができる。

- 一 管財人
- 二 第百十七条第二項に規定する更生債権者委員会
- 三 第百十七条第六項に規定する更生担保権者委員会
- 四 第百十七条第七項に規定する株主等委員会
- 五 届出があった更生債権等の全部について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる更生債権等を有する更生債権者等
- 六 更生会社の第十七条第二項第二号に規定する総株主の議決権の十分の一以上を有する株主

○民事再生法（平成十一年十二月二十二日法律第二百二十五号）

（債権者集会の招集）

第一百四条 裁判所は、再生債務者等若しくは第一百十八条第二項に規定する債権者委員会の申立て又は知れている再生債権者の総債権について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる債権を有する再生債権者の申立てがあったときは、債権者集会を招集しなければならない。これらの申立てがない場合であっても、裁判所は、相当と認めるときは、債権者集会を招集することができる。

＜第28条の3第7項関係＞

申立てをしない旨の合意

○仲裁法（平成十五年八月一日法律第百三十八号）

（裁判所により実施する証拠調べ）

第三十五条 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法の規定による調査の嘱託、証人尋問、鑑定、書証（当事者が文書を提出してするものを除く。）及び検

証（当事者が検証の目的を提示してするものを除く。）であって仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求める申立てをすることができる。ただし、当事者間にこれらの全部又は一部についてその実施を求める申立てをしない旨の合意がある場合は、この限りでない。

### 訴訟の係属後

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（選定当事者）

第三十条 共同の利益を有する多数の者で前条の規定に該当しないものは、その中から、全員のために原告又は被告となるべき一人又は数人を選定することができる。

2 訴訟の係属の後、前項の規定により原告又は被告となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に訴訟から脱退する。

3～5 （略）

### 時にされたもの

特許法（昭和三十四年四月十三日法律第百二十一号）

（特許出願等に基づく優先権主張）

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面）に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。

一～五 （略）

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面）に記載された発明（当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項（同法第十一一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。）についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第一百四条（第六十五条第五項（第一百八十四条の十第二項において準用

する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第百二十六条第五項(第十七条の二第五項及び第百三十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

### 3. 4 (略)

#### ○実用新案法(昭和三十四年四月十三日法律第百二十三号)

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張)

**第八条** 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。

### 一～五 (略)

- 2 前項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願に係る考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された考案(当該先の出願が前項若しくは同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は同法第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された考案を除く。)についての第三条、第三条の二本文、前条第一項から第三項まで、第十一条第一項において準用する同法第三十条第一項から第三項まで、第十七条、第二十六条において準用する同法第六十九条第二項第二号、同法第七十九条、同法第八十一条及び同法第八十二条第一項並びに同法第三十九条第三項及び第四項並びに第七十二条、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第三項及び第三十三条の三第三項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含

む。) の規定の適用については、当該実用新案登録出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3、4 (略)

除き、・・・無効とする。

○種苗法 (平成十年五月二十九日法律第八十三号)

(職務育成品種)

**第八条 従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員** (以下「従業者等」という。) が育成した品種については、その育成がその性質上使用者、法人又は国若しくは地方公共団体 (以下「使用者等」という。) の業務の範囲に属し、かつ、その育成をするに至った行為が従業者等の職務に属する品種 (以下「職務育成品種」という。) である場合を除き、あらかじめ使用者等が品種登録出願をすること、従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更すること又は従業者等が品種登録を受けた場合には使用者等に育成者権を承継させ若しくは使用者等のため専用利用権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めの条項は、無効とする。

○特許法 (昭和三十四年四月十三日法律第百二十一号)

(職務発明)

第三十五条 (略)

2 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めの条項は、無効とする。

3、4 (略)

### <別表第三関係>

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令 (平成十二年一月二十一日政令第十六号)

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務 (以下「標準事務」という。) は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの (以下「手数料を徴収する事務」という。) は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一~二十五 (略)		

<p>二十六 建設業法 第二十五条第二項の規定に基づく建設工事の請負契約に関する紛争に係るあつせん、調停及び仲裁に関する事務</p>	<p>1 建設業法第二十五条第二項の規定に基づくあつせん</p>	<p><u>あつせんを求める事項の価額</u> (価額を算定することができないときは、五百万円とみなす。) <u>に応じて、次に定めるところにより算出して得た金額</u> (あつせんを求める事項の価額が増加するときは、増加後の価額に応じて算出して得た額から増加前の価額に応じて算出して得た額を控除した金額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ あつせんを求める事項の価額が百万円まで一万円</li> <li>ロ あつせんを求める事項の価額が百万円を超え五百万円までの部分 その価額一万円までごとに二十円</li> <li>ハ あつせんを求める事項の価額が五百万円を超え二千五百万円までの部分 その価額一万円までごとに十五円</li> <li>ニ あつせんを求める事項の価額が二千五百万円を超える部分 その価額一万円までごとに十円</li> </ul> <p>2 建設業法第二十五条第二項の規定に基づく調停</p> <p><u>調停を求める事項の価額</u> (価額を算定することができないときは、五百万円とみなす。) <u>に応じて、次に定めるところにより算出して得た金額</u> (調停を求める事項の価額が増加するときは、増加後の価額に応じて算出して得た額から増加前の価額に応じて算出して得た額を控除した金額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 調停を求める事項の価額</li> </ul>
--	----------------------------------	---

	<p>が百万円まで 二万円</p> <p>口 調停を求める事項の価額 が百万円を超える五百円までの部分 その価額一万円までごとに 四十円</p> <p>ハ 調停を求める事項の価額 が五百万円を超える一億円までの部分 その価額一万円までごとに 二十五円</p> <p>二 調停を求める事項の価額 が一億円を超える部分 その価額一万円までごとに 十五円</p>
3 建設業法第二十五条第二項の規定に基づく仲裁	<p>仲裁を求める事項の価額（価額を算定することができないときは、五百万円とみなす。）に応じて、次に定めるところにより算出して得た金額（仲裁を求める事項の価額が増加するときは、増加後の価額に応じて算出して得た額から増加前の価額に応じて算出して得た額を控除した金額）</p> <p>イ 仲裁を求める事項の価額 が百万円まで 五万円</p> <p>口 仲裁を求める事項の価額 が百万円を超える五百円までの部分 その価額一万円までごとに 百円</p> <p>ハ 仲裁を求める事項の価額 が五百万円を超える一億円までの部分 その価額一万円までごとに 六十円</p> <p>二 仲裁を求める事項の価額</p>

		が一億円を超える部分 その価額一万円までごと に二十円
二十七～百八	(略)	

○公害紛争処理法施行令（昭和四十五年八月三十一日政令第二百五十三号）  
(手数料)

第十八条 法第四十五条の手数料の額は、別表の上欄の申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。ただし、原因裁定があつた事件につき当該原因裁定がされた後三月以内に当該事件の申請人又は参加人からされた責任裁定の申請又は責任裁定の手続への参加の申立てについては、同表により算出した額から前の原因裁定の申請又は原因裁定の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

- 2 別表において手数料の額の算出の基礎とされている調停、仲裁又は責任裁定を求める事項の価額は、申請又は参加の申立てにより主張する利益によつて算定する。この場合において、価額を算定することができないときは、その価額は、五百万円とする。
- 3 第一項の手数料は、公害等調整委員会規則で定めるところにより、手数料の額に相当する額の収入印紙をもつて納めなければならない。
- 4 公害等調整委員会規則の規定により調停又は責任裁定を求める事項の価額を増加するときは、公害等調整委員会規則で定めるところにより、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と増加前の申請又は参加の申立てについて納められた手数料の額との差額に相当する額の収入印紙をもつて納めなければならない。

別表 (第十八条関係)

項	上覧	下欄
一	調停の申請	<p>調停を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額</p> <p>(一) 調停を求める事項の価額が百万円まで千円</p> <p>(二) 調停を求める事項の価額が百万円を超え一千円までの部分 その価額一万円までごとに 七円</p> <p>(三) 調停を求める事項の価額が一千万円を超え一億円までの部分 その価額一万円までごとに 六円</p> <p>(四) 調停を求める事項の価額が一億円を超える部分</p>

		<b>その価額一万円までごとに 五円</b>
二	仲裁の申請	<p>仲裁を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額</p> <p>(一) 仲裁を求める事項の価額が百万円まで 二千円</p> <p>(二) 仲裁を求める事項の価額が百万円を超え一千万円までの部分 その価額一万円までごとに 二十円</p> <p>(三) 仲裁を求める事項の価額が一千万円を超え一億円までの部分 その価額一万円までごとに 十五円</p> <p>(四) 仲裁を求める事項の価額が一億円を超える部分 その価額一万円までごとに 十円</p>
三	責任裁定の申請	<p>責任裁定を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額</p> <p>(一) 責任裁定を求める事項の価額が百万円まで 千四百円</p> <p>(二) 責任裁定を求める事項の価額が百万円を超え一千万円までの部分 その価額一万円までごとに 十三円</p> <p>(三) 責任裁定を求める事項の価額が一千万円を超え一億円までの部分 その価額一万円までごとに 十円</p> <p>(四) 責任裁定を求める事項の価額が一億円を超える部分 その価額一万円までごとに 七円</p>
四～六 (略)		

#### <附則関係>

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）  
(再審に関する経過措置)

第二十二条 新法の施行前に再審の訴えの提起又は再審の申立てがあった事件については、新法第三百四十五条から第三百四十八条までの規定（これらの規定を新法において準用する場合を含む。）にかかわらず、なお従前の例による。

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年四月六日法律第四十号）  
附 則（昭和五七年八月二十四日法律第八二号）  
(施行期日)

- 1 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この法律の施行前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年五月二六日法律第六一号）

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この法律の施行前にされた民事訴訟費用等に関する法律第九条第二項各号に掲げる申立てに係る手数料の還付については、なお従前の例による。

<資料目録>  
<民事訴訟費用法の改正（敗訴者負担）>  
(平16・1・28)

- 1 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案
  - ① 改め文・理由
  - ② 新旧
- 2 説明資料
  - ① 必要的共同訴訟における敗訴者負担の在り方
  - ② 必要的共同訴訟の場合の敗訴者負担額の試算
- 3 用例メモ

## 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律

民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雜則（第二十九条・第三十条）」を「第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用（第二十八  
第五章 雜則（第二十九条・第三十条）

条の二）

に改める。

」

第四条第一項中「価額」の下に「及び別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされてい  
る訴訟の目的の価額」を加える。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

### 第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用

第二十八条の三 訴訟代理人（弁護士、司法書士又は弁理士である者に限り、第二条第十号に規定する弁護士である者を除く。以下この条において同じ。）を選任している当事者の双方共同の申立てがあるときは、その申立てをした当事者の当該審級における訴訟代理人の報酬に係る費用は、その申立てをした当事者

が負担すべき訴訟の費用とし、その額は、その申立てをした各当事者について、その選任している訴訟代理人の数にかかわらず、当該申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的の価額に応じて、別表第三の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に定める算定方法により算出して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、本訴及びこれとその目的を同じくする反訴について同項の申立てがあつた場合におけるその反訴についてその申立てをした当事者が負担すべき前項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その反訴について同項の定めるところにより算出して得た額がその本訴について同項の定めるところにより算出して得た額を超えるときはその超える額とし、超えないときはないものとする。

3 第四条第一項の規定にかかわらず、第一項の申立てをした当事者の一方又は双方が数人ある場合における別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、その申立てをした各当事者ごとに各別に算出する。

#### (A案)

4 前項に規定する場合において、同項の申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべきときは、同項の規定にかかわらず、当該請求に係る訴訟代理人の報酬

に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、同項の申立てをした各当事者の全員について一の請求に係るものとする。

(B案)

4 前項に規定する場合において、同項の申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべきときは、同項の規定にかかわらず、その申立てをした各当事者が負担すべき第一項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、同項の定めるところにより算出して得た額をその負担すべき当事者の相手方の数で除して得た額とする。

5 第一項の申立ては、当該審級における口頭弁論の終結の時（上告審にあつては、上告状又は上告理由書の提出の時。次項において同じ。）までに、請求の趣旨及び原因並びに当事者を特定して、書面でしなければならない。

6 当事者は、第一項の申立てをした当該審級における口頭弁論の終結の時までは、双方共同して、その申立てを取り下げるができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

7 訴訟代理人は、第一項の申立て又は前項の取下げについては、特別の委任を受けなければならぬ。

8 第一項の申立てがあつた後に請求又は請求の原因の変更があつた場合における同項の規定による訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更後の請求について更に同項の申立てがあつたとき又はその変更により訴訟の目的の価額が減少するときは、その変更後の訴訟の目的の価額に応じて算出し、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更後の請求について更に同項の申立てがないときは、その変更前の訴訟の目的の価額に応じて算出する。

9 第一項の申立てをする旨又はしない旨の合意は、訴訟の係属後において訴訟代理人を選任している時に当事者間でされたものを除き、無効とする。

別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三（第四条、第二十八条の三関係）

項	上欄		下欄	
一	訴訟の目的の価額が百万円までの部分		その価額十万円までごとに	一万円
二	訴訟の目的の価額が百万円を超える五百円までの部分		その価額二十万円までごとに	五千円

三 訴訟の目的の価額が五百万円を超える部分	その価額五十万円までごとに 一円
四 訴訟の目的の価額が千万円を超える十億円までの部分	その価額百万円までごとに 三千円

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 この法律の施行前に訴えの提起があつた事件の訴訟費用の範囲については、なお従前の例による。

## 理 由

弁護士等の訴訟代理人の報酬に係る費用について、当事者が簡易な手続による償還の方法を選択することを可能にするため、当事者の双方共同の申立てがある場合にその報酬に係る費用を敗訴者の負担とする制度の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章～第三章 (略)	第一章～第三章 (同上)
第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用 (第二十八条の三)	第四章 雜則 (二十九条・第三十条)
第五章 雜則 (二十九条・第三十条)	附則
附則	附則
(訴訟の目的の価額等)	(訴訟の目的の価額等)
第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額及び別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。	第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。
257 (略)	257 (同上)
第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用	
(新設)	
第二十八条の三 訴訟代理人（弁護士、司法書士又は弁理士である者）	

に限り、第二条第十号に規定する弁護士である者を除く。以下この条において同じ。)を選任している当事者の双方共同の申立てがあるときは、その申立てをした当事者の当該審級における訴訟代理人の報酬に係る費用は、その申立てをした当事者が負担すべき訴訟の費用とし、その額は、その申立てをした各当事者について、その選任している訴訟代理人の数にかかわらず、当該申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的の価額に応じて、別表第三の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に定める算定方法により算出して得た額とする。

2| 前項の規定にかかわらず、本訴及びこれとその目的を同じくする反訴について同項の申立てがあつた場合におけるその反訴についてその申立てをした当事者が負担すべき前項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その反訴について同項の定めるところにより算出して得た額がその本訴について同項の定めるところにより算出して得た額を超えるときはその超える額とし、超えないときはないものとする。

3| 第四条第一項の規定にかかわらず、第一項の申立てをした当事者の一方又は双方が数人ある場合における別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、その申立てをした各当事者ごとに各別に算出する。

(A案)

4| 前項に規定する場合において、同項の申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべきときは、同項の規定にかかわらず、当該請求に係る訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされていける訴訟の目的の額は、同項の申立てをした各当事者の全員について一の請求に係るものとする。

(B案)

4| 前項に規定する場合において、同項の申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべきときは、同項の規定にかかわらず、その申立てをした各当事者が負担すべき第一項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、同項の定めるところにより算出して得た額をその負担すべき当事者の相手方の数で除して得た額とする。

5| 第一項の申立ては、当該審級における口頭弁論の終結の時（上告審にあつては、上告状又は上告理由書の提出の時。次項において同じ。）までに、請求の趣旨及び原因並びに当事者を特定して、書面でしなければならない。

6| 当事者は、第一項の申立てをした当該審級における口頭弁論の終結の時までは、双方共同して、その申立てを取り下げることができ

る。この場合においては、前項の規定を準用する。

7 | 訴訟代理人は、第一項の申立て又は前項の取下げについては、特別の委任を受けなければならない。

8 | 第一項の申立てがあつた後に請求又は請求の原因の変更があつた場合における同項の規定による訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更に更後の請求について更に同項の申立てがあつたとき又はその変更により訴訟の目的の価額が減少するときは、その変更後の訴訟の目的の価額に応じて算出し、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更後も訴訟の目的の価額に応じて算出し、その変更前に訴訟の目的の価額に応じて算出する。

9 | 第一項の申立てをする旨又はしない旨の合意は、訴訟の係属後ににおいて訴訟代理人を選任している時に当事者間でされたものを除き、無効とする。

第五章 雜則

第四章 雜則

第二十九条、第三十条 (略)

第二十九条、第三十条 (同上)

別表第一、第二 (略)

別表第一、第二 (同上)

別表第三（第四条、第二十八条の三関係）

（新設）

項	上欄	下欄
一 訴訟の目的の価額が百万円ま での部分	訴訟の目的の価額が百万円ま での部分	その価額十万円までごとに 一万円
二 訴訟の目的の価額が百万円を 超え五百万円までの部分	訴訟の目的の価額が百万円を 超え五百万円までの部分	その価額二十万円までごとに 五千円
三 訴訟の目的の価額が五百万円 を超える千円までの部分	訴訟の目的の価額が五百万円 を超える千円までの部分	その価額五十万円までごとに 一万円
四 訴訟の目的の価額が千円を 超え十億円までの部分	訴訟の目的の価額が千円を 超え十億円までの部分	その価額百万円までごとに 三千円

## 必要的共同訴訟における敗訴者負担の在り方

- 1 必要的共同訴訟においては、共同訴訟人の1人の行為は全員の利益においてのみその効力を生じる（民事訴訟法第40条第1項）とされ、共同訴訟人一部が訴訟物を処分することはできない。このような特殊な性質の訴訟物（共有物分割請求権、民法上の組合の財産関係、入会権等）を対象とする訴訟の訴訟代理人の報酬に係る費用については、共同訴訟人に一体的に帰属していると考えられるので、訴訟物自身の性質上（共有、合有、総有等）、そもそも訴訟物の価額に応じた費用の額を一部の共同訴訟人が受け取ることができると考えるのは合理的とはいひ難く、むしろ共同訴訟人の1人が請求できる費用の額は、訴訟物の価額に応じて算出される費用の額を共同訴訟人の人数で除して得た額と考えるのが合理的である。したがって、共同訴訟人の1人が相手方と共同申立てをした後に他の共同訴訟人が共同申立てをしたとしても、当該者が請求できる費用の額に変動が生ずることにはならない。
- 2 仮に、必要な共同訴訟においても訴訟代理人の報酬に係る費用は共同申立てをした各当事者ごとに訴額に応じて定めることを徹底すると、各当事者は、共同申立ての仕方によっては一人と共同申立てをした場合の数倍の費用を請求することができ、又は負担しなければならないことになり、この不都合を回避する方法としては、費用を負担する側（敗訴した側）が複数のときには連帯債務とし、償還を求める側（勝訴した側）が複数のときには連帯債権とする考えられる。

しかし、仮に、勝訴した側が複数のときには連帯債権となるとした場合には（注）、勝訴した側の一人が全額を回収してしまうと、他の共同訴訟人が全額を回収した共同訴訟人に対して回収した費用について何らかの請求（一定の分与・償還等の請求）をすることは当然にはできないと考えられ（全額を回収した者は法律上の原因なく回収したとはいえないことから、他の共同訴訟人は、全額を回収した者から不当利得を理由に返還を求めるることはできない。）、共同申立てをして勝訴判決を得ながら、共同訴訟人間で全額回収できる者と全く回収できない者とを生じさせることになり、費用負担の公平を害する結果となり得る。

（注）仮に連帯債権とせずに勝訴した側がそれぞれ全額を回収できるとすると、負担する側が数倍の負担をしなければならない場合が生じる。

- 3 民法上、多数当事者の債権債務関係は分割債権債務関係となるのが原則であり（民法第427条）、契約又は法律の規定のない限り当然には連帯債権・連帯債務関係とはならない。共同訴訟における訴訟費用の負担についても民事訴訟法第65条第1項は分割債権債務関係を原則としている。したがって、仮に勝訴した側が複数の場合には連帯債権とし、又は敗訴した側が複数の場合には連帯債務とする場合には、その旨の実体規定を法律に置く必要がある。

しかしながら、民訴費用法は訴訟費用の費目及びその額の定め方を定める法律であって、その債権又は債務自体の性質を規定する法律ではなく、同法にそのような規定を置くことは相当ではない。また、仮に民事訴訟法にその旨の規定を置くとすれば、訴訟代理人の報酬に係る費用のうち必要的共同訴訟の場合のみ特則を規定することになるが、そのような規定を置くことは、民事訴訟法第65条第1項（等しい割合での負担を原則としつつ、裁判所が事案に応じて裁量により連帯負担とする旨の同項の規律の在り方）との整合性の観点から疑問であり、訴訟費用全般につき一般的な規律を定める他の規定との均衡の観点からも相当ではないと考えられる。

## 必要的共同訴訟の場合の敗訴者負担額の試算について

### 1 A案の考え方

#### (1) AがX、Yに対して共有物分割請求をする場合



- 訴訟物は1個であり、その訴額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は30万円である。

ア A X間で共同の申立てがあるとき

① Aが勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

② X Y側が勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

イ まず、A X間で共同の申立てがあり、その後にA Y間で共同の申立てがあったとき。

① Aが勝訴した場合

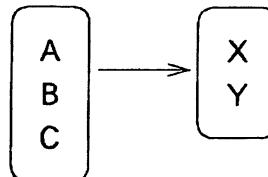
Aは、X・Yに対し、30万円を請求することができる（Xの債務とYの債務は連帯債務）。

② X Y側が勝訴した場合

X・Yは、Aに対し、30万円を請求することができる（Xの債権とYの債権は連帯債権）。

ウ 当初からA X間及びA Y間で共同の申立てがあるとき  
イと同じ。

(2) A～CがX・Yに対して共有物分割請求をする場合



※ 訴訟物の価額 1, 000万円

- 訴訟物は1個であり、その訴額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は30万円である。

ア AX間で共同の申立てがあるとき

- ① ABC側が勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

- ② XY側が勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

イ まず、AX間で共同の申立てがあり、その後にAY間で共同の申立てをした場合

- ① ABC側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、30万円を請求することができる（Xの債務とYの債務は連帯債務）。

- ② XY側が勝訴した場合

X・Yは、Aに対し、30万円を請求することができる（Xの債権とYの債権は連帯債権）。

ウ 当初からAX間及びAY間で共同の申立てがあるとき

イと同じ。

エ まず、AX間で共同の申立てがあり、その後にAY間、BX間で共同の申立てがあった場合

- ① ABC側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、30万円を請求することができる（Xの債務とYの債務は連帯債務）。

Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

（Aの債権とBの債権は連帯債権）

- ② XY側が勝訴した場合

Xは、A・Bに対し、連帶して30万円を請求することができる（Aの債務とBの債務は連帯債務）。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

（Xの債権とYの債権は連帯債権）

オ 当初から、A X間、A Y間、B X間で共同の申立てがあった場合  
工と同じ。

カ まず、A X間で共同の申立てがあり、その後にA Y間、B X間、B Y間で  
共同の申立てがあった場合

① A B C側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、30万円を請求することができる（Xの債務とY  
の債務は連帯債務）。

Bは、X・Yに対し、30万円を請求することができる（Xの債務とY  
の債務は連帯債務）。

（Aの債権とBの債権は連帯債権）

② X Y側が勝訴した場合

Xは、A・Bに対し、30万円を請求することができる（Aの債務とB  
の債務は連帯債務）。

Yは、A・Bに対し、30万円を請求することができる（Aの債務とB  
の債務は連帯債務）。

（Xの債権とYの債権は連帯債権）

キ 当初からA X間、A Y間、B X間、B Y間で共同の申立てがあった場合  
力と同じ。

ク まず、A X間で共同の申立てがあり、その後に、A Y間、B X間、B Y間、  
C X間、C Y間で共同の申立てがあった場合

① A B C側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、30万円を請求することができる（Xの債務とY  
の債務は連帯債務）。

Bは、X・Yに対し、30万円を請求することができる（Xの債務とY  
の債務は連帯債務）。

Cは、X・Yに対し、30万円を請求することができる（Xの債務とY  
の債務は連帯債務）。

（Aの債権、Bの債権、Cの債権は連帯債権）

② X Y側が勝訴した場合

Xは、A・B・Cに対し、30万円を請求することができる。

Yは、A・B・Cに対し、30万円を請求することができる。

（Xの債権、Yの債権は連帯債権）

ケ 当初から、A X間、A Y間、B X間、B Y間、C X間、C Y間で共同の申  
立てがあった場合

クと同じ。

## 2 B案の考え方

### (1) AがX、Yに対して共有物分割請求をする場合



- 訴訟物は1個であり、その訴額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は30万円である。  
Aが勝訴した場合、Aが請求できる額は30万円である。  
XY側が勝訴した場合、Xが請求できる額は $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ 、Yが請求できる額は $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ となる。

#### ア AX間で共同の申立てがあるとき

- ① Aが勝訴した場合  
Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。
- ② XY側が勝訴した場合  
Xは、Aに対し、15万円を請求することができる。

#### イ まず、AX間で共同の申立てがあり、その後にAY間で共同の申立てがあったとき。

- ① Aが勝訴した場合  
Aは、X・Yに対し、30万円を請求することができる。  
※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに15万円、Yに15万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X・Yに連帯負担を命じることができる。）。
- ② X、Yが勝訴した場合  
Xは、Aに対し、 $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ を請求することができる。  
Yは、Aに対し、 $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ を請求することができる。

#### ウ 当初からAX間及びAY間で共同の申立てがあるとき イと同じ

- (2) A～CがX・Yに対して共有物分割請求をする場合  
(訴額1,000万円, 訴訟代理人の報酬に係る費用30万円)



※訴訟物の価額1,000万円

- 訴訟物は1個であり、その訴額(1,000万円)をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は30万円である。

A・B・C側が勝訴した場合、Aが請求できる額は $30\text{万円} \div 3 = 10\text{万円}$ 、  
Bが請求できる額は $30\text{万円} \div 3 = 10\text{万円}$ 、Cが請求できる額は、 $30\text{万円} \div 3 = 10\text{万円}$ となる。

X・Y側が勝訴した場合、Xが請求できる額は $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ 、Yが請求できる額は $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ となる。

ア AX間で共同の申立てがあるとき

- ① A・B・C側が勝訴した場合

Aは、Xに対し、10万円を請求することができる。

- ② X・Y側が勝訴した場合

Xは、Aに対し、15万円を請求することができる。

イ まず、AX間で共同の申立てがあり、その後にAY間で共同の申立てをした場合

- ① A・B・C側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、10万円を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに5万円、Yに5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X・Yに連帯負担を命じることができる。）。

- ② X・Y側が勝訴した場合

Xは、Aに対し、15万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、15万円を請求することができる。

ウ 当初からAX間及びAY間で共同の申立てがあるとき  
イと同じ。

エ まず、AX間で共同の申立てがあり、その後にAY間、BX間で共同の申立てがあった場合

- ① A・B・C側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、10万円を請求することができる。

Bは、Xに対し、10万円を請求することができる。

② X・Y側が勝訴した場合

Xは、A・Bに対し、15万円を請求することができる。

Yは、A・Bに対し、15万円を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Aに7.5万円、  
Bに7.5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所  
は、X・Yに連帯負担を命じることができる。）。

オ 当初から、AX間、AY間、BX間で共同の申立てがあった場合  
力と同じ。

カ まず、AX間で共同の申立てがあり、その後にAY間、BX間、BY間で  
共同の申立てがあった場合

① A・B・C側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、10万円を請求することができる。

Bは、X・Yに対し、10万円を請求することができる。

② X・Y側が勝訴した場合

Xは、A・Bに対し、15万円を請求することができる

Yは、A・Bに対し、15万円を請求することができる

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Aに7.5万円、  
Bに7.5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所  
は、X・Yに連帯負担を命じることができる。）。

キ 当初からAX間、AY間、BX間、BY間で共同の申立てがあった場合  
力と同じ。

ク まず、AX間で共同の申立てがあり、その後に、AY間、BX間、BY間、  
CX間、CY間で共同の申立てがあった場合

① A・B・C側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、10万円を請求することができる

Bは、X・Yに対し、10万円を請求することができる

Cは、X・Yに対し、10万円を請求することができる

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに5万円、Yに  
5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X・  
Yに連帯負担を命じることができます。）。

② X・Y側が勝訴した場合

Xは、A・B・Cに対し、15万円を請求することができる。

Yは、A・B・Cに対し、15万円を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに5万円、Yに  
5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X・

Yに連帯負担を命じることができる。)。

ケ 当初から、AX間、AY間、BX間、BY間、CX間、CY間で共同の申立てがあった場合  
クと同じ。

## 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律(仮称)用例メモ(16.01.28)

### <第28条の3第1項関係>

#### 算定

○民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年四月六日法律第四十号)

(当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額)

第二条 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等(当事者又は事件の関係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。)又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 当事者等(当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。以下この号及び次号において同じ。)が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料(親権者以外の法定代理人、法人の代表者又はこれらに準ずる者が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料)

次に掲げるところにより算定した旅費、日当及び宿泊料の額

#### イ 旅費

(1) 旅行が本邦(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。)と外国(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。以下同じ。)との間のものを含まない場合においては、当事者等の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所と出頭した場所を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所との間の距離を基準として、その距離を旅行するときに通常要する交通費の額として最高裁判所が定める額(これらの場所が同一となるときは、最高裁判所が定める額)。ただし、旅行が通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払った交通費の額が当該最高裁判所が定める額を超えることを明らかにする領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え等の文書が提出されたときは、現に支払った交通費の額

(2) 旅行が本邦と外国との間のものを含む場合において、当該旅行が通常の経路及び方法によるものであるときは、現に支払った交通費の額(当該旅行が通常の経路又は方法によるものでないときは、証人に支給する旅費の例により算定した額)

#### ロ 日当

出頭及びそのための旅行(通常の経路及び方法によるものに限

る。)に現に要した日数に応じて、最高裁判所が定める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する日当の例により算定した額

#### ハ 宿泊料

出頭及びそのための旅行(通常の経路及び方法によるものに限る。)のために現に宿泊した夜数に応じて、宿泊地を区分して最高裁判所が定める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する宿泊料の例により算定した額

#### 五～十八 (略)

#### (訴訟の目的の価額等)

第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。

#### 2～7 (略)

#### (旅費の種類及び額)

第二十一条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所が相当と認める等級の運賃)、急行料金(特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金)並びに裁判所が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金(座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。)によって、路程賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所が定める額によつて、航空賃は現に支払った旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

#### (第三債務者の供託の費用の請求等)

第二十八条の二 民事執行法第百五十六条第二項 又は滞納処分と強制執行

等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）第三十六条の六第一項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により供託した第三債務者は、次の各号に掲げる費用を請求することができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 供託するために要する旅費、日当及び宿泊料  
第二条第四号及び第五号の例により算定した額
- 二 供託所に出頭しないで供託することができるときは、供託に要する書類及び供託金の提出の費用並びに供託書正本の交付を受けるために要する費用  
提出又は交付一回につき第二条第十八号の例により算定した額
- 三 供託に要する書類及び供託の事情の届出の書類の作成の費用  
供託又はその事情の届出一件につき最高裁判所が定める額
- 四 供託の事情の届出の書類の提出の費用  
提出一回につき第二条第十八号の例により算定した額
- 五 供託に要する書類で官庁その他の公の団体の作成に係るもの交付を受けるために要する費用  
交付一回につき第二条第七号の例により算定した額

2、3 （略）

#### 算定方法により算出

○国有農地等の売払いに関する特別措置法施行令（昭和四十六年五月二十二日政令第百五十七号）  
(土地等の対価の算定方法)

第一条 国有農地等の売払いに関する特別措置法（以下「法」という。）第二条の売払いの対価は、その売払いに係る土地等（法第二条の土地等をいう。以下同じ。）の時価に十分の七を乗じて算出するものとする。ただし、その算定方法により算出される額が、その売払いに係る土地等の買収の対価に相当する額（その売払いに係る土地等につき、国が耕地整理組合費、土地区画整理組合費その他農林水産省令で定める費用を負担したときは、その額にその費用に相当する額を加算して得た額とする。以下この項において同じ。）に満たない場合には、その買収の対価に相当する額によるものとする。

○農地法施行令（昭和二十七年十月二十日政令第四百四十五号）  
(附帯施設の対価の算定方法)

第三条 （略）

2 法第十四条第二項において準用する法第十一条第一項第三号の対価は、立木にあつては次に掲げる算定方法により算出するものとし、工作物にあつては附録第一の算式により算出するものとする。  
一 用材用の竹木 伐期（地方の慣行による最低伐期をいう。以下同様と

する。)に達した竹木及び伐期に達しないが市場価格のある竹木にあつては、附録第二の算式により算出される額に副産物の評価額を加えて算出するものとし、伐期に達しない竹木で市場価格のないものにあつては、附録第三の算式により算出するものとする。

## 二 薪炭用の竹木

伐期に達した竹木にあつては、附録第二の算式により算出するものとし、伐期に達しない竹木にあつては、その竹木の伐期における推定市場価格にその現在林齢の伐期林齢に対する比率を乗じて算出するものとする。

## 三 果樹その他これに類するもの

(イ) 壮齢に達しているもの 残存効用年数に応じ、その期間の推定平均純益年額の農林水産省令で定める率による複利年金現価により算出するものとする。

(ロ) 壮齢に達しないもの 壮齢に達すべき年につき(イ)の算定方法の例により算出される額に、現在の育成価格の壮齢に達すべき年の推定育成価格に対する比率を乗じて算出するものとする。

### (未墾地等の対価の算定方法)

第六条 法第五十条第一項第四号(法第五十八条第二項及び第五十九条第五項において準用する場合を含む。)の対価は、農地以外の土地にあつては、第三条第一項の算定方法により算出するものとする。この場合において、その土地の上に地上権、永小作権、入会権、賃借権その他の権利でその消滅につき法第五十三条第一項(法第五十八条第二項及び第五十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定により補償金の交付を受けるべきものがあるときは、その補償金の額を差し引き、その土地の上に竹木又は工作物があるときは、その竹木又は工作物の価額を加えて算出するものとする。

### <第28条の3第3項関係>

#### 各別に

○会社更生法(平成十四年十二月十三日法律第百五十四号)  
(代理委員)

第一百二十二条 更生債権者等又は株主等は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

○民事訴訟法(平成八年六月二十六日法律第百九号)  
(同時審判の申出がある共同訴訟)

**第四十一条 共同被告の一方に対する訴訟の目的である権利と共同被告の他方に対する訴訟の目的である権利とが法律上併存し得ない関係にある場合において、原告の申出があったときは、弁論及び裁判は、分離しないでしなければならない。**

2 前項の申出は、控訴審の口頭弁論の終結の時までにしなければならない。

3 第一項の場合において、各共同被告に係る控訴事件が同一の控訴裁判所に各別に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

○資産再評価法（昭和二十五年四月二十五日法律第百十号）

（法人の減価償却資産についての再評価税の納付）

**第五十一条（略）**

2 第六条第一項又は第十四条第一項の規定により減価償却資産について二回以上再評価を行つた場合における再評価税の納付については、その再評価日の異なるごとに、各別に前項の規定を適用する。

○会社経理応急措置法（昭和二十一年八月十五日法律第七号）

**第十六条 特別経理会社は、会社の事業年度毎に、新勘定旧勘定各別に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。**

＜第28条の3第4項関係＞

**数で除して得た額**

○社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年五月二十七日法律第七十七号）

（障害厚生年金等の額の計算の特例）

**第二十条 第十六条第一項若しくは第十七条第一項の規定により支給する障害厚生年金（以下この条及び次条において「特例による障害厚生年金」という。）の厚生年金保険法第五十条第一項若しくは第二項の規定による額又は第十六条第二項若しくは第十八条の規定により支給する遺族厚生年金（特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条及び次条において「特例による遺族厚生年金」という。）の同法第六十条の規定による額は、これらの規定にかかわらず、同法第五十条第一項若しくは第二項の規定による額又は同法第六十条の規定による額を三百で除して得た額に、第一号に掲げる月数と第二号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得た額とする。ただし、第一号に掲げる月数が三百以上である場合は、この限りでない。**

一 特例による障害厚生年金の支給事由となった障害又は特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であって政令で定めるものの月数を合算した月数

二 三百から前号に掲げる月数を控除して得た月数に、按分率を乗じて得

た月数

○政党助成法（平成六年二月四日法律第五号）

（政党の合併等の場合における政党の届出及び政党交付金の交付）

第二十三条

1、2 (略)

3 政党の分割が行われる場合において、その年分として当該分割により解散する政党（以下「分割解散政党」という。）に対して交付すべき政党交付金は、前条の規定にかかわらず、当該分割により設立される政治団体で当該設立の日において第二条第一項第一号に該当するもの（以下「分割政党」という。）に対して交付する。この場合において、当該交付する額は、その年分として分割解散政党に対して交付すべき政党交付金の額から既交付金の額を控除した残額に相当する額に当該分割政党にその設立の日現在で所属する衆議院議員又は参議院議員のうち当該分割解散政党に当該解散の日現在で所属していたものの数（以下この項及び第二十五条において「所属議員数」という。）を乗じて得た額を当該分割に係る各分割政党（次項の届出をしたものに限る。）の所属議員数を合算した数で除して得た額とする。

○犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和五十五年五月一日法律第三十六号）

（犯罪被害者等給付金の額）

第九条 遺族給付金の額は、政令で定めるところにより算定する給付基礎額に、遺族の生計維持の状況を勘案して政令で定める倍数を乗じて得た額とする。

2 (略)

3 被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合における遺族給付金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、当該療養についての被害者負担額を加えた額とする。

4 遺族給付金の支給を受けるべき遺族が二人以上あるときは、遺族給付金の額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額をその人数で除して得た額とする。

5 (略)

○公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年十月五日法律第百十一号）

（遺族補償費の額）

第三十一条 遺族補償費の額は、当該死亡した被認定者又は認定死亡者の遺族補償標準給付基礎月額に相当する額とする。

- 2 遺族補償標準給付基礎月額は、労働者の賃金水準、被認定者又は認定死亡者が死亡しなかつたとすれば通常支出すると見込まれる経費その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が、中央環境審議会の意見を聴いて定める。
- 3 遺族補償費を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の遺族補償費の額は、第一項の額をその人数で除して得た額とする。

○独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年七月三十日政令第三百四十三号）

（農業者老齢年金の額の算定方法）

第一条 独立行政法人農業者年金基金法（以下「法」という。）第二十九条の政令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

- 一 納付された保険料（法第五十五条の規定により徴収された保険料を含む。第八条第二項第二号において「納付保険料」という。）及びその者が農業者老齢年金の受給権を有したこととなった日の属する月の末日までの当該保険料の運用収入の額の総額
- 二 予定期率、予定死亡率及び第六条に規定する年齢を勘案して、将来にわたって、農業者老齢年金及び死亡一時金に関する事業に係る財政の均衡を保つことができるよう農林水産大臣が定める数

<資料目録>  
<民事訴訟費用法の改正（敗訴者負担）>  
(平16・2・5)

1 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

- ① 改め文・理由
- ② 新旧

2 説明資料

- ① 第28条の3各項の適用関係
- ② 民事訴訟法と民訴費用法との関係
- ③ 別表第三の費用額の定め方
- ④ 敗訴者負担額の試算

3 用例メモ

## 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律

民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雜則（第二十九条・第三十条）」を「第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用（第二十八  
第五章 雜則（第二十九条・第三十条）

### 条の三)

に改める。

「

第四条第一項中「価額」の下に「及び別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎と  
されている訴訟の目的の価額」を加える。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

### 第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用

第二十八条の三 訴訟代理人（弁護士、司法書士又は弁理士である者に限り、第二条第十号に規定する弁護  
士である者を除く。以下この条において同じ。）を選任している当事者の双方共同の申立てがあるときは  
、その申立てをした当事者の当該審級における訴訟代理人の報酬に係る費用は、その申立てをした当事者

が負担すべき訴訟費用とし、その額は、その申立てをした各当事者について、その選任している訴訟代理人の数にかかわらず、当該申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的の価額に応じて、別表第三の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に定めるところにより算出して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、本訴及びこれとその目的を同じくする反訴について同項の申立てがあつた場合におけるその反訴についてその申立てをした当事者が負担すべき同項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その反訴についてされた同項の申立てにつき同項の定めるところにより算出して得た額がその本訴についてされた同項の申立てにつき同項の定めるところにより算出して得た額を超えるときはその超える額とし、超えないときはないものとする。

3 第一項の申立てをした当事者の一方又は双方が数人ある場合には、第四条第一項の規定にかかわらず、別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、その申立てをした各当事者ごとに各別に算定し、その申立てをした当事者が負担すべき第一項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、当該各当事者につき、その各別に算定した訴訟の目的の価額に応じて、同項の定めるところにより算出して得た額とする。

4 前項に規定する場合において、第一項の申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべきときは、前項の規定にかかわらず、その申立てをした当事者が負担すべき第一項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、当該各当事者につき、同項及び前項の定めるところにより算出して得た額を当該各当事者の相手方当事者の全員の数で除して得た額とする。

5 第一項の申立てでは、当該審級における口頭弁論の終結の時（上告審にあつては、上告状又は上告理由書の提出の時。次項において同じ。）までに、請求の趣旨及び原因並びに当事者を特定して、書面でしなければならない。

6 当事者は、第一項の申立てをした当該審級における口頭弁論の終結の時までは、双方共同して、その申立てを取り下げることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

7 訴訟代理人は、第一項の申立て又は前項の取下げについては、特別の委任を受けなければならぬ。

8 第一項の申立てがあつた後に請求又は請求の原因の変更があつた場合における同項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更後の請求について更に同項の申立てがあつたとき又はその変更により訴訟の目的の価額が減少するときは、その変更後の訴

訴の目的の価額に応じて算出して得た額とし、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更後の請求について更に同項の申立てがないときは、その変更前の訴訟の目的の価額に応じて算出して得た額とする。

9 第一項の申立てをする旨又はしない旨の合意は、訴訟の係属後において訴訟代理人を選任している当事者の間でされたものを除き、無効とする。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第三（第四条、第二十八条の三関係）

上欄	下欄
訴訟の目的の価額が百万円までの部分	その価額十万円までごとに 一万円
訴訟の目的の価額が百万円を超えて五百万円までの部分	その価額二十万円までごとに 五千円
訴訟の目的の価額が五百万円を超えて千万円までの部分	その価額五十万円までごとに 一万円
訴訟の目的の価額が千万円を超えて十億円までの部分	その価額百万円までごとに 三千円

## 附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に訴えの提起があつた事件の訴訟費用の範囲については、なお従前の例による。

## 理 由

弁護士等の訴訟代理人の報酬に係る費用について、当事者が簡易な手続による償還の方法を選択することを可能にするため、当事者の双方共同の申立てがある場合にその報酬に係る費用を敗訴者の負担とする制度の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
目次	目次	目次
第一章～第三章 (略)	第一章～第三章 (同上)	
第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用 (第二十八条の三)	第四章 雜則 (二十九条・第三十条)	
第五章 雜則 (二十九条・第三十条)		
附則	附則	
(訴訟の目的の価額等)	(訴訟の目的の価額等)	
第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額及び別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。	第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。	
257 (略)	257 (同上)	
第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用		
(新設)		
第二十八条の三 訴訟代理人（弁護士、司法書士又は弁理士である者）		

に限り、第二条第十号に規定する弁護士である者を除く。以下この条において同じ。) を選任している当事者の双方共同の申立てがあるときは、その申立てをした当事者の当該審級における訴訟代理人の報酬に係る費用は、その申立てをした当事者が負担すべき訴訟費用とし、その額は、その申立てをした各当事者について、その選任している訴訟代理人の数にかかわらず、当該申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的的価額に応じて、別表第三の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に定めるところにより算出して得た額とする。

2) 前項の規定にかかわらず、本訴及びこれとその目的を同じくする反訴について同項の申立てがあつた場合におけるその反訴についてその申立てをした当事者が負担すべき同項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その反訴についてされた同項の申立てにつき同項の定めるところにより算出して得た額がその本訴についてされた同項の申立てにつき同項の定めるところにより算出して得た額を超えるときはその超える額とし、超えないときはないものとする。

3) 第一項の申立てをした当事者の一方又は双方が数人ある場合には、第四条第一項の規定にかかわらず、別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的的価額は、その申立てをした各当事者ごとに各別に算定し、その申立てを

した当事者が負担すべき第一項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、当該各当事者につき、その各別に算定した訴訟の目的の価額に応じて、同項の定めるところにより算出して得た額とする。

4|

前項に規定する場合において、第一項の申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべきときは、前項の規定にかかわらず、その申立てをした当事者が負担すべき第一項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、当該各当事者につき、同項及び前項の定めるところにより算出して得た額を当該各当事者の相手方当事者の全員の数で除して得た額とする。

5|

第一項の申立ては、当該審級における口頭弁論の終結の時（上告審にあつては、上告状又は上告理由書の提出の時。次項において同じ。）までに、請求の趣旨及び原因並びに当事者を特定して、書面でしなければならない。

6|

当事者は、第一項の申立てをした当該審級における口頭弁論の終結の時までは、双方共同して、その申立てを取り下げる事ができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

7|

訴訟代理人人は、第一項の申立て又は前項の取下げについては、特別の委任を受けなければならない。

8|

第一項の申立てがあつた後に請求又は請求の原因の変更があつた

場合における同項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更後の請求について更に同項の申立てがあつたとき又はその変更により訴訟の目的の価額が減少するときは、その変更後の訴訟の目的の価額に応じて算出して得た額とし、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更後の請求について更に同項の申立てがないときは、その変更前の訴訟の目的の価額に応じて算出して得た額とする。

9 第一項の申立てをする旨又はしない旨の合意は、訴訟の係属後ににおいて訴訟代理人を選任している当事者の間でされたものを除き、無効とする。

#### 第五章 雜則

第二十九条、第三十条 (略)

#### 第四章 雜則

第二十九条、第三十条 (同上)

別表第一、第二 (略)

別表第一、第二 (同上)

別表第三 (第四条、第二十八条の三関係)

(新設)

上欄	下欄
訴訟の目的の価額が百万円までの部分	その価額十万円までごとに
訴訟の目的の価額が百万円を超える部分	一万円
訴訟の目的の価額が五百万円を超える部分	五千円
訴訟の目的の価額が五百万円を超える部分	その価額二十万円までごとに
訴訟の目的の価額が五百万円を超える部分	一万円
訴訟の目的の価額が五百万円までごとに一千円までの部分	その価額五十万円までごとに一千円
訴訟の目的の価額が五百万円までごとに三千円までの部分	三千円

## 第28条の3各項の適用関係について

1 民訴費用法（以下「費用法」という。）第28条の3第1項は、共同の申立てをした当事者の訴訟代理人の報酬に係る費用の負担すべき額は、その申立てをした各当事者について、訴訟物の目的の価額に応じて定めた額とする原則を定めたものである。これにより、すべての当事者間の関係で共同申立てをした二者間の関係に解消され、簡明な処理が可能となる。

当事者的一方又は双方が複数の場合には、訴訟物の目的の価額に応じた算定の方法は第3項・第4項の規律を見ないと明らかではないが、当事者の双方が1名の場合は、この原則によって訴訟代理人の報酬に係る費用の額が一義的に定まることになる。すなわち、当事者の双方が1名の場合には、①訴訟物が一つの場合にはその目的の価額に応じて算出し、②訴訟物が複数の場合には費用法第4条第1項の規定による民事訴訟法第9条第1項の適用により、各訴訟物の価額を合算した額に応じて算出することとなる。

2 費用法第28条の3第2項は、本訴及びこれとその目的を同じくする反訴について共同の申立てがあった場合には、反訴について本訴とは別に訴訟代理人の報酬に係る費用の額を訴訟費用とするのではなく、本訴と反訴のそれにつき訴訟物の価額により訴訟代理人の報酬に係る費用の額を算出し、反訴の訴訟代理人の報酬に係る費用の額が本訴の訴訟代理人の報酬に係る費用の額を超える場合にのみ、その超える額を訴訟費用とすることとしたものである。

すなわち、本訴と反訴の目的が同じ場合には、事柄の性質上、反訴に係る訴訟費用は本訴に係る訴訟費用の中で、いわば既に評価されている関係に立つものと考えられるため、原則の例外を定めたものである。

3 費用法第28条の3第3項は、当事者的一方又は双方が数人ある場合（通常共同訴訟）の共同訴訟人の独立的地位にかんがみ、同条第1項の例外を定めたものであり、この場合には、同法第4条第1項の規定による民事訴訟法第9条第1項の適用を除外することを定めたものである。

すなわち、同項の適用により訴訟物の価額を合算して訴訟代理人の報酬に係る費用の額を算出した上で共同申立てをした当事者間の訴訟物の価額に応じた割合によって算出したのでは、通常共同訴訟における各当事者の独立的な地位にそぐわない結果となるため、同項の適用を除外し、共同申立てをした各当事者について各別に、各訴訟物に係る訴額に応じて訴訟費用となる額を算出するものとしたものである。

4 費用法第28条の3第4項は、当事者的一方又は双方が数人ある場合のうち、訴訟物につき共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき場合（必要的共同訴訟）の特殊性にかんがみ、同条第3項の例外を定めたものである。

この場合には、訴訟物自体に共同訴訟人が相互に極めて密接な利害関係（共有、合有、総有等）を有しており、各人は訴訟全体について個別の処分権を有しないことから、訴訟費用となる訴訟代理人の報酬に係る費用の額については、相手方当事者の数で除して得た額を負担するものとしたものである。

## 民訴費用法と民事訴訟法との関係について

1 民事訴訟費用等に関する法律（以下「費用法」という。）は、民事訴訟法によって決定される具体的な負担者・負担割合に従って各当事者が負担すべき訴訟費用の額を定める前提としての、訴訟費用となるべき費目及びその額の算出方法を定めるものであり、「民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等・・・が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は」と規定する費用法第2条の規定は、民事訴訟法等を適用して定められた具体的な負担者及び負担割合に従った訴訟費用の範囲を定めることを規定しているのではなく、抽象的に「負担者となるとしたならば負担することとなる訴訟費用の範囲」を定めているものと考えられる。

したがって、費用法の条文の中で民事訴訟法の具体的な負担者及び負担割合を定める規定を引用することは、民事訴訟法と費用法との間の関係（法律全体の役割分担等）の観点から相当ではないと考えられる。

2 そして、費用法第28条の3第4項についても、必要的共同訴訟において、民事訴訟法等の適用により具体的に定まった負担者の訴訟代理人の報酬に係る費用の額を定めるものではなく、抽象的に「負担者となるとしたならば負担することとなる」訴訟代理人の報酬に関する費用の額を定めるものである。

すなわち、必要的共同訴訟において、共同申立てをした当事者の一方が、相手方が選任した訴訟代理人の報酬に係る費用の額を負担者として負担することとなる場合に、その負担すべき当該費用の額は、同条第1項で算出された額を当該相手方当事者全員の数で除した額とするものである。

3 したがって、同条第4項の規定についても、同項は抽象的に「負担者となるとしたならば負担することとな」る訴訟代理人の報酬に係る費用の額を定める規定である以上、単に「その申立てをした当事者が負担すべき第一項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額」と規定することが相当であり、民事訴訟法の具体的な規定を挙げることは妥当ではないと考えられる。

## 別表第三の費用額の定め方について

### 1 訴訟費用の性質

民事訴訟費用等に関する法律は、訴訟費用となるものの費目とその額の算定方法について定めているが、その額の算定方法については、訴訟費用が敗訴という結果のみによって負担を課される性質のものであることを考慮して、当事者間の費用負担の公平という見地から、一般的類型的に必要と認められる最低限度の額を定めるという観点で規定を置いている。

訴訟費用とされる訴訟代理人の報酬に係る費用の額についても、訴訟代理人を選任した場合に、一般的類型的に生じるであろう必要最低限度の額として定められる必要がある。

### 2 参考となる基準

このような観点から参考になるのは、民事法律扶助（資力が十分でない国民等に弁護士報酬等裁判手続の遂行に必要となる費用の立替払をする制度）の代理援助事件（弁護士等が訴訟代理人としての援助を行う事件）の着手金（着手金は事件が依頼者の希望する方向で解決したかどうかを問わずに、事件依頼に際して支払うのが慣例となっている）である。民事法律扶助の対象事件を担当した弁護士等への報酬については、業務規程に報酬の基準等を記載しなければならず、その場合において、当該報酬は、民事法律扶助事業が国民等を広く援助するものであることを考慮した相当な額でなければならないとされ（民事法律扶助法第7条第2項）、業務規程については法務大臣の認可を受けなければならないこととされている（同条第1項）。事件が依頼者の希望する方向で解決したか否かを問わず、また、資力が十分でない国民からも原則として償還を予定しているという点で、民事法律扶助の着手金の基準は一般的類型的に必要となるという観点から最も適切であると考えられる（民事法律扶助の代理援助事件の着手金の支出基準については別紙参照）。

そこで、別表第三では、訴え提起手数料と同様の算定方法を採りつつ、一定の段階ごとの訴額に応じたその算出額につき、民事法律扶助の着手金の基準を目安とした費用額の設定を行っている。

民事法律扶助事件では一般に訴額が高額になる事件は少なく、訴額が高額な事件への対応を考慮する必要性が低いが、訴訟代理人の報酬の敗訴者負担制度は、訴額が高額となる事件にも対応できるものでなければならず、敗訴者の負担となる額は、一般的類型的に必要最低限度の額と認められるものでなければならない。そこで、訴額1000万円を超える部分については、訴訟代理人の報酬が一般的に訴額が大きくなるほどその遞増率が低くなり、単純に訴額に応じて高額化するものではないことを考慮して、訴額10億円での手数料の額とほぼ同額（300万円程度）となるようにし、訴額が著しく高額な場合にまで訴額に応じて訴訟代理人の報酬に係る費用の額を高額化させることは、当事者間の費用負担の公平という観点から問題を生じるので、訴額10億円を超える部分についてはその額を増加させないこととしている。

## 別紙

民事法律扶助の代理援助事件の着手金の基準は以下のとおりである。

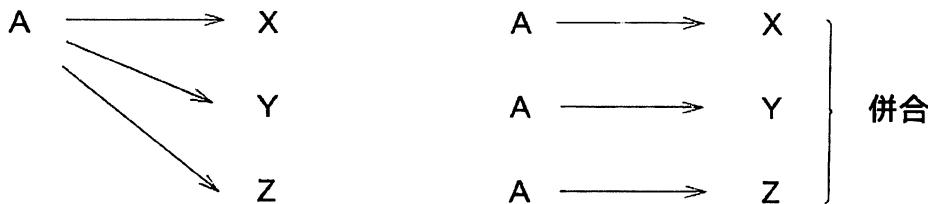
訴額 50万円未満	6万円
訴額 50万円以上 100万円未満	9万円
訴額 100万円以上 200万円未満	12万円
訴額 200万円以上 300万円未満	15万円
訴額 300万円以上 500万円未満	17万円
訴額 500万円以上 1000万円未満	20万円
訴額 1000万円以上	22万円

(事件の性質上、特に処理の困難なものについては、35万円まで支出することができる。)

## 敗訴者負担額の試算について

### 1 通常共同訴訟（訴訟物が複数の場合）

#### (1) 当事者が1人対複数の場合



#### 【事例】

- 連帯債務者X、Y、Zに対して1,000万円請求
- 主債務者X、保証人Y、Zに対して1,000万円請求
- 手形の振出人X、Y、Zに対してそれぞれ1,000万円請求

#### ア AとXが共同の申立てをした場合

A X間の訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

- ① Aが勝訴した場合、Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。
- ② Aが敗訴した場合、Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

#### イ AとX及びAとYが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

A Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

##### ① AがX、Yに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

##### ② AがXに勝訴し、Yに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

##### ③ AがXに敗訴し、Yに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

##### ④ AがX、Yに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

ウ AとX、AとY及びAとZが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

A Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

A Z間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがX、Y、Zに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Zに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに敗訴し、Y、Zに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Zに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに勝訴、Yに敗訴、Zに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Zに対し、30万円を請求することができる。

④ AがX、Yに勝訴し、Zに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Zは、Aに対し、30万円を請求することができる。

⑤ AがX、Yに敗訴し、Zに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Zに対し、30万円を請求することができる。

⑥ AがXに勝訴し、Y、Zに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Zは、Aに対し、30万円を請求することができる。

⑦ AがX、Yに敗訴し、Zに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Zは、Aに対し、30万円を請求することができる。

⑧ AがX、Y、Zに敗訴した場合

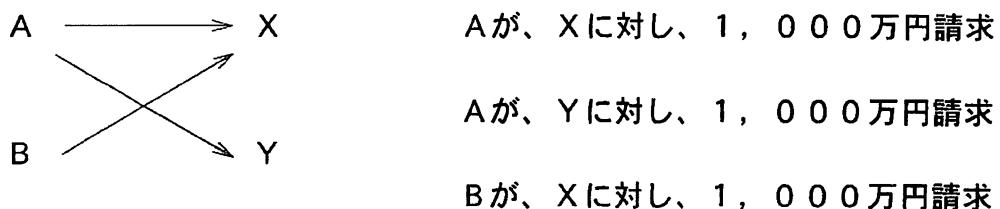
Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Zは、Aに対し、30万円を請求することができる。

※ 上記ア～ウの結論は、途中で分離されたとしても変わらない。

## (2) 当事者が複数対複数の場合



### ア AとX、AとY、BとXが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は30万円となる。

A Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は30万円となる。

B X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は30万円となる。

#### ① AがX、Yに勝訴し、BがXに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

#### ② AがX、Yに勝訴し、BがXに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

#### ③ AがXに勝訴、Yに敗訴し、BがXに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

#### ④ AがXに勝訴、Yに敗訴し、BがXに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

#### ⑤ AがXに敗訴、Yに勝訴し、BがXに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

#### ⑥ AがXに敗訴、Yに勝訴し、BがXに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

#### ⑦ AがX、Yに敗訴し、BがXに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

- Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。  
Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。
- ⑧ AがX、Yに敗訴し、BがXに敗訴した場合  
Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。  
Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。  
Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

イ AとX、AとYが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。  
A Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

- ① AがX、Yに勝訴した場合  
Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。  
Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。
- ② AがXに敗訴、Yに勝訴した場合  
Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。  
Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

ウ AとX、BとXが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。  
B Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

- ① AがXに勝訴し、BがXに勝訴した場合  
Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。  
Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。
- ② AがXに勝訴し、BがXに敗訴した場合  
Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。  
Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。
- ③ AがXに敗訴し、BがXに勝訴した場合  
Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。  
Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。
- ④ AがXに敗訴し、BがXに敗訴した場合  
Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。  
Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

エ AとXが共同の申立てをした場合

A X間の訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

- ① AがXに勝訴した場合  
Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

オ AとYが共同の申立てをした場合

A Y間の訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがYに勝訴した場合

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② AがYに敗訴した場合

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

カ BとXが共同の申立てをした場合

B X間の訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① BがXに勝訴した場合

Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

② BがXに敗訴した場合

Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

※ 上記ア～カの結論は、併合、分離されても変わらない。

## 2 必要的共同訴訟（訴訟物が1個の場合）

### (1) AがX、Yに対して共有物分割請求をする場合



- 訴訟物は1個であり、その訴額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は30万円である。

Aが勝訴した場合、Aが請求できる額は30万円である。

X・Y側が勝訴した場合、Xが請求できる額は $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ 、Yが請求できる額は $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ となる。

#### ア AX間で共同の申立てがあるとき

##### ① Aが勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

##### ② X・Y側が勝訴した場合

Xは、Aに対し、15万円を請求することができる。

#### イ まず、AX間で共同の申立てがあり、その後にAY間で共同の申立てがあったとき。

##### ① Aが勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、30万円を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに15万円、Yに15万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X・Yに連帯負担を命じることができる。）。

##### ② X・Yが勝訴した場合

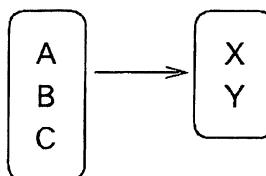
Xは、Aに対し、 $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ を請求することができる。

Yは、Aに対し、 $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ を請求することができる。

#### ウ 当初からAX間及びAY間で共同の申立てがあるとき

イと同じ

(2) A～CがX・Yに対して共有物分割請求をする場合



※訴訟物の価額 1,000万円

- 訴訟物は1個であり、その訴額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は30万円である。

A・B・C側が勝訴した場合、Aが請求できる額は $30\text{万円} \div 3 = 10\text{万円}$ 、Bが請求できる額は $30\text{万円} \div 3 = 10\text{万円}$ 、Cが請求できる額は、 $30\text{万円} \div 3 = 10\text{万円}$ となる。

X・Y側が勝訴した場合、Xが請求できる額は $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ 、Yが請求できる額は $30\text{万円} \div 2 = 15\text{万円}$ となる。

ア AX間で共同の申立てがあるとき

- ① A・B・C側が勝訴した場合

Aは、Xに対し、10万円を請求することができる。

- ② X・Y側が勝訴した場合

Xは、Aに対し、15万円を請求することができる。

イ まず、AX間で共同の申立てがあり、その後にAY間で共同の申立てをした場合

- ① A・B・C側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、10万円を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに5万円、Yに5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X、Yに連帯負担を命じることができる。）。

- ② X・Y側が勝訴した場合

Xは、Aに対し、15万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、15万円を請求することができる。

ウ 当初からAX間及びAY間で共同の申立てがあるとき  
イと同じ。

エ まず、AX間で共同の申立てがあり、その後にAY間、BX間で共同の申立てがあった場合

- ① A・B・C側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、10万円を請求することができる。

Bは、Xに対し、10万円を請求することができる。

- ② X・Y側が勝訴した場合

Xは、A・Bに対し、15万円を請求することができる。

Yは、A・Bに対し、15万円を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Aに7.5万円、Bに7.5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X・Yに連帯負担を命じることができる。）。

オ 当初から、AX間、AY間、BX間で共同の申立てがあった場合  
エと同じ。

カ まず、AX間で共同の申立てがあり、その後にAY間、BX間、BY間で  
共同の申立てがあった場合

① ABC側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、10万円を請求することができる。

Bは、X・Yに対し、10万円を請求することができる。

② XY側が勝訴した場合

Xは、A・Bに対し、15万円を請求することができる

Yは、A・Bに対し、15万円を請求することができる

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Aに7.5万円、  
Bに7.5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所  
は、X・Yに連帯負担を命じることができる。）。

キ 当初からAX間、AY間、BX間、BY間で共同の申立てがあった場合  
カと同じ。

ク まず、AX間で共同の申立てがあり、その後に、AY間、BX間、BY間、  
CX間、CY間で共同の申立てがあった場合

① ABC側が勝訴した場合

Aは、X・Yに対し、10万円を請求することができる

Bは、X・Yに対し、10万円を請求することができる

Cは、X・Yに対し、10万円を請求することができる

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに5万円、Yに  
5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X・  
Yに連帯負担を命じることができます。）。

② XY側が勝訴した場合

Xは、A・B・Cに対し、15万円を請求することができる。

Yは、A・B・Cに対し、15万円を請求することができる。

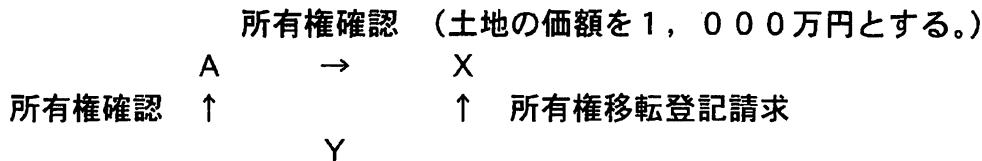
※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに5万円、Yに  
5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X・  
Yに連帯負担を命じることができます。）。

ケ 当初から、AX間、AY間、BX間、BY間、CX間、CY間で共同の申  
立てがあった場合

クと同じ。

### 3 三面訴訟

●独立当事者参加（一応、勝訴敗訴の論理的関係は無視する。）



ア AとXが共同の申立てをした場合

A X間の訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがXに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

イ AとYが共同の申立てをした場合

A Y間の訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがYに勝訴した場合

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② AがYに敗訴した場合

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

ウ XとYが共同の申立てをした場合

X Y間の訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① XがYに勝訴した場合

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② XがYに敗訴した場合

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

エ AとX、AとYが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

A Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがX、Yに勝訴した場合

Aは、Xに対し30万円、Yに対し30万円を請求することができる。

② AがXに勝訴し、Yに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに敗訴し、Yに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

④ AがX、Yに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

オ AとX、XとYが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

X Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがXに勝訴し、XがYに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに勝訴し、XがYに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに敗訴し、XがYに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

④ AがXに敗訴し、XがYに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

カ AとY、XとYが共同の申立てをした場合

A Y間については、訴訟物の価額の合計額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

X Y間については、訴訟物の価額の合計額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがYに勝訴し、XがYに勝訴した場合

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② AがYに勝訴し、XがYに敗訴した場合

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

③ AがYに敗訴し、XがYに勝訴した場合

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

④ AがYに敗訴し、XがYに敗訴した場合

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

キ AとX、XとY、AとYが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

X Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

A Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがX、Yに勝訴し、XがYに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに敗訴し、XがYに勝訴し、AがYに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに勝訴し、XがYに敗訴し、AがYに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

④ AがXに勝訴し、XがYに敗訴し、AがYに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

⑤ AがXに敗訴し、XがYに敗訴し、AがYに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

⑥ AがXに勝訴し、XがYに敗訴し、AがYに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

⑦ AがXに敗訴し、XがYに勝訴し、AがYに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

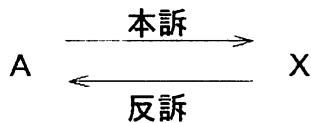
⑧ AがXに敗訴し、XがYに敗訴し、AがYに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

#### 4 反訴



##### (1) 本訴とその目的を同じくする反訴の場合

###### ① 本訴と反訴の訴額が同じ 1, 000万円

本訴の訴額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

反訴の訴額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の算出額は、30万円となる。

###### ア 本訴についてのみ共同の申立てがある場合

Aが勝訴した場合、Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Xが勝訴した場合、Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

###### イ 反訴についてのみ共同の申立てがある場合

aと同じ

###### ウ 本訴、反訴ともに共同の申立てがある場合

###### (ア) Aが勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

###### (イ) Xが勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

###### ② 本訴の訴額が 1, 000万円、反訴の訴額が 3, 000万円

本訴の訴額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の算出額は、30万円となる。

反訴の訴額（3, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の算出額は、36万円となる。

###### ア 本訴についてのみ共同の申立てがある場合

①のアと同じ

###### イ 反訴についてのみ共同の申立てがある場合

Aが勝訴した場合、Aは、Xに対し、36万円を請求することができる。

Xが勝訴した場合、Xは、Aに対し、36万円を請求することができる。

###### ウ 本訴、反訴ともに共同の申立てがある場合

###### (ア) Aが勝訴した場合

Aは、Xに対し、36万円を請求することができる。

###### (イ) Xが勝訴した場合

Xは、Aに対し、36万円を請求することができる。

(2) 本訴とその目的を同じくしない反訴の場合

① 本訴と反訴の訴額が同じ 1, 000万円

本訴の訴額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の算出額は、30万円となる。

反訴の訴額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の算出額は、30万円となる。

ア 本訴について共同の申立てがある場合

Aが本訴に勝訴した場合、Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Xが本訴に勝訴した場合、Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

イ 反訴について共同の申立てがある場合

Aが反訴に勝訴した場合、Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Xが反訴に勝訴した場合、Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

ウ 本訴、反訴ともに共同の申立てがある場合

(ア) Aが本訴、反訴に勝訴した場合

Aは、Xに対し、 $30\text{万円} + 30\text{万円} = 60\text{万円}$ を請求することができる。

(イ) Aが本訴に勝訴し、反訴に敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

(ウ) Aが本訴に敗訴し、反訴に勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

(エ) Aが本訴、反訴に敗訴した場合

Xは、Aに対し、 $30\text{万円} + 30\text{万円} = 60\text{万円}$ を請求することができる。

② 本訴の訴額が 1, 000万円、反訴の訴額が 3, 000万円

本訴の訴額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の算出額は、30万円となる。

反訴の訴額（3, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の算出額は、36万円となる。

ア 本訴について共同の申立てがある場合

①のアと同じ

イ 反訴について共同の申立てがある場合

Aが反訴に勝訴した場合、Aは、Xに対し、36万円を請求することができる。

Xが反訴に勝訴した場合、Xは、Aに対し、36万円を請求することができる。

ウ 本訴、反訴ともに共同の申立てがある場合

(ア) Aが本訴、反訴に勝訴した場合

Aは、Xに対し、 $30\text{万円} + 36\text{万円} = 66\text{万円}$ を請求することができる。

(イ) Aが本訴に勝訴し、反訴に敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Aに対し、36万円を請求することができる。

(ウ) Aが本訴に勝訴し、反訴に敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

(エ) Aが本訴に敗訴し、反訴に勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Xに対し、36万円を請求することができる。

(オ) Aが本訴、反訴に敗訴した場合

Xは、Aに対し、 $30\text{万円} + 36\text{万円} = 66\text{万円}$ を請求することができる。

## 5 訴えの変更

A → X  
1,000万円請求  
共同の申立て後に訴えの変更

(1) 請求の減縮（500万円に減縮）の場合

変更後の訴額（500万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、20万円となる。

① Aが勝訴した場合

Aは、Xに対し、20万円を請求することができる。

② Xが勝訴した場合

Xは、Aに対し、20万円を請求することができる。

(2) 請求の拡張（2,000万円に拡張）の場合

① 変更後の請求について共同の申立てがあった場合

変更後の訴額（2,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、33万円となる。

ア Aが勝訴した場合

Aは、Xに対し、33万円を請求することができる。

イ Xが勝訴した場合

Xは、Aに対し、33万円を請求することができる。

② 変更後の請求について共同の申立てがない場合

変更前の訴額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

- ア Aが勝訴した場合  
Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。
- イ Xが勝訴した場合  
Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

(3) 訴えの追加的変更の場合

- ① 訴額が増加する場合（変更後の訴額2,000万円）  
(2) の①と同じ
- ② 訴額が増加しない場合  
(2) の②と同じ

(4) 訴えの交換的変更の場合

- ① 訴額が増加する場合（変更後の訴額2,000万円）  
(2) の①と同じ
- ② 訴額が変わらない場合  
(2) の②と同じ
- ③ 訴額が減少する場合（変更後の訴額500万円）  
(1)と同じ

## 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律(仮称)用例メモ(16.02.05)

### <28条の3第4関係>

#### 相手方当事者

○国税通則法(昭和三十七年四月二日法律第六十六号)

(原告が行うべき証拠の申出)

第一百六条 国税に関する法律に基づく処分(更正決定等及び納税の告知に限る。以下この項において「課税処分」という。)に係る行政事件訴訟法第三条第二項(処分の取消しの訴え)に規定する処分の取消しの訴えにおいては、その訴えを提起した者が必要経費又は損金の額の存在その他これに類する自己に有利な事実につき課税処分の基礎とされた事実と異なる旨を主張しようとするときは、相手方当事者となつた税務署長又は税關長が当該課税処分の基礎となつた事実を主張した日以後遅滞なくその異なる事実を具体的に主張し、併せてその事実を証明すべき証拠の申出をしなければならない。ただし、当該訴えを提起した者が、その責めに帰することができない理由によりその主張又は証拠の申出を遅滞なくすることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

2 (略)

○地方税法(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)

(原告が行うべき証拠の申出)

第十九条の十四 第十九条第一号、第三号、第五号若しくは第六号に掲げる処分又は加算金の決定に係る行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分の取消しの訴えにおいては、その訴えを提起した者が必要経費又は損金の額の存在その他これに類する自己に有利な事実につきその処分の基礎とされた事実と異なる旨を主張しようとするときは、相手方当事者となつた地方団体の長又は第三条の二に規定する支庁、地方事務所、市の区の事務所若しくは税務に関する事務所の長がその処分の基礎となつた事実を主張した日以後遅滞なくその異なる事実を具体的に主張し、併せてその事実を証明すべき証拠の申出をしなければならない。ただし、当該訴えを提起した者が、その責めに帰することができない理由によりその主張又は証拠の申出を遅滞なくすることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

2 (略)

#### の全員の

○民事訴訟法(平成八年六月二十六日法律第百九号)

(必要的共同訴訟)

(訴訟手続の中止及び受継)

第一百二十四条 次の各号に掲げる事由があるときは、訴訟手続は、中断する。

この場合においては、それぞれ当該各号に定める者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

一～五 (略)

六 選定当事者の全員の死亡その他の事由による資格の喪失選定者の全員  
又は新たな選定当事者

2～5 (略)

○特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）  
(管理協定の締結等)

第二十七条 地方公共団体は、保全調整池が有する雨水を一時的に貯留する機能の保全のため必要があると認めるときは、保全調整池所有者等（当該保全調整池の敷地である土地（建築物等に保全調整池が設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該保全調整池に係る部分）の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。次項及び第三十一条において同じ。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該保全調整池の管理を行うことができる。

一～四 (略)

2 管理協定については、保全調整池所有者等の全員の合意がなければならない。

○資産の流動化に関する法律（平成十年六月十五日法律第百五号）  
(資産流動化計画の変更)

第一百八条の二 特定目的会社は、社員総会の決議によらなければ資産流動化計画を変更することができない

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、特定目的会社は、次に掲げる場合には、資産流動化計画を変更することができる。

- 一 その変更の内容が内閣府令で定める軽微な内容である場合
- 二 社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者（次項において「利害関係人」という。）の全員の当該変更に係る事前の承諾がある場合
- 三 (略)

4、5 (略)

○公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年十月五日法律第百十一号）

(委員会議)

第一百十九条 審査会の会務の処理（審査請求の事件の取扱いを除く。）は、

委員の全員の会議（以下この条において「委員会議」という。）の議決によるものとする。

2～6 （略）

○司法書士法（昭和二十五年五月二十二日法律第百九十七号）  
(法人の代表)

第三十七条 司法書士法人の社員は、各自司法書士法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち特に司法書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

2 簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的とする司法書士法人における簡裁訴訟代理関係業務については、前項本文の規定にかかわらず、特定社員のみが、各自司法書士法人を代表する。ただし、当該特定社員の全員の同意によつて、当該特定社員のうち特に簡裁訴訟代理関係業務について司法書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

○地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）  
(職員団体の登録)

第五十三条

1、2 （略）

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。

4～10 （略）

＜別表第3関係＞

○民事再生法第二百四十二条第三項の額を定める政令（平成十三年三月十六日政令第五十号）  
(個人別生活費)

第二条 前条第一号の個人別生活費の額は、再生債務者及び被扶養者（法第二百四十二条第二項第七号に規定する扶養を受けるべき者をいう。以下同じ。）のそれぞれについての次の各号に掲げる居住地域の区分（別

表第一で定める居住地域の区分をいう。以下同じ。) に対応する当該各号に定める額の合計額とする。

- 一 第一区 別表第二の一の上欄に掲げる再生債務者又は被扶養者の年齢の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額
- 二～六 (略)
- 2 (略)

別表第二の一 第一区における個人別生活費の表 (第二条関係)

上欄	下欄
二歳未満	二十七万九千円
二歳	三十一万円
(中略)	
七十歳以上	六十二万四千円

(勤労必要経費)

第六条 第一条第五号の勤労必要経費の額は、再生債務者の収入が勤労に基づいて得たものである場合には、再生債務者の次の各号に掲げる居住地域の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第一区及び第二区 別表第七の一の上欄に掲げる収入額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額
- 二 第三区及び第四区 別表第七の二の上欄に掲げる収入額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額
- 三 第五区及び第六区 四十五万五千円
- 2、3 (略)

別表第七の一 第一区及び第二区における勤労必要経費の表 (第六条関係)

上欄	下欄
二百万円未満	四十九万円
二百万円以上二百五十万円未満	五十二万五千円
二百五十万円以上	五十五万五千円

別表第七の二 第三区及び第四区における勤労必要経費の表 (第六条関係)

上欄	下欄
二百万円未満	四十七万六千円
二百万円以上	五十万五千円

○道路交通法 (昭和三十五年六月二十五日法律第百五号)

(通則)

第一百二十五条 この章において「反則行為」とは、前章の罪に当たる行為のうち別表の上欄に掲げるものであつて、車両等 (重被牽引車以外の軽車両を除く。次項において同じ。) の運転者がしたものをいい、その種別は、

政令で定める。

2 (略)

3 この章において「反則金」とは、反則者がこの章の規定の適用を受けようとする場合に国に納付すべき金銭をいい、その額は、別表に定める金額をこえない範囲内において、反則行為の種別に応じ政令で定める。

(反則者に係る保護事件)

第百三十条の二 家庭裁判所は、前条本文に規定する通告があつた事件について審判を開始した場合において、相当と認めるときは、期限を定めて反則金の納付を指示することができる。この場合において、その反則金の額は、第百二十五条第三項の規定にかかわらず、別表に定める金額をこえない範囲内において家庭裁判所が定める額とする。

2、3 (略)

別表（第百十五条、第百三十条の二関係）

反則行為の区分	反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
第百十八条第一項第一号又は第二項の罪に当たる行為（第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為を除く。）	大型自動車、大型特殊自動車、トロリーバス及び路面電車（以下「大型自動車等」という。）	五万円
	普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車（以下「普通自動車等」という。）	四万円
	小型特殊自動車及び原動機付自転車（以下「小型特殊自動車等」という。）	三万円
(以下略)		

備考

反則金の限度額は、この表の上欄に掲げる反則行為の区分及びこの表の中欄に掲げる反則行為に係る車両等の種類に応じ、この表の下欄に掲げる金額とする。

○道路交通法施行令（昭和三十五年十月十一日政令第二百七十号）

第二十六条の七 法第七十五条の二第一項の政令で定める基準は、次の表一の上欄に掲げる違反行為が行われた場合において、自動車の使用者がその違反行為の区分ごとに同表の中欄に掲げる指示を受けた後一年以内における当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数（当該違反行為及び当該指示を受けた時から当該違反行為が行われた時までの間における当該自動車についての当該違反行為と同一の区分のその

他の違反行為（その行為の都度、同表の下欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限る。）のそれぞれについて別表第一の定めるところにより付した基礎点数の合計をいう。以下この条において同じ。）が、当該自動車の使用者の次の表二の上欄に掲げる前歴の回数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める点数以上の点数に該当することとなつたときは、当該自動車の次の表三の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間を超えない範囲内の期間、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができることとする。

表一

違反行為	自動車の使用者に対する指示	罪
法第二十二条の二第一項に規定する最高速度違反行為	法第二十二条の二第一項に規定による指示	法第一百八条第一項第一号又は第二項の罪
法第七十五条第一項第七号に規定する放置行為	法第五十一条の四（法第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定による指示	法第一百九条の二第一項第一号若しくは第二号又は第二項の罪
法第五十八条の三第一項に規定する過積載をして自動車を運転する行為	法第五十八条の四の規定による指示	法第一百八条第一項第二号の罪
法第六十六条の二第一項に規定する過労運転	法第六十六条の二第一項の規定による指示	法第一百十七条の四第三号の罪

表二

前歴の回数	点数
なし	六点
一回	四点
二回以上	二点

備考 この表において「前歴の回数」とは、違反行為関係累計点数に係る当該違反行為が行われた日を起算日とする過去一年以内に当該違反行為に係る自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、法第七十五条第二項又は法第七十五条の二第一項の規定による公安委員会の命令（当該違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。次項において「使用制限命令」と総称する。）を受けた回数をいう。

表三

自動車の種類	期間
大型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	三月
普通自動車	二月
大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車	一月

## 2 (略)

別表第一（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係）

### 一 違反行為に対する基礎点数

違反行為の種別	点数
酒酔い運転、麻薬等運転又は共同危険行為等禁止違反	二十五点
酒気帯び（〇・二五以上）無免許運転	二十三点
酒気帯び（〇・二五未満）無免許運転	二十点
(以下略)	

### 二 違反行為に付する付加点数（交通事故の場合）

交通事故の種別	交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合における点数	中欄に規定する場合以外の場合における点数
人の死亡に係る交通事故	二十点	十三点
(以下略)		

### 三 違反行為に付する付加点数（交通事故の場合の措置義務違反をした場合）

措置義務違反の種別	点数
人の死亡又は傷害に係る交通事故を起こした場合における法第七十二条第一項前段の規定に違反する行為	二十三点
物の損壊に係る交通事故を起こした場合における法第七十二条第一項前段の規定に違反する行為	五点

### 備考

- 一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。
  - 1 一の表の上欄に掲げる違反行為の種別に応じ、同表の下欄に掲げる点数とする。この場合において、同時に二以上の種別の違反行為に当たるときは、これらの違反行為の点数のうち最も高い点数（同じ点数のときは、その点数）によるものとする。
  - 2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合には、次に定めるところによる。
    - (イ) 1による点数に、二の表の区分に応じ同表の中欄又は下欄に掲げる点数を加えた点数とする。ただし、当該交通事故が建造物以外の物

の損壊のみに係るものであるときは、1による点数とする。

(四) 法第七十二条第一項前段の規定に違反したときは、(一)による点数に、三の表の上欄に掲げる措置義務違反の種別に応じ同表の下欄に掲げる点数を加えた点数とする。

3 故意による人の死傷若しくは建造物の損壊に係る違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合又は刑法第二百八条の二の罪に当たる行為（違反行為に該当するものに限る。）をした場合には、1及び2の規定にかかわらず、四十五点とする。

## 二 (略)

### ○出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年十月四日政令第三百十九号） (在留資格及び在留期間)

第二条の二 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。

2 在留資格は、別表第一又は別表第二の上欄に掲げるとおりとし、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。

## 3 (略)

### (在留)

第十九条 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は、次項の許可を受けて行う場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる活動を行つてはならない。

一 別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格をもつて在留する者 当該在留資格に応じこれらの表の下欄に掲げる活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬（業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他 の法務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を受ける活動

二 別表第一の三の表及び四の表の上欄の在留資格をもつて在留する者 収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動

2 法務大臣は、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

## 3 (略)

別表第一（第二条の二、第十九条関係）

在留資格	本邦において行うことができる活動
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。）
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動

別表第一の二、同三、同四、別表第二 （略）

2/5 16

## 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律

民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雜則（第二十九条・第三十条）」を  
「第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用（第二十九条）」  
「第五章 雜則（第二十九条・第三十条）」

### 条の三)

に改める。

」

第四条第一項中「価額」の下に「及び別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額」を加える。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

### 第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用

第二十八条の三 訴訟代理人（弁護士、司法書士又は弁理士である者に限り、第二条第十号に規定する弁護士である者を除く。以下この条において同じ。）を選任している当事者の双方共同の申立てがあるときは、その申立てをした当事者の当該審級における訴訟代理人の報酬に係る費用は、その申立てをした当事者

が負担すべき訴訟費用とし、その額は、その申立てをした各当事者について、その選任している訴訟代理人の数にかかわらず、当該申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的の価額に応じて、別表第三の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に定めるところにより算出して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、本訴及びこれとその目的を同じくする反訴のいずれについても同項の申立てがあつた場合においては、その反訴について同項の申立てをした当事者が負担すべき訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その反訴についてされたその申立てにつき同項の定めるところにより算出して得た額がその本訴についてされた同項の申立てにつき同項の定めるところにより算出して得た額を超えるときはその超える額とし、超えないときはないものとする。

3 第一項の申立てをした当事者の一方又は双方が数人ある場合には、その申立てをした当事者が負担すべき訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、当該各当事者について、当該申立てにおいて数人ある当事者のそれについて特定された請求に係る訴訟の目的の価額に応じて、同項の定めるところにより当該各当事者ごとに各別に算出して得た額とする。

4 前項に規定する場合において、第一項の申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的が共同訴訟人

の全員について合一にのみ確定すべきときは、前項の規定にかかわらず、その申立てをした当事者が負担すべき訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、当該各当事者について、第一項の定めるところにより算出して得た額を当該各当事者の相手方当事者の全員の数で除して得た額とする。

5 第一項の申立ては、当該審級における口頭弁論の終結の時（上告審にあつては、上告状又は上告理由書の提出の時。次項において同じ。）までに、請求の趣旨及び原因並びに当事者を特定して、書面でしなければならない。

6 当事者は、第一項の申立てをした当該審級における口頭弁論の終結の時までは、双方共同して、その申立てを取り下げることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

7 訴訟代理人は、第一項の申立て又は前項の取下げについては、特別の委任を受けなければならない。

8 第一項の申立てがあつた後に請求又は請求の原因の変更があつた場合における同項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更後の請求について更に同項の申立てがあつたとき又はその変更により訴訟の目的の価額が減少するときは、その変更後の訴訟の目的の価額に応じて算出して得た額とし、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつて

その変更後の請求について更に同項の申立てがないときは、その変更前の訴訟の目的の価額に応じて算出して得た額とする。

9 第一項の申立てをする旨又はしない旨の合意は、訴訟の係属後において訴訟代理人を選任している当事者の間でされたものを除き、無効とする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第四条、第二十八条の三関係）

上欄	下欄
訴訟の目的の価額が百万円までの部分	その価額十万円までごとに 一万円
訴訟の目的の価額が百万円を超えて五百万円までの部分	その価額二十万円までごとに 五千円
訴訟の目的の価額が五百万円を超えて千万円までの部分	その価額五十万円までごとに 一万円
訴訟の目的の価額が千万円を超えて十億円までの部分	その価額百万円までごとに 三千円

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に訴えの提起があつた事件の訴訟費用の範囲については、なお従前の例による。

## 理 由

弁護士等の訴訟代理人の報酬に係る費用について、当事者の双方共同の申立てがある場合に、これを訴訟費用として敗訴者の負担とする制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律

民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雜則（第二十九条・第三十条）」を「第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用（第二十八  
第五章 雜則（第二十九条・第三十条）

### 条の三)

に改める。

」

第四条第一項中「価額」の下に「及び別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎と  
されている訴訟の目的の価額」を加える。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

### 第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用

第二十八条の三 訴訟代理人（弁護士、司法書士又は弁理士である者に限り、第二条第十号に規定する弁護  
士である者を除く。以下この条において同じ。）を選任している当事者の双方共同の申立てがあるときは  
、その申立てをした当事者の当該審級における訴訟代理人の報酬に係る費用は、その申立てをした当事者

が負担すべき訴訟費用とし、その額は、その申立てをした各当事者について、その選任している訴訟代理人の数にかかわらず、当該申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的の価額に応じて、別表第三の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に定めるところにより算出して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、本訴及びこれとその目的を同じくする反訴のいずれについても同項の申立てがあつた場合においては、当該反訴について同項の申立てをした当事者が負担すべき訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その申立てにつき同項の定めるところにより算出して得た額が当該本訴についてされた同項の申立てにつき同項の定めるところにより算出して得た額を超えるときはその超える額とし、超えないときはないものとする。

3 第一項の申立てをした当事者の一方又は双方が数人ある場合には、その申立てをした当事者が負担すべき訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、当該申立てにおいて数人ある当事者のそれぞれについて特定された請求に係る訴訟の目的の価額に応じて、当該請求に係る各当事者ごとに各別に同項の定めるところにより算出して得た額とする。

4 前項に規定する場合において、第一項の申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的が共同訴訟人

の全員について合一にのみ確定すべきときは、前項の規定にかかわらず、その申立てをした当事者が負担すべき訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、当該各当事者について、第一項の定めるところにより算出して得た額を当該各当事者の相手方当事者の全員の数で除して得た額とする。

5 第一項の申立ては、当該審級における口頭弁論の終結の時（上告審にあつては、上告状又は上告理由書の提出の時。次項において同じ。）までに、請求の趣旨及び原因並びに当事者を特定して、書面でしなければならない。

6 当事者は、第一項の申立てをした当該審級における口頭弁論の終結の時までは、双方共同して、その申立てを取り下げることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

7 訴訟代理人は、第一項の申立て又は前項の取下げについては、特別の委任を受けなければならない。

8 第一項の申立てがあつた後に請求又は請求の原因の変更があつた場合における同項の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更後の請求について更に同項の申立てがあつたとき又はその変更により訴訟の目的の価額が減少するときは、その変更後の訴訟の目的の価額に応じて算出して得た額とし、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつて

その変更後の請求について更に同項の申立てがないときは、その変更前の訴訟の目的の価額に応じて算出して得た額とする。

9 第一項の申立てをする旨又はしない旨の合意は、訴訟の係属後において訴訟代理人を選任している当事者の間でされたものを除き、無効とする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第四条、第二十八条の三関係）

上欄	下欄
訴訟の目的の価額が百万円までの部分	その価額十万円までごとに 一万円
訴訟の目的の価額が百万円を超え五百万円までの部分	その価額二十万円までごとに 五千円
訴訟の目的の価額が五百万円を超え千万円までの部分	その価額五十万円までごとに 一万円
訴訟の目的の価額が千万円を超えて十億円までの部分	その価額百万円までごとに 三千円

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に訴えの提起があつた事件の訴訟費用の範囲については、なお従前の例による。

## 理 由

弁護士等の訴訟代理人の報酬に係る費用について、当事者の双方共同の申立てがある場合に、これを訴訟費用として敗訴者の負担とする制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。